

第 5 次

いわき市障がい者計画（後期）

第 7 期

いわき市障がい福祉計画

第 3 期

いわき市障がい児福祉計画

令和6年度 ▶▶ 令和8年度

すべての市民が、相互に支え合い、
地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

令和6年2月



いわき市

はじめに



本市では、令和3年2月に「第5次いわき市障がい者計画」を策定し、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念として、障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めてまいりました。

この間、国においては、令和5年3月に障がい者施策の最も基本的な計画である「第5次障害者基本計画」を策定したほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和6年4月施行）、「障害者による情報の取得

及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行（令和4年5月）、「児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立（令和6年4月施行）などがあり、障がいのある方々を取り巻く環境が大きく変革しております。

さらには、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4年12月に成立（令和6年4月施行）し、「障がい者等の地域生活の支援体制の充実」、「障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」等を図ることが求められております。

こうした国の動向や新たな障がい者関連施策に対応するため、このたび、「第5次いわき市障がい者計画」について、「基本理念」及び6つの「基本目標」を継承しつつ、社会情勢の変化や国等の動向、地域課題の変化を考慮しながら、「4つの視点」、「施策分野」及び「各分野に位置づけられる施策の基本的方向性」の見直しを行うとともに、その実施計画である「第7期いわき市障がい福祉計画」及び「第3期いわき市障がい児福祉計画」を併せて策定いたしました。

今後におきましては、より一層の支援体制の充実及び「人づくり日本一」の実現に向け福祉人材の確保・育成に取り組んでいくとともに、本計画に基づき、行政はもとより、市民、事業者、関係機関等の皆様と連携を図りながら、保健・医療をはじめ、教育、就業、生活環境等の各施策分野において、総合的に障がい者施策の着実な推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり御尽力いただきました「いわき市地域自立支援協議会」の委員の皆様、実態調査や市民意見募集等を通して御協力いただき貴重な御意見・御要望をお寄せくださいました市民の皆様、障がい者団体、関係機関の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和6年2月

いわき市長 内田 広之

目次

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）	1
第1章 計画策定の趣旨等	3
1 計画の背景と趣旨	3
2 法令等の改正の動き	4
3 制度改正の内容	5
4 社会情勢の変化への対応	10
第2章 本計画の位置づけ等	11
1 計画の位置づけ	11
2 他計画との関連	12
3 計画の期間	13
4 計画の対象範囲	13
5 本市における圏域（区域設定）の考え方	13
6 計画の改定手続	14
第3章 障がい者等を取り巻く現状と課題	15
1 本市における障がい者数等の状況	15
2 障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果）	26
3 障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果	41
4 障がい者（児）関連団体実態調査結果	44
5 現計画の進捗状況	47
6 第5次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価	49
第4章 基本的な考え方	51
1 基本理念	51
2 基本目標	51
3 計画の視点	52
4 計画の体系	53
第5章 施策分野と基本的方向性	55
1 施策分野1 『理解促進』	55
2 施策分野2 『生活支援』	66
3 施策分野3 『保健・医療』	84
4 施策分野4 『生活環境』	97
5 施策分野5 『教育・育成』	107
6 施策分野6 『雇用・就業』	116
第6章 計画の推進	125
1 各主体の役割	125
2 計画の進行管理	126

第2編 第7期いわき市障がい福祉計画..... 127

第1章 成果目標と目標達成のための方策 129

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 130
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 131
- 3 地域生活支援の充実 132
- 4 福祉施設から一般就労への移行等 133
- 5 相談支援体制の充実・強化等 135
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 137

第2章 障害福祉サービス等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策 139

- 1 障害福祉サービス等の体系図 139
- 2 障害福祉サービス 140
- 3 相談支援 154
- 4 地域生活支援事業 156

第3編 第3期いわき市障がい児福祉計画..... 165

第1章 成果目標と目標達成のための方策 167

- 1 障害児支援の提供体制の整備等 168

第2章 障害児通所支援等の必要な量の見込及び見込量確保のための方策 171

- 1 障害児通所支援・障害児相談支援 171
- 2 子ども・子育ての支援等における体制整備 175

資料編 177

- 1 用語解説 179
- 2 いわき市地域自立支援協議会設置要綱 189
- 3 いわき市地域自立支援協議会委員名簿 191
- 4 第5次市障がい者計画（後期）・第7期市障がい福祉計画・第3期市障がい児福祉計画策定経緯 192
- 5 パブリックコメントの結果について 193

【「障がい」の表記について】

市では、障がいの「害」という漢字表記について、平成16年2月に策定しました『新・いわき市障がい者計画』から「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

【「障がい者」及び「障がいのある方」等の表記について】

- (1) 原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」と表記します。
- (2) 名称等で「障がいのある方」と表記することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。
- (3) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画の背景と趣旨

国では、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年9月以降、「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立（一部を除き平成25年4月施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立（平成28年4月施行）、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立（平成28年5月施行）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）など、国内法を整備し、障がい者施策を充実させてきました。

その後、令和3年～令和4年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和6年4月1日施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月施行）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立（一部を除き令和6年4月1日施行）など、障がい者関連施策の更なる推進がなされるとともに、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを基本理念とする「第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）」が策定されました。

また、令和5年5月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（令和5年こども家庭庁 厚生労働省告示第一号）においては、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

本市においては、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とし、障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定めた『第5次いわき市障がい者計画』、障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』を令和3年2月に策定し、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

このたび、『第5次いわき市障がい者計画』の前期計画期間及び『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』の計画期間が令和5年度末をもって満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国が定める基本指針や県の計画等を踏まえて『第5次いわき市障がい者計画』の見直し及び『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』を策定することとします。

2 法令等の改正の動き

令和3年2月の『第5次いわき市障がい者計画』及び『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』策定以降、改正障害者差別解消法の成立、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に加え、児童福祉法や障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立するなど、障がい者関連の法律・制度は年々変容しています。

年	国の主な動き
令和3年	<p>5月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者差別解消法）の成立（令和6年4月1日施行）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化
令和4年	<p>5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する <p>6月 児童福祉法等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備 ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等 <p>12月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の成立（令和6年4月1日施行）^{※1}</p> <p>【改正の主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ・障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備
令和5年	<p>3月 「第5次障害者基本計画」策定</p>

※1 一部は公布後3年以内の政令で定める日、令和5年4月1日、令和5年10月1日に施行

3 制度改正の内容

(1) 第5次障害者基本計画について

国の「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念のもと、共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

感染症の拡大やSDGsの取組の推進など社会情勢が変化中、目指すべき社会の実現に向けて、11の分野で施策の基本的な方向が定められ、各分野に共通する横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」等が掲げられています。

障害者基本計画（第5次）の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置づけ：政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画
 （障害者基本法第11条に基づき策定し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定）
 計画期間：2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間

2. 計画の背景（社会情勢の変化）

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

⇒大会を契機に進展した機運を一過性のものにせず、引き続きアクセシビリティの向上や心のバリアフリーの理解促進に取り組むことが必要

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

⇒感染症拡大時をはじめとした非常時には、脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる

(3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

⇒「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は障害者基本計画の理念にも通ずるため、共生社会の実現に向け、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者施策を推進することが求められる

3. 実現を目指すべき社会

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によっても変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる
共生社会

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会

障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

4. 各分野に共通する横断的視点

(1)条約の理念の尊重及び整合性の確保	(2)共生社会の実現に資する取組の推進	(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援	(5)障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	(6)PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

8. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和4年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針は、国が障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものであり、市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保など障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

令和5年5月に見直された基本指針では、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障害者等に対する虐待の防止や障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等について新たに示されています。

【基本指針見直しの主なポイント】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日ごろからの都道府県と市町村の連携の必要性 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
<p>⑥地域における相談支援体制の充実・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
<p>⑧地域共生社会の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【障害福祉サービス等に係る成果目標】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行
【施設入所者の地域生活への移行】 ・令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
【施設入所者数の削減】 ・令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】 ・平均325.3日以上（都道府県）
【精神病床における1年以上長期入院患者数】 ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定（都道府県）
【精神病床における早期退院率】 ・入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上（都道府県）
③地域生活支援の充実
・各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターや事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討
・各市町村又は各圏域で、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規
④福祉施設から一般就労への移行等
【一般就労移行者の増加】 ・令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援1.31倍以上、就労A型1.29倍以上、就労B型1.28倍以上） ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上に 新規
【就労定着支援事業利用者の増加】 ・令和3年度実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上に ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークを強化し、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進（都道府県） 新規
⑤障害児支援の提供体制の整備等
【児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】 ・難聴児の支援を総合的に推進するための計画を策定（都道府県） 新規 ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築（都道府県・政令市）
【重症心身障害児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（圏域確保も可）
【医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置】 ・医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する（都道府県） 新規 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（圏域設置も可）
【障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置】 ・障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場の設置（都道府県・政令市） 新規
⑥相談支援体制の充実・強化
・各市町村で基幹相談支援センターを設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

4 社会情勢の変化への対応

（1）SDGsの視点による障がい福祉施策の推進

SDGsとは、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、先進国を含む全世界共通の目標です。“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念に、平成28年～令和12年の間に持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

我が国においても、平成28年にSDGs推進本部が設置され、同年12月には今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が示されました。

国の第5次障害者基本計画においても、SDGsの達成のため、障がいのある方を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進する旨が記載されていることから、本計画においても、障がい福祉分野に関連する上記の目標を念頭に置き、SDGsの目標を踏まえ施策を推進します。

【障がい福祉に関連する目標】



（2）新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は社会や市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がいのある方を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

また、障がいのある方へのサービス提供を担う事業者側でも、サービス利用者への感染対策の徹底の難しさやサービス提供内容の質の低下、感染者発生時の福祉人材の不足など、コロナ禍における事業所運営の様々な課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、障がいのある方の中には、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える方もいます。

このような感染症拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がいのある方を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本計画においても、その影響やニーズの違いに留意しながら、各種施策を推進していきます。

第2章 本計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画であり、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画です。

『第7期いわき市障がい福祉計画』は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針（こども家庭庁・厚生労働省告示）に即して定める計画です。

『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。なお、児童福祉法第33条の20第6項及び障害者総合支援法第88条第6項の規定により障害福祉計画と一体のものとして策定することができる計画であることから、『第7期いわき市障がい福祉計画』と一体的に策定するものとします。

また、本計画は障害者文化芸術活動推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格も持ち合わせます。

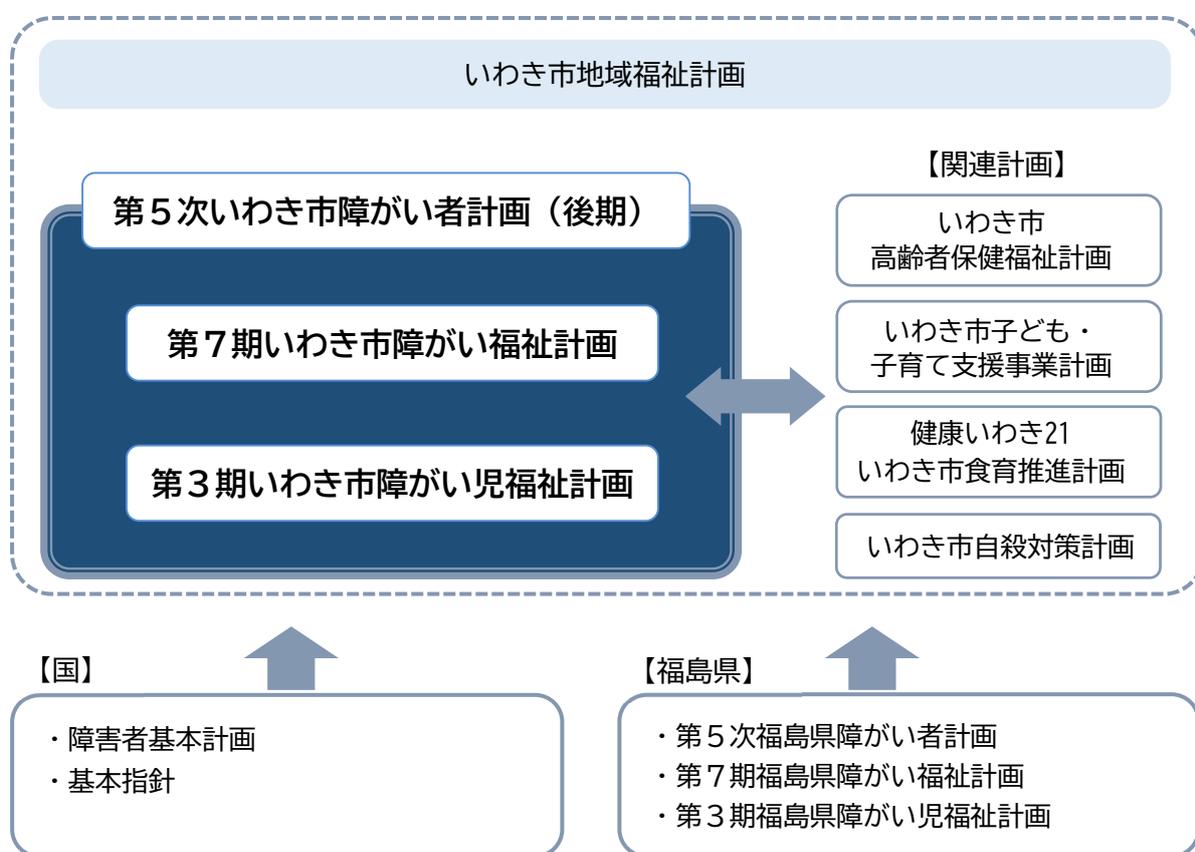
【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画（3年1期）	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画（3年1期）
国	第5次障害者基本計画 令和5年度～令和9年度	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県、市町村が計画策定にあたって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

2 他計画との関連

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、『いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』、『いわき市自殺対策計画』等の本市の関連する諸計画と連動し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、前期計画における取組上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】

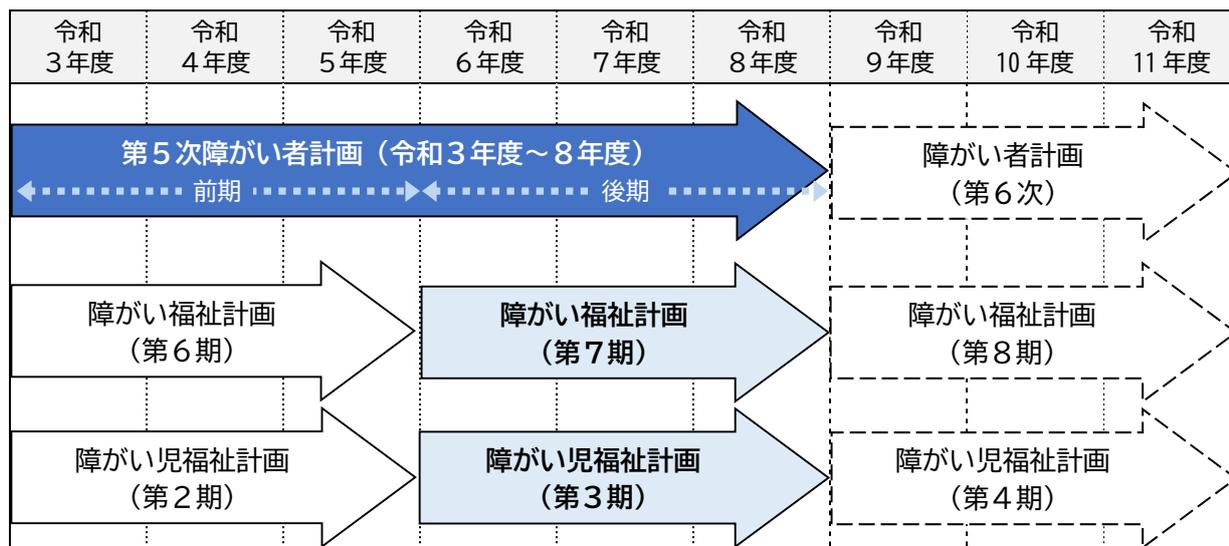


3 計画の期間

『第5次いわき市障がい者計画』の計画期間は令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画で、前期を令和3年度から5年度、後期を令和6年度から8年度とします。

『第7期いわき市障がい福祉計画』及び『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、令和6年度から令和8年度までの3か年間を計画期間とします。

令和8年度にそれぞれ見直しを行い、次期計画を策定します。



4 計画の対象範囲

平成23年の障害者基本法の改正に伴い、障害者の定義が「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされ、発達障がいや難病に起因する障がいも含まれたことから、本市でも、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障がいのある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

5 本市における圏域（区域設定）の考え方

保健福祉分野の個別計画を総合的に横につなぐ『いわき市地域福祉計画』において、地区保健福祉センターエリアを単位とした連携体制の確立を図ることとしており、令和3年2月に策定された『第6期いわき市障害福祉計画』、『第2期いわき市障害児福祉計画』においても7つの圏域を基本としていることから、本計画においても、引き続き7つの圏域を基本に、計画的に施策を推進します。

6 計画の改定手続

(1) いわき市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

障害福祉サービスの実態や障がいのある方の意向などを把握するとともに、本市の現状や課題などを抽出・分析し、『第5次いわき市障がい者計画』の改定及び『第7期いわき市障がい福祉計画』『第3期いわき市障がい児福祉計画』の策定の基礎資料として活用することを目的とし、障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し調査を実施しました。

調査期間	令和4年10月26日（水）～令和4年11月11日（金）
調査対象 及び 回収状況	障がいのある方：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び本市障害福祉サービスの利用者、難病疾患者 5,000人（有効回答数：2,151人） 事業者：市内で障害福祉サービスを提供する事業者 251社（有効回答数：178社） 団体：市内の障がい者（児）団体 27団体（有効回答数：12団体）
調査方法	郵送による配布・回収（障がいのある方を対象とした調査ではインターネット回答を併用）

(3) 関係団体ヒアリング調査の実施

『第5次いわき市障がい者計画』の改定及び『第7期いわき市障がい福祉計画』『第3期いわき市障がい児福祉計画』を策定するにあたり、市内の障がい者（児）団体に対し、現在の取組や、地域での生活、不安等の課題や市の障害福祉施策に関する課題・要望などを中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

調査日	令和5年1月23日（月）～令和5年1月24日（火）
調査対象	障がい者（児）団体 5団体

(4) パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、市障がい福祉課、市役所本庁舎1Fロビー、各支所の情報公開コーナーにおいて計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第3章 障がい者等を取り巻く現状と課題

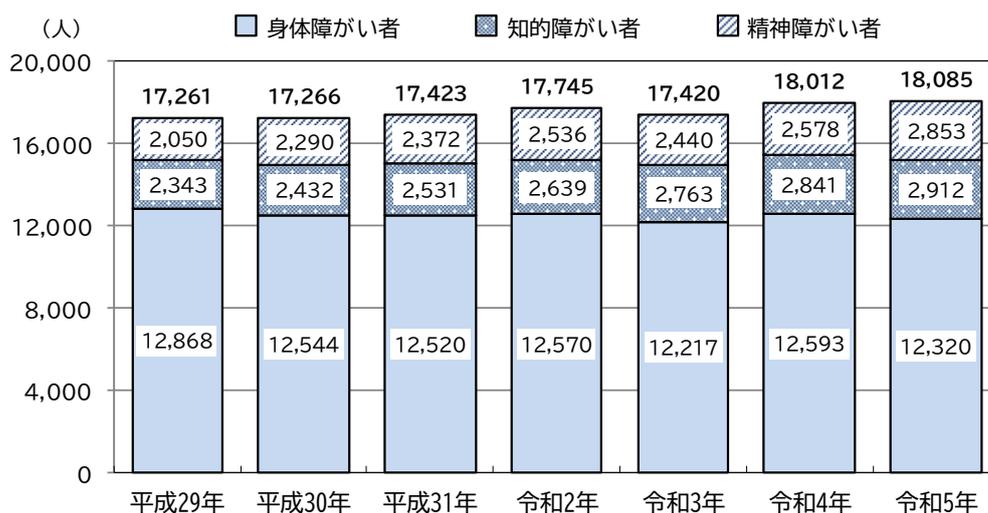
1 本市における障がい者数等の状況

(1) 障がい者（児）数

令和5年4月1日現在（精神障がい者のみ一部3月31日現在）、本市における障がい者（児）数は18,085人で、市の総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は5.61%となっています。

その内訳は、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）が12,320人、知的障がい者（療育手帳所持者）が2,912人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が2,853人となっており、近年の動向としては、知的障がい者や精神障がい者が増加傾向にあります。

【障がい者（児）数】



出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在
（精神障がい者のみ令和2年・令和4年・令和5年以外は3月31日現在）

【障がい者（児）の対人口比率】

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口（人）	346,119	343,258	340,561	337,765	329,469	326,684	322,509
障がい者（児）数（人）	17,261	17,266	17,423	17,745	17,420	18,012	18,085
人口割合（%）	4.99	5.03	5.12	5.25	5.29	5.51	5.61

出典：【人口】いわき市の人口指標／各年4月1日現在（令和3年のみ10月1日現在）

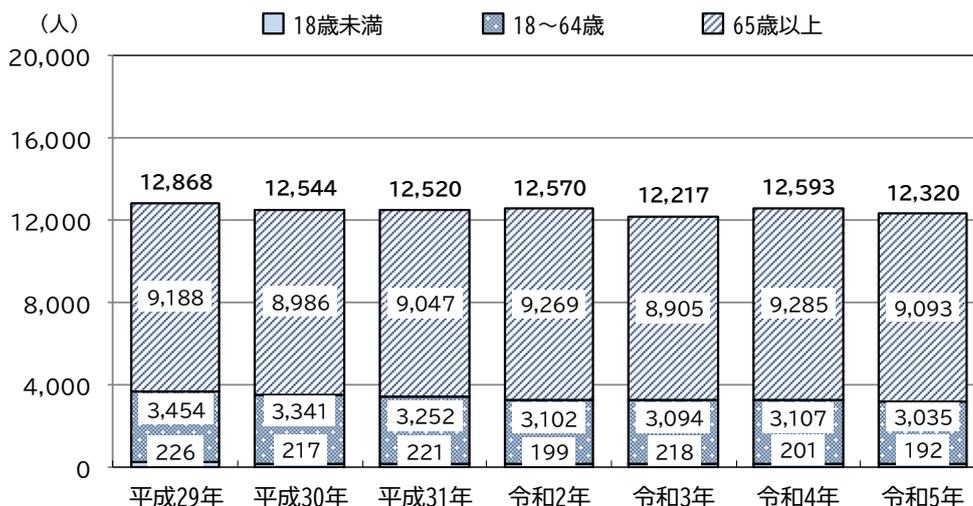
【障がい者数】いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在

※手帳の重複所持者の場合、手帳の種別ごとに1人と計上しています。

（2）身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は12,320人となっており、65歳以上の高齢者が9,093人と全体の7割以上を占めています。身体障がいの部位別では、「肢体不自由」が最も多く6,411人、身体障害者手帳の等級別では、「1級」及び「2級」の重度者が合わせて6,627人と最も多く、それぞれ全体の半数以上を占めています。

【年齢別 身体障がい者数】



【部位別 身体障がい者数】

（単位：人）

部位	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚	889	852	833	836	794	855	843
聴覚・平衡機能	894	875	881	925	863	928	880
音声・言語・そしゃく機能	145	139	143	146	137	146	147
肢体不自由	7,102	6,845	6,751	6,815	6,444	6,616	6,411
内部	3,838	3,833	3,912	3,848	3,979	4,048	4,039
合計	12,868	12,544	12,520	12,570	12,217	12,593	12,320

【等級別 身体障がい者数】

（単位：人）

等級	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
重度	1級	4,776	4,728	4,804	4,763	4,737	4,627
	2級	2,189	2,102	2,039	2,029	1,955	2,000
中度	3級	1,702	1,653	1,659	1,646	1,598	1,634
	4級	2,828	2,735	2,693	2,665	2,642	2,640
軽度	5級	696	672	664	754	617	732
	6級	677	654	661	713	668	687
合計	12,868	12,544	12,520	12,570	12,217	12,593	12,320

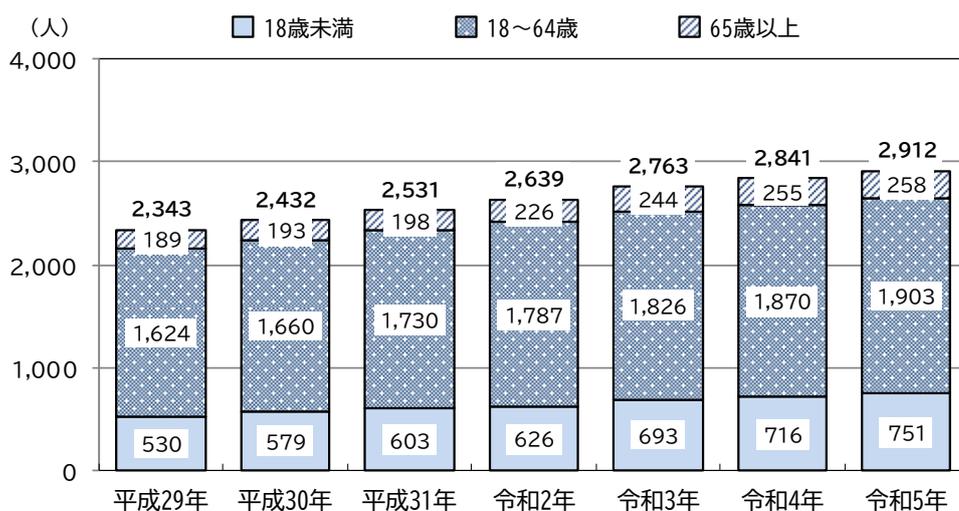
出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在

(3) 知的障がい者（療育手帳所持者）数

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者は2,912人と年々増加傾向にあり、平成29年の2,343人から約1.2倍となっています。年齢別では、18歳未満が751人(全体の25.8%)となっており、他の障がいに比べ18歳未満（障がい児）の占める割合が多くなっています。

療育手帳の等級別にみると、令和5年4月1日現在では「A」が926人、「B」が1,986人となっています。

【年齢別 知的障がい者数】



【等級別 知的障がい者数】

(単位：人)

等級	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	818	839	855	883	899	923	926
B（中軽度）	1,525	1,593	1,676	1,756	1,864	1,918	1,986
合計	2,343	2,432	2,531	2,639	2,763	2,841	2,912

出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年4月1日現在

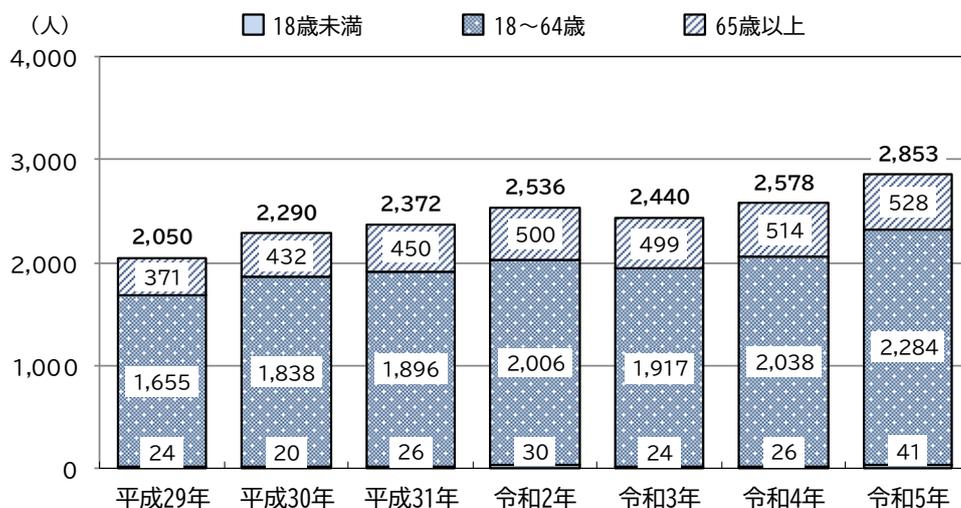
（４）精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者等）数

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は2,853人と年々増加傾向にあり、平成29年からの6年間で、18～64歳及び65歳以上では約1.4倍、18歳未満では約1.7倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別にみると、「2級（中度）」、「3級（軽度）」が多く、中度・軽度の障がい者が全体の約9割を占めています。特に、軽度の障がい者数の増加幅が大きく、平成29年からの5年間で約1.7倍となっています。

【年齢別 精神障がい者数】



【等級別 精神障がい者数】

（単位：人）

等級	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級（重度）	252	260	240	230	196	213	223
2級（中度）	1,046	1,135	1,163	1,237	1,194	1,223	1,322
3級（軽度）	752	895	969	1,069	1,050	1,142	1,308
合計	2,050	2,290	2,372	2,536	2,440	2,578	2,853

出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年3月31日現在（令和2年・令和4年・令和5年のみ4月1日で集計）

②自立支援医療（精神通院医療）受給者数

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状のある方に対し支給される精神通院医療の受給者数は、令和5年3月31日現在では4,256人となっており、平成29年からの6年間で約1.2倍に増加しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数】

（単位：人）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	3,576	3,782	3,986	4,032	4,057	4,205	4,256

出典：いわき市の保健福祉・子育て支援／各年3月31日現在

(5) 難病等（指定難病医療費受給者証所持者数）

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等^(※1)が加わりました。

当初、障害者総合支援法における難病等の範囲は、難病患者等居宅生活支援事業の対象疾病（130疾病）と同じ範囲とされていましたが、平成27年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部改正法」（平成27年1月1日施行）が成立したことを踏まえ、順次対象疾病が拡大され、令和3年11月からは366疾病が対象^(※2)となっています。

難病の方の中には身体障害者手帳を所持している方もいますが、難病を対象とした手帳はなく、今回定められた難病等の対象となる方の正確な数を把握することは困難となっています。

次の表は、難病患者の医療費助成制度である「指定難病医療費助成制度」の対象となっている疾患の対象者数です。

令和5年11月30日現在、指定難病医療費助成制度の対象となっている疾病は338疾病^(※3)となっており、本市において医療費の助成を受けている難病患者数は2,609人と、一時減少傾向にあったものの、再び増加しています。

※1 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。

※2 令和5年3月24日に障害者総合支援法対象疾病検討会において対象疾病の検討が行われ、令和6年4月より対象疾病を369疾病に見直す方針がとりまとめられています。

※3 厚生労働省より、指定難病に3疾病を新規追加（令和6年4月施行）することが令和5年10月30日付で告示されました。今回の指定で令和6年4月より告示上341疾病に拡大されます。

【指定難病医療費受給者証所持者数】

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象疾病数	330	331	333	333	338	338	338
所持者数（人）	2,166	2,086	2,234	2,406	2,615	2,424	2,609

出典：地域保健課データ／各年度3月31日現在（令和5年度のみ11月30日現在）

（6）発達障がい者（児）

平成22年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正、並びに平成23年の障害者基本法の改正により、発達障がい^{（※）}が各法の対象となることが明文化されました。

発達障がいのある方の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している方もいますが、発達障がいを対象とした手帳はなく、その正確な数を把握することは困難となっています。

なお、文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常学級に在籍している割合は、平成24年調査結果では6.5%、令和4年調査結果（小・中学校）では8.8%との推計値が示されており、10年間で該当の児童生徒の割合が微増していることがわかります。

※ 平成28年に改正された発達障害者支援法において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。

（7）障害支援区分の状況

令和5年4月1日現在の障害支援区分の認定者は1,858人となっており、区分6が471人と最も多く、次いで区分3が384人となっています。

6年前の平成29年に比べ、比較的支援の度合いが低い区分1～区分2については減少していますが、一方で、区分3以上の認定者は増加しています。

【障害支援区分別障がい者数】 （単位：人）

	区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	区分1	62	49	45	36	32	28	19
	区分2	382	377	359	322	329	316	322
	区分3	316	328	330	362	388	387	384
	区分4	318	331	333	335	351	363	374
	区分5	251	264	271	283	292	295	288
	区分6	366	408	443	455	464	468	471
	合計	1,695	1,757	1,781	1,793	1,856	1,857	1,858

出典：障がい福祉課データ／各年4月1日現在

(8) 就労の状況

いわき市内の、令和5年の民間企業における障がいのある方の雇用状況は、就労している障がいのある方が811.0人で、平成29年から約17.0%増加しています。

実雇用率、法定雇用率達成企業の割合については、ともに平成29年以降福島県を上回る水準で推移しています。令和5年時点の実雇用率は2.38%と平成29年から0.34ポイント増加しており、法定雇用率達成企業の割合についても、法改正により法定雇用率が変動している影響により増減を繰り返していますが、令和5年時点では65.5%と、国や福島県を大きく上回る達成率となっています。

【障がい者の雇用・就労状況の推移】

区分		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法定雇用率※1 (%)		2.0	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3
国	実雇用率 (%)	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33
	法定雇用率達成企業の割合 (%)	50.0	45.9	48.0	48.6	47.0	48.3	50.1
福島県	対象企業数 (社)	1,326	1,425	1,464	1,456	1,512	1,520	1,519
	算定常用労働者数※2 (人)	237,544.0	242,103.0	243,013.5	239,887.5	241,963.0	240,342.5	239,619.5
	就労者数 (障がいのある方) (人)	4,623.0	4,949.5	5,126.0	5,170.5	5,195.0	5,264.5	5,479.5
	実雇用率 (%)	1.95	2.04	2.11	2.16	2.15	2.19	2.29
	法定雇用率達成企業の割合 (%)	55.7	53.1	54.7	55.7	53.1	54.3	56.7
いわき市	対象企業数 (社)	219	249	255	245	259	256	255
	算定常用労働者数 (人)	33,816.5	35,656.0	36,437.0	34,274.5	34,793.5	34,073.0	34,053.5
	就労者数 (障がいのある方) (人)	691.0	778.5	802.0	791.5	776.0	779.5	811.0
	実雇用率 (%)	2.04	2.18	2.20	2.31	2.23	2.29	2.38
	法定雇用率達成企業の割合 (%)	57.5	60.2	56.9	63.3	60.6	64.1	65.5

出典：職業安定所（ハローワーク）／各年6月1日現在

※1 法定雇用率とは、民間企業や国・地方公共団体が達成を義務づけられている障害者雇用率を示し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業や国・地方公共団体は、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないと定められています。現行の障害者雇用率は、民間企業：2.3%、特殊法人等：2.6%、国・地方公共団体：2.6%、都道府県等の教育委員会：2.5%となっており、令和6年度以降は段階的な引き上げが予定されています。

※2 算定常用労働者数とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」を示し、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数を表しています。

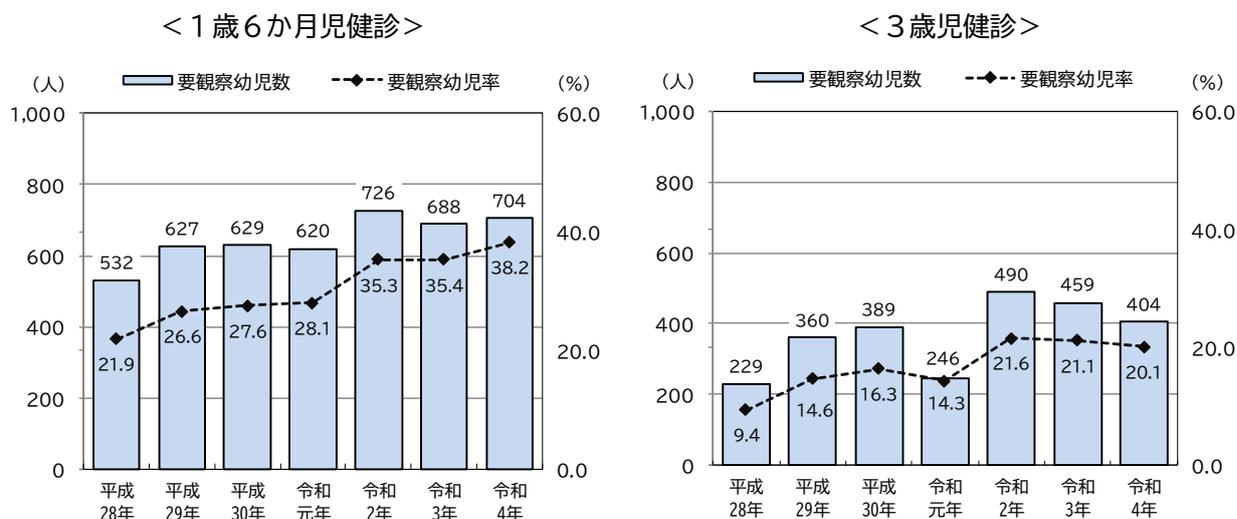
（9）保健・教育の状況

①要観察幼児数

令和4年度の健診で経過観察が必要となった幼児数をみると、1歳6か月児は704人、3歳児は404人で、出生数が減少傾向にある中、要観察幼児数^(※)は増加傾向となっています。

これに伴い要観察幼児率についても上昇しており、令和4年度の1歳6か月児では38.2%、3歳児では20.1%と、いずれも平成28年度の約1.7～2.1倍となっています。

【要観察幼児数】



区分		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
1歳6か月児健診	健康診査対象幼児数 (人)	2,509	2,437	2,362	2,322	2,117	2,044	1,918
	健康診査受診幼児数 (人)	2,425	2,355	2,281	2,208	2,054	1,946	1,842
	要観察幼児数 (人)	532	627	629	620	726	688	704
	要観察幼児率 (%)	21.9	26.6	27.6	28.1	35.3	35.4	38.2
3歳児健診	健康診査対象幼児数 (人)	2,549	2,598	2,512	1,823	2,357	2,313	2,087
	健康診査受診幼児数 (人)	2,438	2,465	2,386	1,719	2,271	2,173	2,009
	要観察幼児数 (人)	229	360	389	246	490	459	404
	要観察幼児率 (%)	9.4	14.6	16.3	14.3	21.6	21.1	20.1

出典：こども家庭課データ／各年度

※ 要観察幼児とは、健康診査時に助言指導を行い、その結果の確認やその経過を定期的に確認する必要があり、主に言語や運動、精神発達の遅れ等が挙げられます。

②障がい児の就学状況

各年度末時点における、保育所・幼稚園・認定こども園等の障がい児の在籍数は301人で、年々増加傾向となっています。

特別支援学級の在籍者数は、令和5年5月1日時点で小学校が791人、中学校が254人となっており、平成29年以降、児童数の増加に伴って学級数も増加傾向にあります。

通級指導教室については、平成31年の学級数の増加に伴い、児童数も増加しており、令和5年5月1日時点で152人となっています。

特別支援学校の在籍状況については、県立富岡支援学校（知的）の高等部の生徒数及び県立平支援学校（肢体不自由）の小学部の児童数に減少がみられます。

【保育所・幼稚園・認定こども園等における障がい児の在籍状況】

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所（人）	185	191	179	187	213	211	214
幼稚園（人）	43	56	72	69	62	56	69
認定こども園（人）	7	6	0	6	11	14	18
合計（人）	235	253	251	262	286	281	301

出典：子ども支援課データ／各年度末現在

【特別支援学級の在籍状況等】

区分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	設置校数（校）	45	47	47	48	48	50	50
	学級数（学級）	72	79	91	98	109	128	135
	児童数（人）	331	355	421	498	595	693	791
中学校	設置校数（校）	24	26	25	26	25	24	24
	学級数（学級）	36	42	36	45	45	50	50
	生徒数（人）	149	168	165	207	221	248	254

出典：教育年報／各年5月1日現在

【通級指導教室の在籍状況等】

区分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	設置校数（校）	6	6	7	7	7	7	6
	学級数（学級）	9	9	10	10	10	10	10
	児童数（人）	121	110	150	156	136	150	152

出典：教育年報／各年5月1日現在

【特別支援学校の在籍状況】

（単位：人）

区分			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
聴覚	県立聴覚支援学校 平校	幼稚部	2	2	2	3	4	7	5
		小学部	10	8	4	9	6	4	6
知的	県立いわき支援学校	小学部	76	81	73	72	84	92	102
		中学部	53	47	54	53	49	51	51
		高等部	82	91	86	88	86	97	98
	県立いわき支援学校 くぼた校	小学部							
		中学部							
		高等部	28	30	31	26	29	28	37
	県立富岡支援学校	小学部	20	26	30	30	32	24	21
		中学部	10	8	9	7	9	9	9
		高等部	22	21	22	19	17	15	9
肢体不自由	県立平支援学校	小学部	53	54	50	41	38	30	27
		中学部	21	26	23	23	23	32	28
		高等部	29	25	20	17	23	23	29

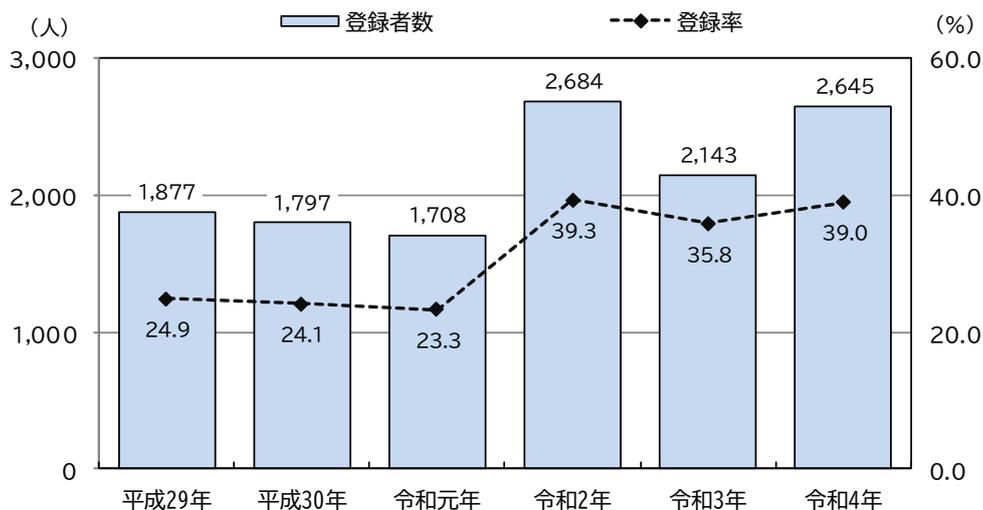
出典：教育年報／各年5月1日現在

(10) 災害における対策の状況

避難行動要支援者避難支援制度の登録者数は令和4年度2月末時点において2,645人で、登録率は39.0%となっています。

令和2年度に、制度の周知のため未登録者に制度の案内を送付したことで、登録者数が大きく増加し、以降の登録率は35~40%で推移しています。

【避難行動要支援者避難支援制度登録者数の推移】



(単位：人、%)

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
対象者数（障がいのある方）	7,538	7,442	7,343	6,835	5,981	6,784
登録者数（障がいのある方）	1,877	1,797	1,708	2,684	2,143	2,645
登録（同意）率	24.9	24.1	23.3	39.3	35.8	39.0

出典：避難行動要支援者名簿／各年度2月末現在

2 障がい者（児）実態調査結果（障がい福祉に関するアンケート調査結果）

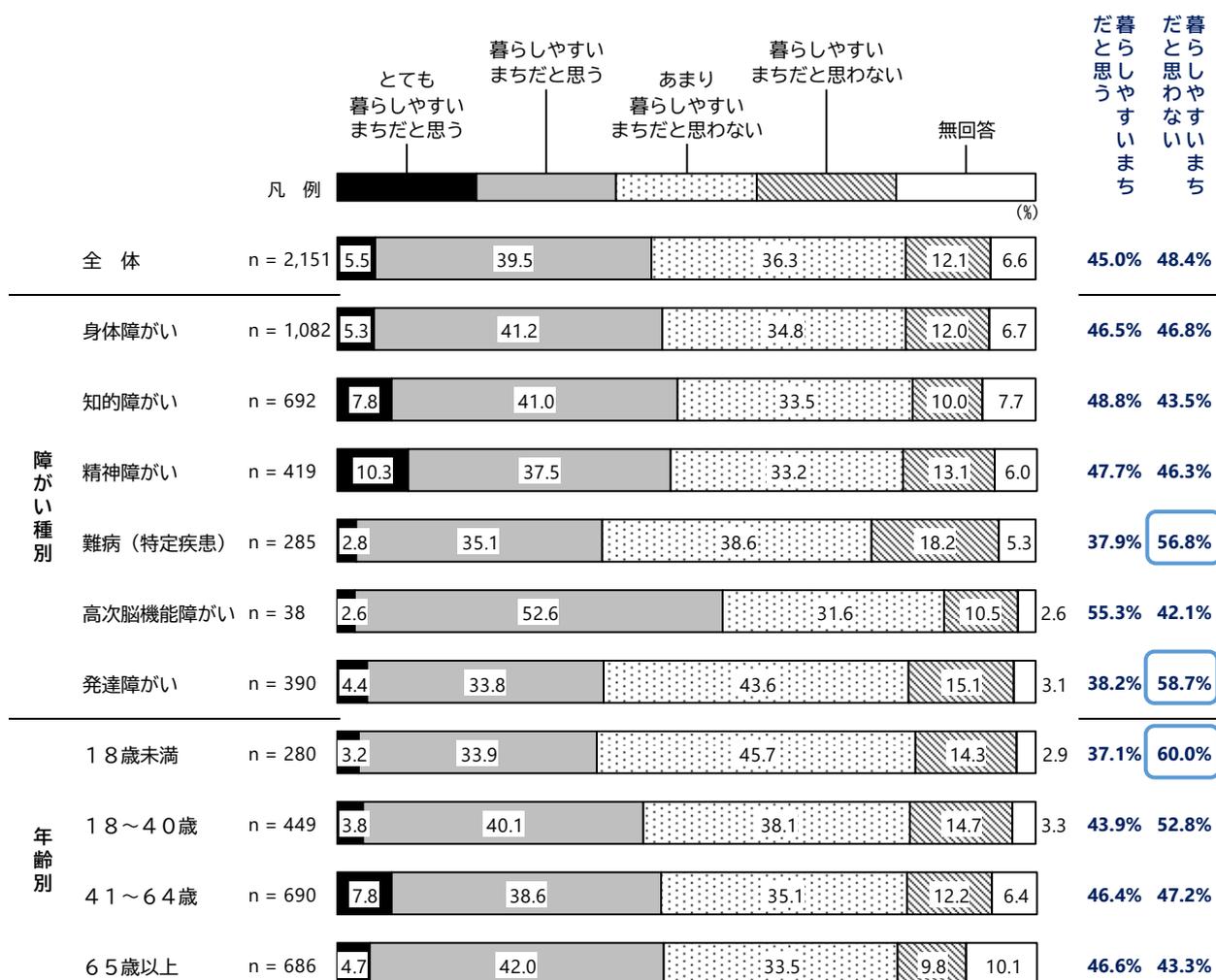
（1）住まいや暮らしについて

①いわき市の暮らしやすさ

いわき市の暮らしやすさについては、《暮らしやすいまちだと思わない》が48.4%と、《暮らしやすいまちだと思ふ》(45.0%)を上回っています。特に、難病・発達障がいの方で《暮らしやすいまちだと思わない》が5割以上と、他の障がい種別に比べ評価が低くなっています。

また、年齢が低いほど暮らしやすさへの評価は低く、18歳未満では《暮らしやすいまちだと思わない》が6割となっています。

【いわき市の暮らしやすさ】



※グラフ右の数値は、類似した2つの選択肢の回答割合の合算値（以降のページも同様）

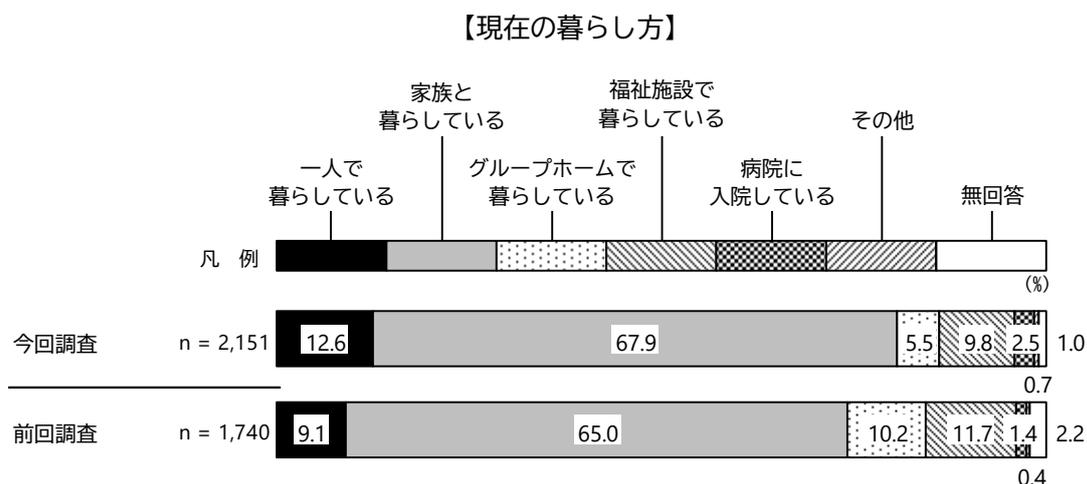
（例）暮らしやすいまちだと思ふ：「とても暮らしやすいまちだと思ふ」＋「暮らしやすいまちだと思ふ」

なお、四捨五入の関係で一部、合算値と個々の回答割合の単純な足し上げ値に不一致が生じている

②現在の暮らし方

現在の暮らし方については、家族と暮らしている方が67.9%、一人で暮らしている方が12.6%となっています。

前回調査と比較すると、グループホームで暮らしている方の割合が半減し、一人暮らし又は家族と暮らしている方の割合が微増しています。

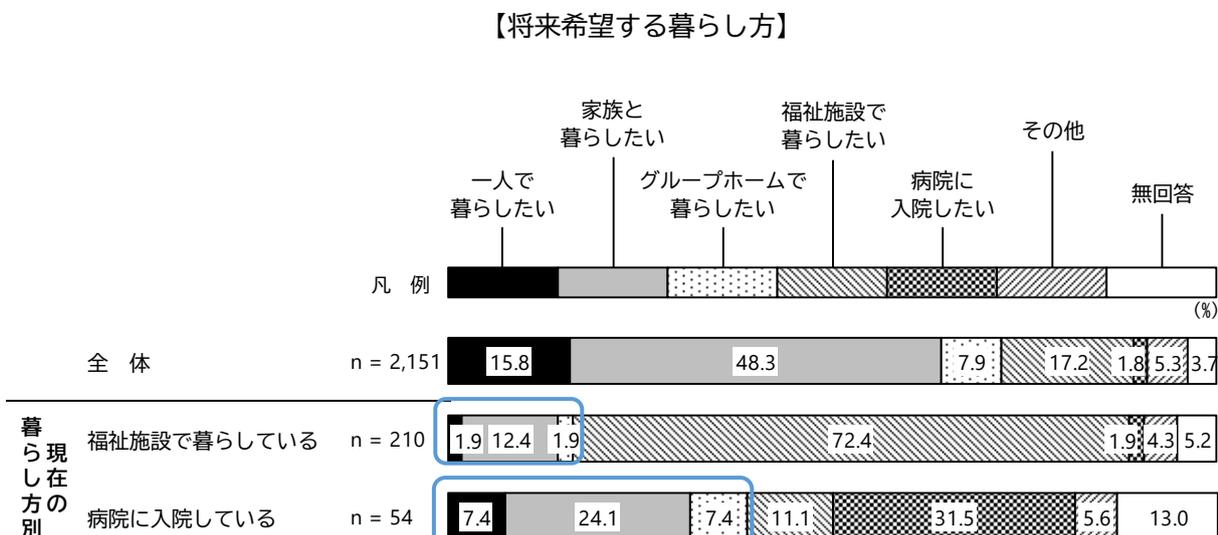


※前回調査：令和元年度に実施した同調査（以降のページも同様）

③将来希望する暮らし方

将来希望する暮らし方については、一人暮らしを希望する方が15.8%、家族と暮らしたい方が48.3%となっています。グループホームを希望する方を含めると、7割以上が地域での生活を望んでいます。

現在の暮らし方別（一部抜粋）にみると、病院に入院している方の約4割が地域への移行（一人暮らし又は家族との同居等）を希望していることがうかがえます。一方、福祉施設で暮らしている方は、地域への移行を希望する割合が1割台半ばにとどまっています。



④地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援については、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人の確保」が40.2%と最も高く、次いで「困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が27.3%となっています。特に発達障がいの方では、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人の確保」が60.3%と、他の障がい種別に比べ高くなっています。

このほか、いくつかの項目において障がい種別によって回答割合に差が生じており、障がいの特性によって異なる支援が求められていることがうかがえます。

【地域で生活するために必要な支援】

		n	人自自 の統続 保的的 こと かを わ理 つ解 てく れる	で困身 きた近 たな 地域 にお いて 、 相 談	サ日中 ー活動 ビスの の充障 実害 福 祉	行24 え時 る間 体ケ 制ア の（ 整見 備守 り） が	の訪問 充系 実の 障 害 福 祉 サ ー ビ ス	グ医療 ル療 ー的 プケ ホア ーに ム対 対 応 し た	集同 まじ れ障 るが 場い 所のある 人 が	（一 般保 証住 宅 へ の 入 居 の 支 援 を 含 む）	拡緊 充急 一時 宿 泊 サ ー ビ ス の	増こ 加と が で 可 能 な 事 業 所 等 の 受 け る
全	体	2,151	40.2	27.3	18.5	16.4	14.6	13.9	13.3	12.7	11.8	11.6
障 が い 種 別	身体障がい	1,082	33.7	24.7	12.4	17.3	19.8	17.0	11.5	11.2	12.6	17.3
	知的障がい	692	42.6	18.6	29.2	21.5	13.3	16.6	13.3	8.7	17.3	4.2
	精神障がい	419	48.9	30.5	24.3	11.9	9.8	10.3	16.9	21.2	6.9	6.2
	難病（特定疾患）	285	33.3	25.6	10.2	17.2	15.8	18.6	8.8	13.0	13.3	21.4
	高次脳機能障がい	38	44.7	28.9	18.4	15.8	10.5	26.3	13.2	10.5	21.1	18.4
	発達障がい	390	60.3	33.8	32.1	12.3	9.2	6.2	22.1	13.6	13.3	1.8

※全体の回答数上位10項目を抜粋して掲載

(2) 日中活動や就労について

①外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない、またはない」「困った時にどうすればいいのか心配」との回答が多くなっています。

いわき市を暮らしやすいまちだと思わない人は特に、「公共交通機関が少ない、またはない」と感じる割合が高くなっており、暮らしやすいまちだと思う人に比べ、外出時の交通手段の少なさ（無さ）に大きな不便を感じていることがうかがえます。

【外出する時に困ること】

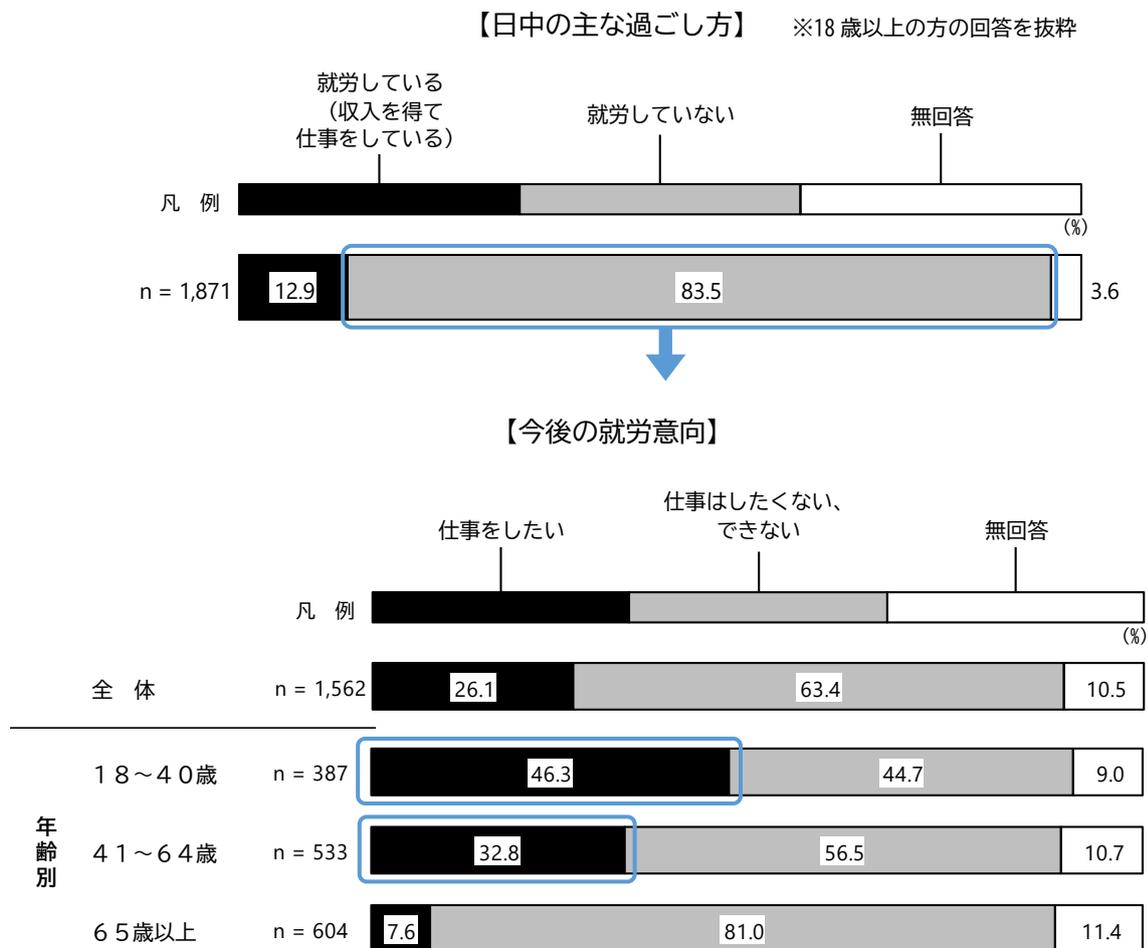
(%)

	n	公共交通機関が少ない、またはない	困った時にどうすればいいのか心配	外出にお金がかかる	道路や駅に階段や段差が多い	介助者・外出支援サービスなどが確保できない	周囲の目が気になる	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	列車やバスの乗り降りが困難	発作など突然の身体の変化が心配	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	
全 体	2,151	30.1	27.1	20.2	17.4	14.8	13.4	13.1	12.9	11.5	7.4	
市の暮らしやすさ別	暮らしやすいまちだと思ふ	968	22.9	24.8	16.8	16.8	11.1	11.9	12.2	13.1	10.8	7.0
	暮らしやすいまちだと思わない	1,042	38.6	31.3	23.7	19.4	19.2	16.1	15.0	13.5	13.0	8.0

※全体の回答数上位10項目を抜粋して掲載

②就労状況及び今後の就労意向

18歳以上の方のうち、日中に就労している（収入を得て仕事をしている）方は12.9%となっています。就労していない方（福祉施設、作業所等に通っている方も含む）の今後の就労意向について、「仕事をしたい」との回答は年齢が低いほど高く、18～40歳では5割弱、41～64歳でも3割強が就労を希望しています。



③障がいのある方の就労支援

障がいのある方の就労支援としては、「職場における障がい者理解」「通手段の確保」「給料の充実」などの環境改善や待遇に関するニーズが高く、特に障がい者理解や給料の充実等の待遇面に関しては、就労をしている人でより高くなっています。

また、障がい種別にみると、精神障がいでは「給料の充実」、発達障がいでは「職場における障がい者理解」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「給料の充実」等に対するニーズが高くなっています。

【障がいのある方の就労支援として必要だと思うこと】 ※15歳以上の方のみ回答

		n	職場における障がい者理解	通手段の確保	給料の充実	配短慮時間勤務や勤務日数等の	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	職場で介助や援助等が受けられること	勤務場所におけるバリア	仕事についての職場外での相談対応、支援	在宅勤務の拡充	企業ニーズに合った就労訓練	その他
全 体		1,914	40.1	28.2	23.8	19.7	14.8	13.8	10.2	9.2	7.8	7.4	1.8
障がい種別	身体障がい	1,051	34.1	26.1	20.2	15.9	9.5	12.6	13.3	7.2	8.0	7.4	2.2
	知的障がい	615	42.0	29.9	24.1	15.8	15.4	22.4	6.8	8.8	2.4	5.9	1.3
	精神障がい	412	46.8	28.6	33.3	26.9	19.4	9.0	4.1	14.6	10.4	9.0	2.4
	難病（特定疾患）	277	36.8	28.2	23.1	27.1	11.2	12.6	14.8	5.4	14.8	5.8	2.5
	高次脳機能障がい	37	48.6	29.7	18.9	21.6	13.5	16.2	16.2	5.4	2.7	13.5	-
	発達障がい	209	56.0	35.4	32.5	26.3	34.4	18.2	3.3	14.8	6.7	8.6	2.4
有就無別の	就労している	242	53.7	24.8	39.7	23.1	18.2	8.3	9.9	13.6	12.0	8.3	0.8
	就労していない	1,562	38.2	28.7	21.6	19.7	14.1	14.7	10.6	9.0	7.1	7.2	2.0

※「特にない」「分からない」「無回答」を除いて掲載

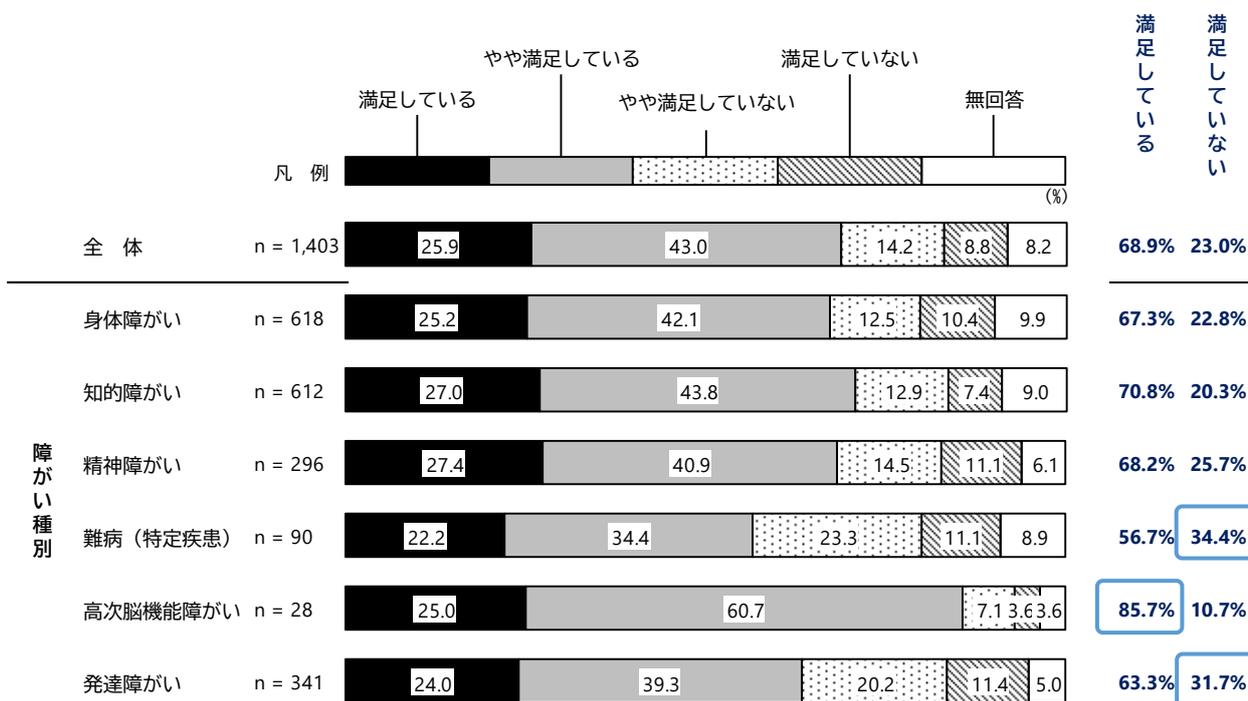
（3）障害福祉サービス等の利用について

①障害福祉サービス等全般の満足度

障害福祉サービス等全般に《満足している》割合は68.9%と、《満足していない》(23.0%)に比べ高くなっています。

障がい種別にみると、高次脳機能障がいの方で《満足している》が8割台半ばを占める一方、難病・発達障がいの方では《満足していない》が3割超と、サービスへの満足度が他の障がい種別に比べ低くなっています。

【障害福祉サービス等全般の満足度】



②障害福祉サービス等利用時の困りごと

サービス利用時の困りごとについては、「どこの事業者を選べばよいかわからない」「サービスの具体的内容や利用方法などがわからなかった」「費用の自己負担が大きい」「利用したいサービスが利用できなかった」などが多く挙げられており、障害福祉サービスの満足度が低い人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

【障害福祉サービス等利用時の困りごと】

(%)

		n	かどこの事業者を選べばよいかわからない	利用方法などが具体的なサービスの内容や	費用の自己負担が大きい	利用できないサービスがあった	サービス量（時間、回数）が不十分	契約の方法がわからなかった（わかりにくかった）	種類または程度が障がい当	利用してトラブルがあった	その他	特に困ったことはない	無回答
全 体		1,403	14.8	9.8	7.5	5.6	5.1	4.1	3.9	3.1	6.3	48.0	14.3
満足度別	満足している	966	12.2	8.2	6.3	4.0	4.0	3.8	2.9	2.0	4.5	59.0	9.9
	満足していない	322	26.7	17.4	12.4	12.1	9.9	6.2	7.8	7.8	12.4	23.9	9.0

（4）療育・保育、学校教育について

①療育や保育、学校教育についての困りごと

療育や保育、学校教育についての困りごとについては、「本人にとって望ましい進路が確保できるかどうか不安がある」が62.3%と最も高く、次いで「療育や教育、サービスなどの情報が得にくい」が38.1%となっており、いわき市を暮らしやすいまちだと思わない人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

【療育や保育、学校教育についての困りごと】 ※18歳未満の方のみ回答 (%)

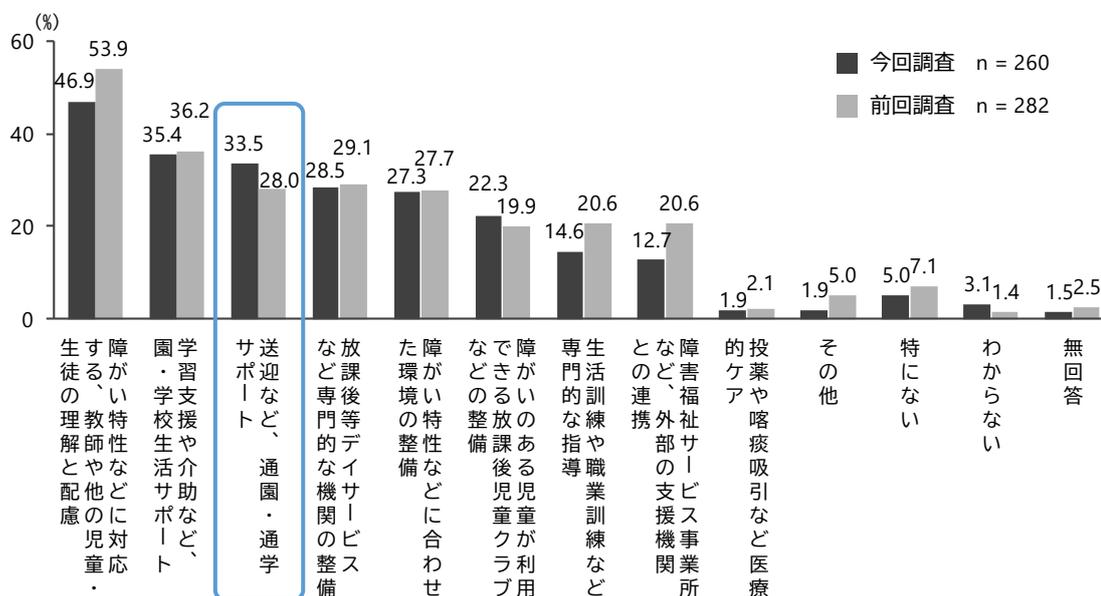
	n	本人にとって望ましい進路が確保できるかどうか不安がある	療育や教育、サービスなどの情報が得にくい	友達との関係づくりがうまくできない	療育・訓練を受けられる機会が少ない	送迎や学校の負担が大きい	教員の指導や支援などに不安がある	指導内容やカリキュラムがあわない	その他	特に困っていることは	無回答
全体	260	62.3	38.1	25.8	25.8	24.6	21.5	3.8	5.0	17.7	0.8
市の暮らしやすいまちだと思わない	96	49.0	24.0	22.9	18.8	16.7	16.7	4.2	4.2	28.1	1.0
市の暮らしやすいまちだと思わない	159	71.7	45.9	28.3	29.6	30.2	24.5	3.8	5.7	10.7	0.6

②通園・通学で希望する支援

通園・通学で希望する支援については、「障がい特性などに対応する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」が46.9%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「送迎など、通園・通学サポート」がやや上昇しており、ニーズが高まっていることがうかがえます。

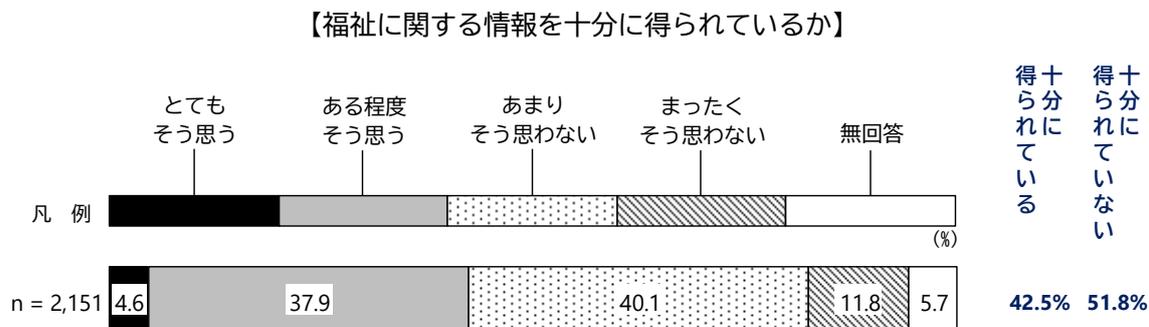
【通園・通学で希望する支援】 ※18歳未満の方のみ回答



(5) 情報の入手について

①福祉に関する情報を十分に得られているか

福祉に関する情報を十分に得られているかについては、《十分に得られていない》が51.8%と過半数を占めています。



※十分に得られている：「とてもそう思う」＋「ある程度そう思う」

十分に得られていない：「あまりそう思わない」＋「まったくそう思わない」

なお、四捨五入の関係で一部、合算値と個々の回答割合の単純な足し上げ値に不一致が生じている

②今後充実してほしい情報

今後充実してほしい情報については、「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」「困ったときの相談機関・場所の情報」がともに約5割とニーズが高くなっており、福祉に関する情報を十分に得られていないと思う人ほど、これらの項目への回答が多くなっています。

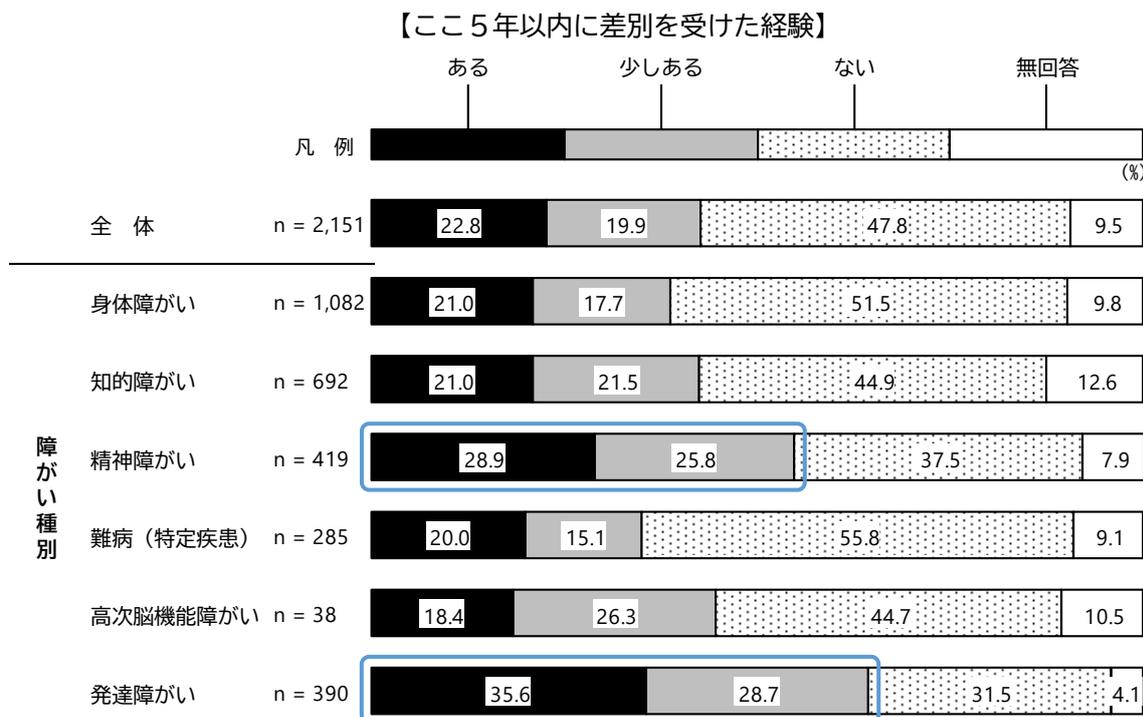
【今後充実してほしい情報】

		n	情報や福祉サービスの利用方法などに関する内容	困ったときの相談機関・場所の情報	災害時の対応についての情報	社会情勢や福祉制度の変化に関する情報	医療機関に関する情報	就職に関する情報	その他	特になし	無回答
全体		2,151	48.5	48.3	29.8	26.4	25.3	15.9	1.7	13.4	6.4
入情手報別の	十分に得られている	914	41.4	42.3	29.8	25.6	21.6	12.9	0.9	18.3	2.2
	十分に得られていない	1,115	58.9	57.5	32.2	29.4	30.2	20.0	2.1	10.3	2.4

（6）権利擁護について

①ここ5年以内に差別を受けた経験

「ある」(22.8%)と「少しある」(19.9%)とあわせると、全体の4割強の人がここ5年以内に差別を受けた経験があると回答しています。障がい種別にみると、精神障がいや発達障がいの方でその傾向が強く、外見からわかりづらい障がいほど差別を受けた経験が多いことがわかります。



②差別解消に向けて取り組んでほしいこと

差別解消に向けての取組としては、「障がいへの理解を深めるためパンフレット等で周知・啓発をする」が37.7%と高くなっています。また、発達障がいでは55.6%と教育環境への取組が強く求められています。

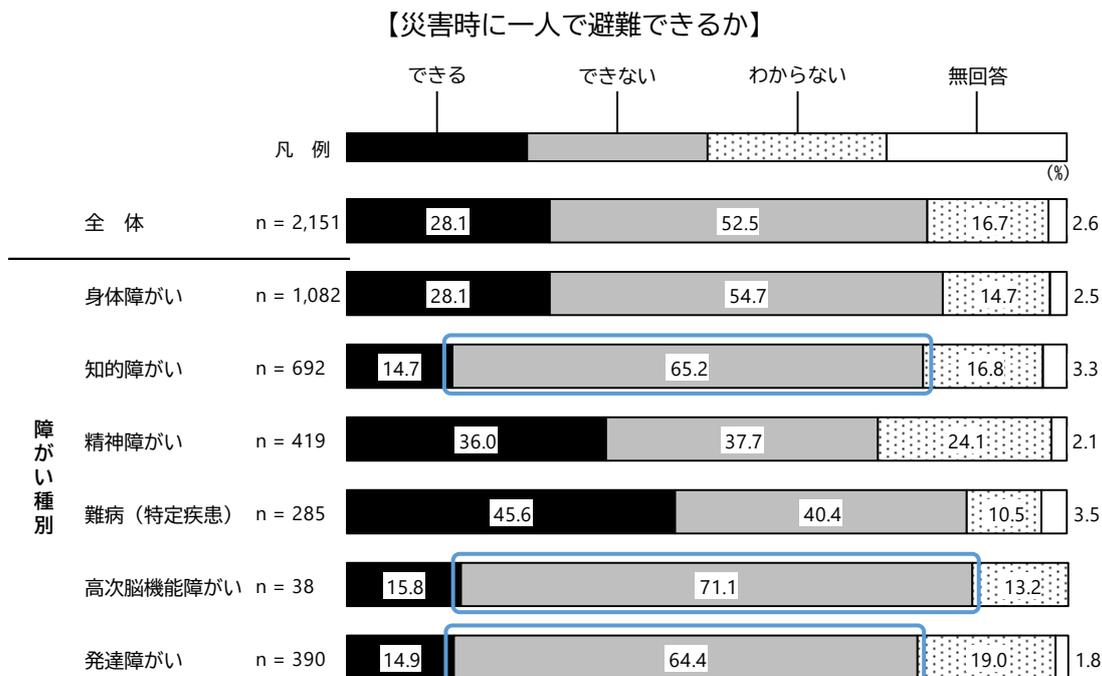
【差別解消に向けて取り組んでほしいこと】

障がい種別	n	差別解消に向けて取り組んでほしいこと (%)						
		啓発・周知・パンフレットの配布	障がい児・者の福祉・生活環境の改善	障がい者に対する理解の促進	障がい者に対する偏見の解消	障がい者に対する差別の解消	障がい者に対する権利擁護の推進	その他
全体	2,151	37.7	32.5	18.9	14.0	11.9	9.2	15.6
障がい種別								
身体障がい	1,082	37.0	25.8	17.2	12.6	13.2	9.9	19.5
知的障がい	692	33.1	37.7	24.3	18.1	10.1	7.1	14.9
精神障がい	419	37.9	20.0	19.6	19.3	16.2	12.4	16.2
難病（特定疾患）	285	45.6	32.3	11.6	8.1	11.9	11.2	14.4
高次脳機能障がい	38	47.4	34.2	13.2	13.2	10.5	2.6	15.8
発達障がい	390	38.2	55.6	21.8	15.1	10.3	8.2	6.2

(7) 災害時の避難等について

①災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかどうかについては、全体の過半数の人が、「できない」と回答しています。障がい種別では、知的障がい・高次脳機能障がい・発達障がいの方でその傾向が強く、約6～7割を占めています。



上記の全体結果について、近所に助けてくれる人がいるかどうかの回答結果と掛け合わせて整理したのが、下記の表になります。これをみると、全体の47.3%もの人が、「自力避難もできず、かつ近所に助けてくれる人がいない可能性」があることがわかります。

【災害時に一人で避難できるか×助けてくれる人の有無】

(%)

n=2,151 表内の数値は、 n=2,151に対する 各セルの該当者の割合		近所に助けてくれる人がいるか				
		全体	いる	いない	わからない	無回答
避難の可否	全体	100.0	23.2	42.6	29.8	4.3
	できる	28.1	10.2	9.9	7.8	0.3
	できない	52.5	10.6	27.3	12.8	1.7
	わからない	16.7	2.2	5.3	9.1	0.1
	無回答	2.6	0.2	0.2	0.1	2.2

- 自力避難できる、または助けてくれる人がいる：41.2%
- 自力避難できないし、助けてくれる人がいない可能性：47.3%
- 自力避難・助けてくれる人の有無が不明：11.5%

②災害時の困りごと

災害時の困りごとについては、「避難場所の設備や生活環境」「投薬や治療が受けられない」「迅速に避難できない」ことなどへの不安が多く挙げられています。障がい種別にみると、精神障がい・難病の方では「投薬や治療が受けられない」が、知的障がい・発達障がいの方では「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」が高いなど、障がいの特性によって災害時の不安が異なっていることがわかります。

【災害時の困りごと】

(%)

	n	避難場所の設備 （トイレ等）が不安	投薬や治療が受け られない	避難するまで、安全 が速に確保できない	避難場所など、安全 が確保できない	周囲とコミュニケーション がとれない	救助を求めること ができない	被害状況、避難場 所などの情報が不明	補装具や日常生活 に支障が出る	その他	特にな い	無回 答
全 体	2,151	44.1	39.4	38.0	23.5	23.3	14.4	9.9	3.9	10.2	4.4	
障 が い 種 別	身体障がい	1,082	48.0	42.5	43.1	14.0	19.3	13.5	14.2	4.2	9.9	4.4
	知的障がい	692	39.0	29.9	38.2	35.3	36.3	16.5	7.1	4.2	9.7	5.2
	精神障がい	419	41.5	56.6	28.2	26.7	16.9	14.8	10.0	4.8	7.9	4.3
	難病（特定疾患）	285	48.8	60.0	31.6	5.3	13.3	9.1	13.7	3.5	10.2	4.9
	高次脳機能障がい	38	68.4	34.2	52.6	13.2	15.8	10.5	13.2	5.3	10.5	2.6
	発達障がい	390	40.8	21.3	40.5	49.7	36.7	13.8	6.4	4.9	7.9	1.8

(8) 障がい福祉分野の各施策の評価について

障がい福祉分野の各施策について、「現在の満足度」及び「今後の重要度」のそれぞれに得点を付与し分析を行ったところ、下記のような結果となりました。

【満足度・重要度得点表】

施策		現在の満足度		今後の重要度	
		満足度	満足度 順位	重要度	重要度 順位
全施策平均		-0.32	—	1.16	—
啓発・広報	障がい者や障がい特性に対する市民の理解促進	-0.49	21	1.16	14
	必要な情報に円滑にアクセスできる情報提供体制の充実	-0.49	21	1.16	14
	障がい理解のための教育やボランティア活動の推進	-0.38	18	1.05	21
	障害福祉サービス等や権利等に関する情報提供	-0.38	18	1.15	16
生活支援	障がい特性や障がい者自身の意思等に応じた相談・生活支援体制の整備	-0.33	11	1.27	2
	地域生活への移行や自立生活を支えるための支援の充実	-0.36	15	1.19	9
	障害福祉サービス等やコミュニケーション支援の充実	-0.26	4	1.10	19
	障がい者スポーツや文化活動等の充実	-0.18	1	0.62	22
保健・医療	障がいの早期発見・早期療育体制の充実	-0.27	5	1.18	12
	障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実	-0.28	7	1.23	6
	精神障がいに対する取り組みの推進	-0.35	14	1.09	20
	難病の方に対する相談・支援体制の充実	-0.30	9	1.19	9
生活環境	住宅や建築物等のバリアフリー化の推進	-0.29	8	1.20	8
	住まいの確保に向けた支援やグループホーム等の整備	-0.36	15	1.18	12
	施設等における防災・防犯体制の確保や感染防止対策の推進	-0.18	1	1.19	9
	防災・防犯の推進や災害発生時における支援	-0.34	13	1.24	5
教育・育成	学校卒業後までの一貫した療育支援体制の充実	-0.22	3	1.14	17
	障がい児保育・教育の充実のための人材育成	-0.37	17	1.22	7
	障がい児教育や生涯学習活動の推進	-0.27	5	1.12	18
	学校卒業後の社会的・職業的自立の支援	-0.33	11	1.25	3
雇用・就業	就労に向けた支援体制の充実	-0.31	10	1.25	3
	多様な就労の場の確保や継続就労のための支援	-0.38	18	1.28	1

満足度・重要度の算出方法

「現在の満足度」及び「今後の重要度」について、それぞれ5段階で評価を聴取し、その回答結果に下表の通り点数を付与することで、加重平均にて得点を算出した。得点は-2点～+2点の間に分布し、0点が中間点、2点に近いほど評価が良い（満足度及び重要度が高い）ことを表す。

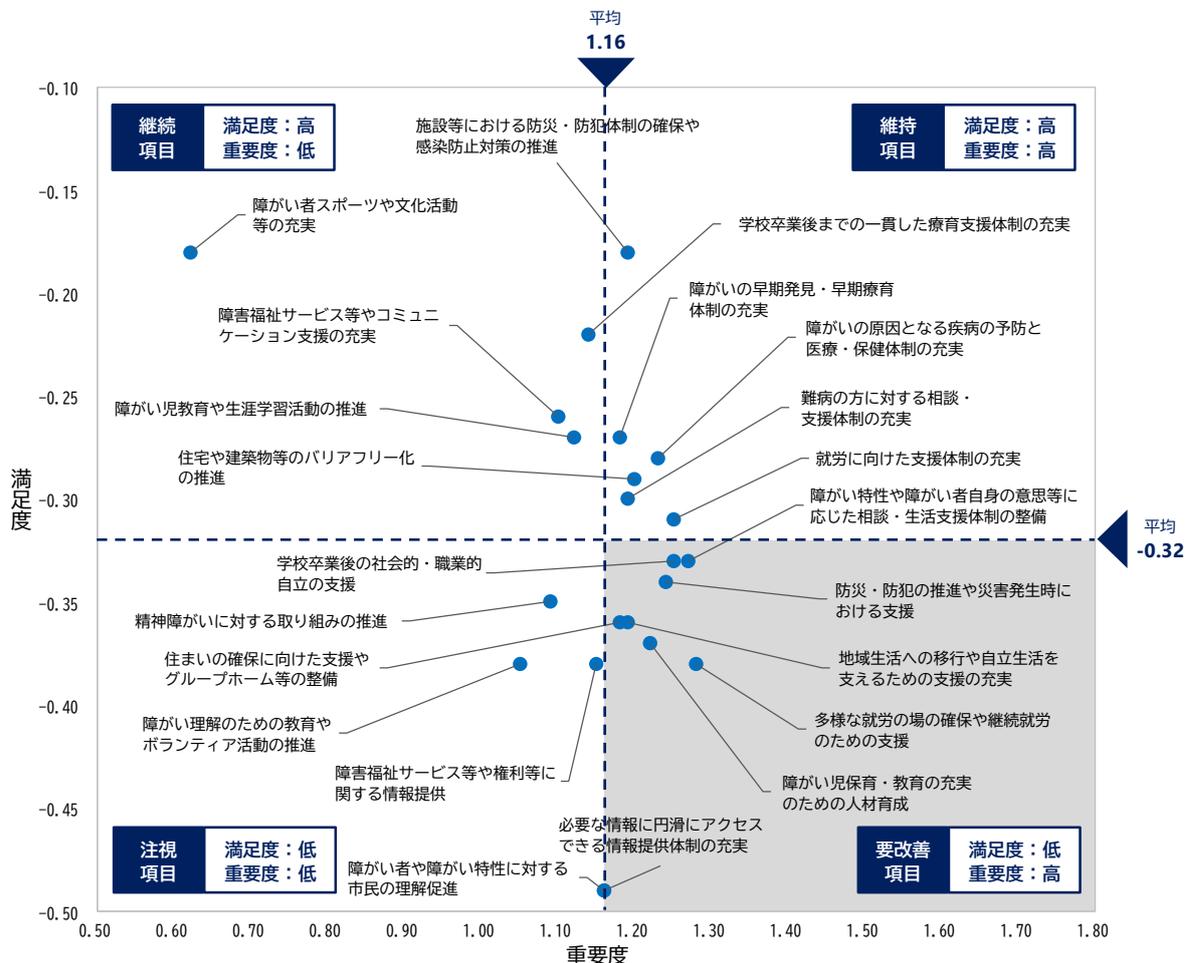
配点		2点	1点	-1点	-2点	0点
選択肢	満足度	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
	重要度	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	わからない

算出式	$\frac{(\text{「満足」} \times 2 \text{点}) + (\text{「やや満足」} \times 1 \text{点}) + (\text{「やや不満」} \times -1 \text{点}) + (\text{「不満」} \times -2 \text{点})}{\text{調査数} - \text{無回答者数}} = \text{満足度}$
-----	--

※重要度についても同様の算出式

前述の「満足度」「重要度」をもとに、各施策における項目間の相対的な位置づけを以下の通り整理しました。その結果、「満足度」が低く「重要度」が高い要改善項目には主に生活支援分野や生活環境分野、教育・育成分野が、「満足度」「重要度」がともに高い維持項目には、主に保健・医療分野や生活環境分野の施策が該当しており、これらの施策の充実化が求められています。

【満足度・重要度散布図】



※「満足度」「重要度」の関係を表す領域線は、それぞれの平均値
 ※得点の高い/低い、あくまで平均値と比較して相対的に高い/低いということを示したもの

<要改善項目：優先的な対応の必要性がある施策（重要度が高いが満足度が低い項目）>

- ・障がい特性や障がい者自身の意思等に応じた相談・生活支援体制の整備【生活支援】
- ・地域生活への移行や自立生活を支えるための支援の充実【生活支援】
- ・住まいの確保に向けた支援やグループホーム等の整備【生活環境】
- ・防災・防犯の推進や災害発生時における支援【生活環境】
- ・障がい児保育・教育の充実のための人材育成【教育・育成】
- ・学校卒業後の社会的・職業的自立の支援【教育・育成】
- ・多様な就労の場の確保や継続就労のための支援【雇用・就業】

<維持項目：重点的な対応の維持が必要な施策（重要度・満足度がともに高い項目）>

- ・障がいの早期発見・早期療育体制の充実【保健・医療】
- ・障がいの原因となる疾病の予防と医療・保健体制の充実【保健・医療】
- ・難病の方に対する相談・支援体制の充実【保健・医療】
- ・住宅や建築物等のバリアフリー化の推進【生活環境】
- ・施設等における防災・防犯体制の確保や感染防止対策の推進【生活環境】
- ・就労に向けた支援体制の充実【雇用・就業】

3 障がい者（児）関連法人・施設実態調査結果

(1) アンケート調査結果

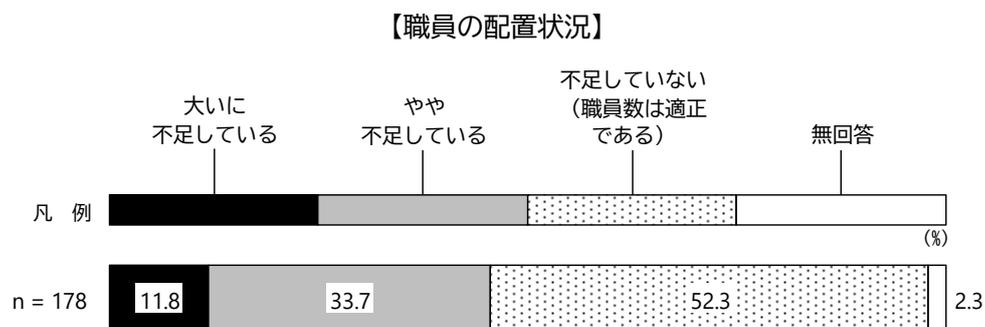
①事業運営上の問題・課題

事業所における職員の配置状況については、「大いに不足している」が11.8%で、「やや不足している」(33.7%)とあわせると、4割超の事業所で職員不足の状況がみられます。

事業運営活動上の問題や課題については、「介護人材の不足」「人材の育成」といった問題に直面している事業所が約3～4割となっています。

これらの具体的な問題・課題について記述してもらったところ、求人に対する応募者が少ないことや人材育成にまで手が回らないことなどが挙げられています。

職員が大いに不足している事業所では、「介護人材の不足」はもちろんのこと、「報酬体系・報酬額の低さ」や「職員の定着」が比較的多く回答されています。



【事業運営上の問題・課題】

		n	介護人材の不足	人材の育成	利用希望に対する調整	低報酬体系・報酬額の低さ	職員の定着	の経営資金（施設整備費）の確保など	職員への研修	サービスの質の向上	の医療的ケアの必要な方	他事業所との連携
全体		178	38.8	32.6	28.1	27.5	17.4	15.7	12.9	11.8	6.7	6.7
職員状況の別配置	大いに不足している	21	90.5	28.6	28.6	47.6	33.3	9.5	4.8	9.5	19.1	-
	やや不足している	60	50.0	21.7	33.3	23.3	18.3	18.3	11.7	11.7	6.7	6.7
	不足していない	93	19.4	41.9	23.7	24.7	14.0	15.1	16.1	12.9	4.3	8.6

※全体の回答数上位10項目を抜粋して掲載

【具体的な問題・課題（記述）】

<介護人材の不足>

- ・求人広告に何度掲載しても応募がない。求人広告に高いお金がかかる
- ・男性職員が少なく、同性介護が難しい。専門職がなかなか集まらない

<人材の育成>

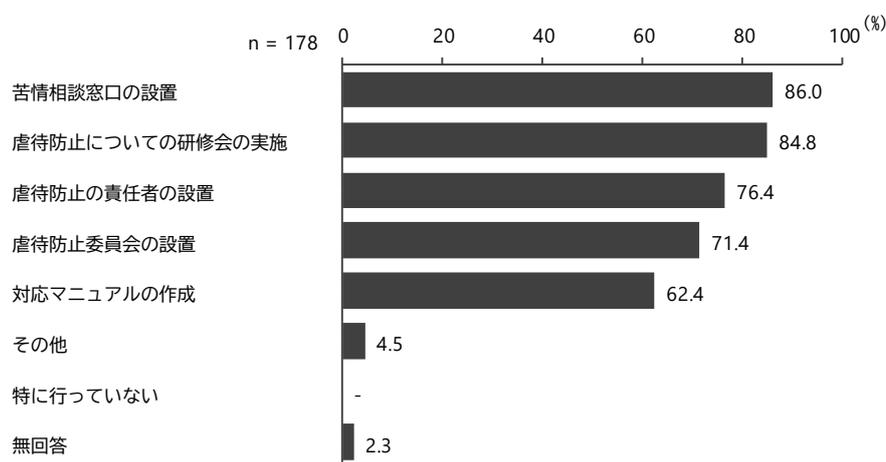
- ・人材不足の中で育成まで手が回らない状況にあり、悪循環になっている
- ・療育を一定の水準で行うための指導がなかなか難しい（年齢、経験が異なる）

など

②障害者虐待防止についての取組

障害者虐待防止の取組として、「苦情相談窓口の設置」が最も多く、8割台半ばの事業者で設置が行われています。一方、「虐待防止についての研修会の実施」「虐待防止の責任者の設置」「虐待防止委員会の設置」は令和4年度より義務化されていますが、依然として未実施の事業者がみられます。

【障害者虐待防止についての取組】

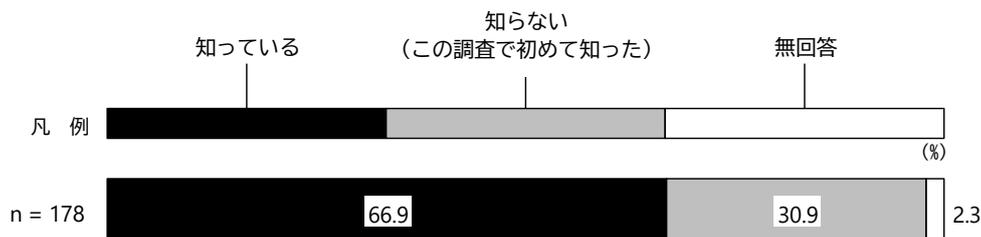


③「合理的配慮」の取組

障害者差別解消法の改正により民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となることについて、6割台半ばが「知っている」と回答している一方、「知らない」が約3割となっています。

合理的配慮の具体的な実施状況について記述してもらったところ、写真やイラストを使った視覚的な情報伝達・意思疎通支援、施設環境の配慮、コミュニケーション手段の配慮などが多く挙げられています。

【民間事業者の「合理的配慮」の提供が法的義務となることの認知】



【具体的に実施している合理的配慮の提供（記述）】

<写真やイラストを使った視覚的な情報伝達・意思疎通支援>

- ・学習指導では、文意をイメージしやすいように、イラストや図解をして説明を行っている
- ・送迎の際、座席表を提示し、自分の座る場所を確認できるようにする

<施設環境の配慮（仕切りスペースの確保、防音保護具等の提供等）>

- ・集中できない時、落ち着かない時には、別室で個別の課題に取り組めるようにする
- ・気になる物や人をみえない様にする移動式パーテーション

<コミュニケーション手段の配慮（筆談、読み上げ、ルビ振り等）>

- ・会話時、タブレット、筆談、身振りなど、様々な手段で意思を伝えられるようにしています
- ・代わりに書いて問題ない書類について、ご本人と話を十分にし、確認して、代わりに書く事を実施した

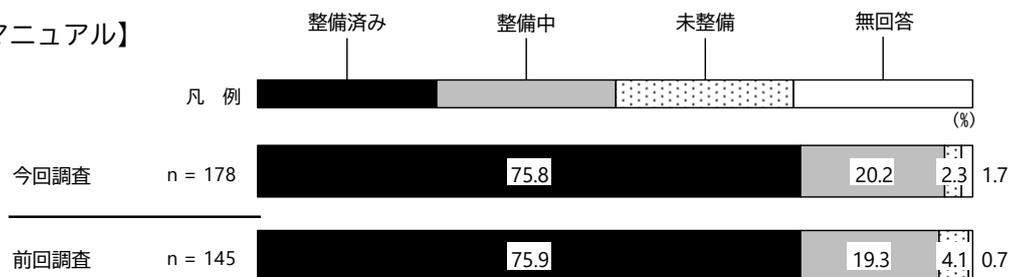
など

④施設の防災対策

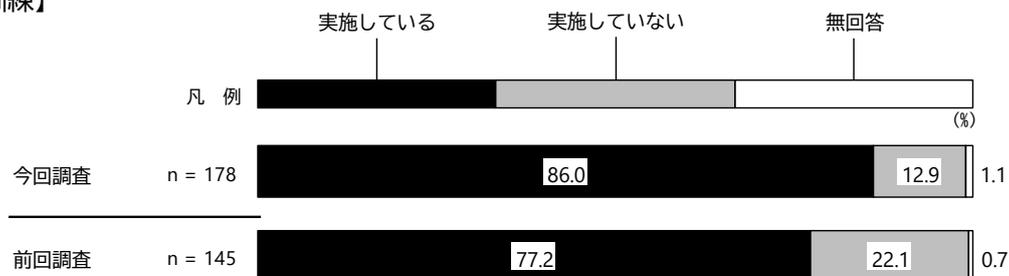
防災対策について、防災マニュアルを「整備済み」の事業所が7割台半ば、避難訓練を「実施している」事業所が8割台半ばとなっています。

前回調査と比較すると、防災マニュアルの整備状況に大きな変動はないものの、避難訓練を「実施している」がやや上昇しています。

【防災マニュアル】



【避難訓練】

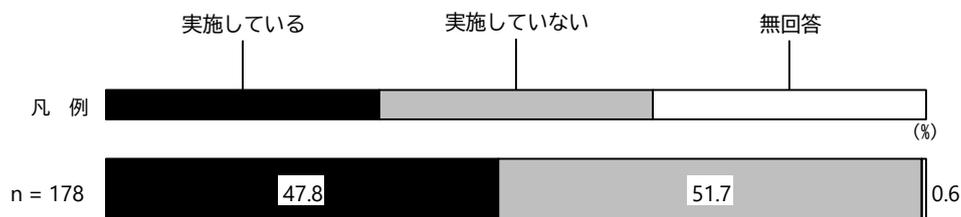


⑤施設の防犯対策

防犯ブザーや防犯カメラ等の防犯対策については、「実施している」事業所と「実施していない」事業所の割合が概ね半々ずつとなっています。

具体的な防犯対策としては、防犯灯、カメラ、ブザー等の設置やセキュリティの導入、防犯用具の設置、施錠強化などが挙げられています。

【施設の防犯対策】



具体的には



- ・防犯灯、カメラ、ブザー等の設置
- ・セキュリティの導入（警備会社）
- ・防犯用具の設置（催涙スプレー、さすまた等）
- ・施錠の強化（二重ロック等）

など

4 障がい者（児）関連団体実態調査結果

（1）アンケート調査結果

①活動上の問題・課題

活動上の問題や課題について自由に記述してもらった結果、多くの団体が会員・参加者の高齢化を課題として挙げており、これに付随して参加者減や退会による今後の活動の継続、新規会員等の不足なども懸念されています。

また、ボランティアとして活動している団体では、活動資金の確保も課題として挙げられているほか、コロナ禍以降の活動の制限や活動場所の確保等を課題とする意見も多くみられました。

【主な意見】

- ・参加者を集めることが難しくなっている（他の相談窓口の増加であったり、プライバシー重視により家族ピアのニーズも減ってきている印象がある。参加していた方の高齢化などが原因のいくつかではないでしょうか）。また、リーダー的存在となる利用者（参加者）がなかなかいない。
- ・現在はコロナ禍のため、社会福祉センターのボランティアルームや各部屋が使えないので苦労している。ボランティアなので活動資金の確保が難しい。
- ・会員の高齢化、特に主要役員の行動力が減退し、後継者の見込みがたたないこと、組織の継続が見通せない実情にある。
- ・会員の高齢化（若い人の加入を希望している）。ボランティア団体なので活動資金が少ない。コロナ禍で活動に制限があり困っている。
- ・点訳の活動ができる方が少なくなっている。
- ・新規加入会員がいない。会員の高齢化や、高齢による退会、コロナ禍のため、なかなか集まらない。
- ・参加者（親）が年を取ってきて体が不自由になったり、病気になり、参加できる人が減ってきている。その後脱会することが多い。また、保健所のボランティア室で定例会を開いていたのですが、震災以降、借りられなくなりました。今は公民館の会議室を料金を支払って借りています。使用申込みの手続きも直接行かなければならないので大変です。
- ・いわきは広範囲で集めて行事などをするのが難しい。また、各施設ごとの行事があり、親の会の行事などの参加が少ない。現在コロナのため何の活動も行えない状況で、今後少しずつ親子で集まって楽しむ行事をしていく。
- ・入会に積極的な機関とそうでない機関が明確。入会するも会活動に消極的な会員（社員）がいることは否定できない。

(2) ヒアリング調査結果

①【施策分野1】啓発・広報について

一昔前に比べ、世の中の障がい者に対する理解が進んでいるとの意見がありました。一方、精神疾患がある方への理解は未だ道半ばであるとの指摘があり、引き続き障がいへの理解促進のための取組が求められます。

また、本市発行の福祉サービス等総合案内冊子「暮らしのおてつだい」について便利であるとの評価の声がある一方、当事者が入手しづらい状況であることが指摘されています。インターネット利用が難しい方も本冊子を手にとってもらえるよう、設置場所の増加や部数増刷など、当事者の入手機会を増やしていくことが求められます。

②【施策分野2】生活支援について

地域移行・地域定着の推進にあたり、医療機関によって温度差がみられるとの指摘がありました。また、親亡き後の経済的負担の厳しさを懸念する声も聞かれました。

本市の障害福祉サービスについて、他圏域と比べ充実していると評価する声がある一方、サービス利用にあたり申請や手続きが煩雑であること、計画相談支援のサービス提供量が圧倒的に少ないこと、施設側で重症患者の受入体制が整っていないこと等の課題も挙げられました。また、サービス未利用の方でも気軽に相談できる場や、多様な連絡手段の充実を求める声も聞かれました。

介護人員の不足は依然として深刻であり、今後さらに進行することを懸念する声も聞かれました。若い人に障がい福祉に関心を持ってもらうためには、現行の取組のみならず大々的にイメージを刷新するような取組が必要であるとの声も聞かれました。

③【施策分野3】保健・医療について

障がい特性によっては毎月の医療費の負担が大きくなっているため、医療費の補助についての要望がありました。また、市内に難病等の専門的な対応ができる医療機関が少なかったり、医療的ケアの提供ができる事業所が少ないことが指摘されており、医療体制の充実が求められます。

④【施策分野4】生活環境について

日常生活において障がい者にとっての不便を感じる場面が少なくなっているなど、市のバリアフリーの取組について評価する声も聞かれています。

災害時の避難場所について、更なる周知が必要であるとの指摘があり、福祉避難場所やバリアフリーの施設情報等の更なる周知や、防災マップの入手機会を増やすなどの対応が求められています。

⑤【施策分野5】教育・育成について

特別支援学校として、地域の方を外部講師として招いて専門性のある内容を教えてもらう機会を設けていたり、児童生徒が地域内清掃に積極的に参加する機会を設けているなど、地域との交流を推進している状況がみられました。

児童・生徒の増加に伴い、教室の狭隘感やスクールバスの定員オーバー等が一部生じている状況もあり、障がいのある児童・生徒の適正な教育に向けた細やかな支援の充実が求められます。

⑥【施策分野6】雇用・就業について

障がいのある方の雇用について、近年は企業側の意識の高まりがみられるとの意見があった一方、雇用側が障がい特性についての理解が乏しい場合があることや、就労継続支援B型の受入れ先が少なくなっていることなどが指摘されています。今後も引き続き、雇用の確保及び就業後の定着に向けた取組を進めるとともに、企業に対する理解促進に向けた啓発等が求められます。

5 現計画の進捗状況

(1) 事業の実施状況

『第5次いわき市障がい者計画』は、令和3年度から令和8年度までの6年間であり、令和3年度から令和5年度までの3年間の前期、令和6年度から令和8年度までの3年間の後期とし、国の動向や第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、令和3年2月に策定しました。

本計画では、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ、生活支援や教育、就業などライフステージに応じた支援体制の構築に向けて、6つの施策分野における基本的方向性を定め、総合的に施策を推進しており、令和4年度末時点では全ての施策分野で一定程度計画を達成しています。

『第5次いわき市障がい者計画（前期）』において位置づけた各事業の実施状況は、次の表の通りとなっています。

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野	達成度					合計
		A	B	C	D	E	
Ⅰ	啓発・広報 (下段：割合(%))	12	20	8	2	2	44
		27.3	45.5	18.2	4.5	4.5	100.0
Ⅱ	生活支援 (下段：割合(%))	35	24	10	4	0	73
		47.9	32.9	13.7	5.5	—	100.0
Ⅲ	保健・医療 (下段：割合(%))	20	14	5	1	0	40
		50.0	35.0	12.5	2.5	—	100.0
Ⅳ	生活環境 (下段：割合(%))	7	15	6	0	0	28
		25.0	53.6	21.4	—	—	100.0
Ⅴ	教育・育成 (下段：割合(%))	16	10	5	1	0	32
		50.0	31.3	15.6	3.1	—	100.0
Ⅵ	雇用・就業 (下段：割合(%))	11	3	0	0	0	14
		78.6	21.4	—	—	—	100.0
合計		101	86	34	8	2	231

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

（2）施策分野ごとの実施状況

①啓発・広報

障がいに対する理解を促進する各種事業については、概ね計画通り実施されているものの、コロナ禍の影響もあり、福祉教育や講演会など対面で実施する事業は達成度が低くなっています。「広報いわき」等の点字版・音声版の作成や市ホームページのウェブアクセシビリティの向上については概ね計画通りに進んでいることから、今後は録音図書などの図書館サービスをはじめ点字プリンタの設置や音声コードの普及など更なる情報アクセシビリティの向上が必要です。

②生活支援

在宅生活を支えるための障害福祉サービス等の充実については、必要なサービスの充実と支援体制に努めてきたことから計画の達成度は高くなっています。また、地域移行及び地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援についても、支援体制が構築され概ね計画を達成しています。一方、相談支援の達成度は低く、相談支援事業所の新規参入の促進が課題となっています。引き続き、地域生活の更なる充実に向け、地域支援体制の構築を推進する必要があります。

③保健・医療

発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育に向けた相談事業等について、一部コロナ禍における事業の縮小等があったものの、概ね計画通り実施されています。今後は、障がいの原因となる疾病等のうち予防・治療が可能なものについて、より適切な保健・医療サービスの提供を行うとともに精神保健福祉の更なる推進を図っていく必要があります。

④生活環境

建築物等のバリアフリー化やグループホームの整備、災害時における避難行動要支援者の支援等の施策で達成度が低くなっています。地域移行を促進し、地域社会において安全・安心に生活ができるよう、住環境の整備や災害時の支援体制、防犯対策等に取り組んでいく必要があります。

⑤教育・育成

全体的に概ね計画通り実施されていますが、一部、保育人材の不足の影響で達成度が低くなった事業がみられます。また、スポーツや文化活動など生涯学習活動についてはコロナ禍における事業縮小等の影響もあり、達成度がやや低くなっています。引き続き、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援の整備や、障がい児保育や学校等における指導の充実、卒業を控えた本人や保護者に対する進路や就労に係る適切な情報提供、生涯学習活動の充実等が求められます。

⑥雇用・就業

全体的に概ね計画通り実施されていますが、今後も、継続して、障がいのある方が、就労を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの特性や状態に応じた就労支援のほか、一般就労への移行、職場定着への支援、企業に対する啓発など障がい者雇用の促進に向けた取組が必要です。

6 第5次いわき市障がい者計画（前期）の総合評価

前述の各種基礎調査（統計データ、アンケート調査、ヒアリング調査）結果や市の事業評価を踏まえ、分野ごとに評価と課題を以下の通り整理しました。

分野	評価と課題	今後求められる視点
啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進：パンフレットや展示等による啓発は行われているものの、コロナ禍により対面での啓発事業は縮小。福祉教育の場面においても地域交流等の受入れや理解に差があるなど、更なる啓発・広報が必要 ・差別解消：アンケート調査では全体の4割強がここ5年で差別を経験しており、ヒアリング調査からも外見からわかりづらい障がいへの理解不足がうかがえる ・情報アクセシビリティ：広報誌や市ホームページの音声化・点字化等の取組は計画通りに実施されているものの、アンケート調査やヒアリング調査では「情報が入手しにくい」、相談場所やサービス利用方法など「情報を十分に得られていない」との評価 ・権利擁護・虐待防止：アンケート調査では、令和4年度より義務化となった各種虐待防止の取組（研修実施、責任者・委員会の設置）が未実施の事業所が全体の1～3割 	<ul style="list-style-type: none"> ・外見からわかりにくい障がい等、より一層の障がいに関する理解促進 ・情報アクセシビリティの更なる向上と多様な手段による情報提供（相談場所やサービス利用方法など）の充実 ・サービス提供事業所における、虐待防止の取組や合理的配慮の提供※の徹底 ※令和6年4月1日より事業者でも義務化
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援：相談支援の受けにくいサービス未利用者やオンライン相談窓口（LINE や SNS 等）を使えない方などにも対応した、多様な手法による相談支援の充実が必要 ・サービスの充実：事業の達成度が高く、アンケート調査でもサービスの満足度は全体的に高いものの難病や発達障がいでは不満足が3割超。「どこの事業者を選べばよいか分からない」との意見も多い ・サービスの提供体制：医療や介護従事者が不足する中、支援の度合いの高い障がい者や老老介護の増加により、今後一層サービスのニーズは高まることが想定される。相談支援事業のサービス提供量不足により、セルフプラン作成も増加していることから提供体制の強化が重要 ・地域移行・地域生活：アンケート調査では、福祉施設入所者の地域移行（一人・家族・GH）希望率は低いが、地域移行は優先的な対応の必要性がある項目と評価されていることから、地域移行に向けた取組の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の相談窓口の周知・活用促進と誰でも気軽に相談できる体制の強化 ・サービス利用にあたっての支援（相談支援事業所の新規参入促進や情報提供等）とサービス提供体制の強化（人材の確保） ・地域移行への啓発と地域生活における総合的な支援の推進（経済負担、障がい特性に配慮した支援）

分野	評価と課題	今後求められる視点
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の充実：ヒアリング調査では、重度障害児・者等の受入れ可能な施設を求める声が上がっているほか、市内に難病等の専門的な対応ができる医療機関が少ない、医療的ケアの提供ができる事業所が少ないことが指摘されている ・精神保健福祉の充実：近年精神障がい者数が増加傾向にあり、精神障がいのある方の退院後の地域移行・地域定着が課題となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療的ケア体制の充実 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・市の暮らしやすさ：アンケート調査ではいわき市が「暮らしにくい」との評価が半数以上。年齢が低いほど暮らしにくさを感じている。また、外出時に困ることは「公共交通機関が少ない（ない）」がトップ ・暮らしの場の確保：グループホームから一人暮らし等への移行が進まず、飽和化が進行 ・事業者の防災対策：アンケート調査では防災マニュアル整備済みの事業所が7割台半ば、避難訓練を実施している事業所が8割台半ば。避難訓練の実施率は前回調査時から上昇（77.2%→86.0%） ・災害時の支援体制：避難行動要支援者避難支援制度の登録者数は、対象者の4割程度。アンケート調査では自力避難も近隣の避難支援も望めない可能性のある方が半数弱。災害時の困りごとは「避難場所の設備や生活環境が不安」「投薬・治療が受けられない」「迅速な避難ができない」などが上位 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の暮らしやすさの向上（外出時の困難の解消、グループホームの整備・一人暮らし等への移行促進、バリアフリー化の更なる推進等） ・災害時における支援体制の充実
教育・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した療育支援体制：出生数が減少傾向にある反面、健診における要観察幼児数は増加傾向。アンケート調査では療育・保育・教育の困りごととして「本人にとって望ましい進路が確保できるか不安」がトップ。希望する支援は「教師や他の児童生徒の理解と配慮」がトップ ・保育人材確保：特別支援学級の生徒数が増加。保育人材の不足 ・生涯学習：感染症拡大に伴い、文化・スポーツに触れられる機会が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫した切れ目のない療育支援体制の整備 ・保育人材の確保・育成 ・文化・スポーツ活動の推進
雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援：アンケート調査では、非就労者のうち18～40歳の5割弱が、41～64歳の3割強が今後の就労を希望。ヒアリング調査では就労継続支援B型の受入れ枠が少なくなってきたとの指摘 ・就労定着支援：アンケート調査では障がいのある方の就労支援として「職場における障がい者理解」のニーズが高い。ヒアリング調査では雇用側の障がい特性に対する理解が必ずしも十分ではないとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方の希望を叶えるため、障がい特性や状態に応じた多様な就労支援 ・企業の障がい者雇用の促進及び就労定着に向けた支援（理解促進等）

第4章 基本的な考え方

1 基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で 安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

本市ではこれまで、障害者基本法で掲げられている理念に基づき「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指し、障がい者施策の推進にあたってきました。

本計画では、引き続き、障がいのある方の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」やともに生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」、全ての人のためのデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の理念を継承しながら、障がいがある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援体制の構築を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら「地域共生社会」の実現を目指し、「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を基本理念とし、計画を推進します。

2 基本目標

本市ではこれまで、障害者基本法の目的や基本原則に基づき計画の基本目標を定めており、同法の目的等に変更がないことから、『第5次いわき市障がい者計画（後期）』においても、引き続き、次の6つを基本目標に掲げ、計画を推進します。

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること
- 4 社会参加の機会を確保すること
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 6 社会的障壁を除去すること

3 計画の視点

本計画においては、各分野に共通する横断的な視点として、『第5次いわき市障がい者計画（前期）』で定めた4つの視点を引き継ぎながら、国の「第5次障害者基本計画」や社会情勢を踏まえ、次の通り整理し、これらの視点に留意しながら各施策の推進にあたります。

1 共生社会の実現に資する取組の推進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、障がいのある方と障がいのない方が同じ地域社会で共に暮らす共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面でアクセシビリティの向上を図ります。

- 共生社会の理念普及による障がいへの理解促進
- コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- 情報アクセシビリティの向上
- など

2 障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援

障がい者本人が適切に意思決定を行いその意思を表明することができるよう、相談支援等による意思決定の支援や意思疎通支援体制を充実します。また、多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、各分野の連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

- 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実
- 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- 多様な就労の場の確保
- など

3 障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

障がい者施策は、性別や年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援が必要であるため、これらに留意しながら実施します。また、外見からはわかりにくい障がいを持つ特有の事情にも考慮するとともに、女性やこども、高齢者等複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮を踏まえた施策を実施します。

- 障害福祉サービス等の充実
- 障がいの早期発見・早期療育の充実
- リハビリテーションと医療の充実
- 難病の方に係る地域保健事業の充実
- 社会的及び職業的自立の促進
- など

4 関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担のもとで、障がい者施策を推進します。また、障がい者施策に関係する他の施策・計画などとの整合性を確保し総合的な施策の展開を図るとともに、PDCAサイクルを通じて実効性のある取組を推進します。

4 計画の体系

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、
地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

6つの施策分野

各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

理解促進

- ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進
- イ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実
- エ ボランティア活動の推進
- オ 権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止

生活支援

- ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障害福祉サービス等の充実
- ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進
- エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- カ 情報アクセシビリティの向上
- キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 難病に関する地域保健事業の充実

生活環境

- ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ 地域における暮らしの場の確保
- ウ 施設等における安全体制の確保
- エ 災害発生時における支援体制の確保
- オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労機会の確保
- ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
- エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援

第5章 施策分野と基本的方向性

本計画では、基本理念及び基本目標に沿って、6つの施策分野（施策目標）ごとに、基本的方向性を定めています。

本章では、この基本的方向性ごとに、現在までの取組や実態調査（アンケート）の結果、近年の障がいのある方を取り巻く環境の変化、さらには制度改正の動向等を踏まえ、本計画期間において、さらに重点的に展開すべき施策や主要な取組について記載しました。

1 施策分野1 『理解促進』

「共生社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。特にこどもの頃から可能な限り自然なかたちで様々な障がいについての理解と認識を深める取組を通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。

また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がいのある方の虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護のための取組が必要です。さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関や事業者等における障がいのある方の理解の促進や障がいのある方の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がいのある方に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリーを推進するとともに、差別解消や虐待防止に努めます。



施策分野1 基本的方向性

理解促進

- ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進
- イ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実
- エ ボランティア活動の推進
- オ 権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止

【施策分野1】ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進

地域社会における障がいのある方への理解を促進するため、地域、学校、職場、年齢に応じた啓発・広報活動、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流をより一層推進し、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進するとともに、「第2次いわき市ユニバーサルデザイン推進指針」に沿った効果的な啓発により、共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある方が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解促進とその円滑な利活用に必要な配慮等についての周知のほか、障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等についての情報提供と、その普及及び理解の促進に努めます。

外見からわかりにくいことから、より一層の理解が必要な内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等については、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①「心のバリアフリー」の推進

- ・全ての人々がお互いの心や身体の個性を大切にしてコミュニケーションを図り、支え合う共生社会の実現を目指し、「心のバリアフリー」について市民の理解促進を図ります。

②障がい者福祉に対する市民の理解促進

- ・障がいのある方が作製した絵画や手芸品等の展示や市役所出前講座、発達支援講演会等を行い、障がいそのものや障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

③障がい者用駐車スペース等に対する市民の意識啓発

- ・障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象とした「おもいやり駐車場」など、障がい者用駐車スペースの適正利用について市民への意識啓発に努めます。

④外見からわかりにくい障がいに対する理解促進

- ・広報紙等を通じて、外見からわかりにくい知的障がいや発達障がい等の理解の促進、相談窓口等の周知を図るとともに、特別支援教育に係る児童・生徒への対応等についての知識・情報の提供を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
ユニバーサルデザイン ひとづくり推進事業	ユニバーサルデザインの理解促進を図るため、啓発事業を実施する。	市民協働部 男女共同・ 多文化共生 センター	継続
福祉情報コーナーの 設置	市民ロビーへのパネル等の展示により、市民へのPRを図るとともに、情報誌等を提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者週間記念事業	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
授産製品ガイドの作成	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレット「はんどめいどいわき」を作成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
身体障害者補助犬制度 の周知徹底	身体障害者補助犬制度の円滑な運用を図るため、市職員、施設等の管理者及び市民に対し、広く周知・啓発を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者用駐車場の 適正利用の促進	障がい者用駐車スペースの適正利用に係る市民への意識啓発に努める。また、障がい者用駐車スペースの適正利用のため障がいのある方や高齢者、妊産婦などを対象に利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を導入した福島県とも緊密に連携し各地区保健福祉センターで申請の受付を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害者差別解消法の 普及	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、令和3年5月に法改正が行われた。共生社会の実現に向け、お互いを尊重し合い、一人一人が障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
出前講座等の実施	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キットを利用した体験学習等を実施する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
つどいの場 創出支援事業	高齢者をはじめとする地域住民の集まる場が円滑に運営できるよう、つどいの場コーディネーターを各地区に配置し、運営に関わる相談や事務支援などの人的支援を行う。また、要件に該当する団体に対して、運営費等を補助するために補助金を交付する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
いきいきシニア ボランティアポイント 事業	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
ミーティングセンター	認知症の方と家族がともに参加し、①認知症の方の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や認知症の方同士が語り合う本人支援、②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う家族支援、③認知症の方と家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援、を一連の活動をして行うプログラムを実施する。 また認知症の方や家族の日常生活での想いや暮らしやすい地域の在り方などについて語り合った内容を、本人の意見として地域に発信していく場とする。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
精神障がいに対する正しい知識の普及啓発	市民精神保健福祉講座や健康教育等を通して、こころの健康づくりや精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
発達学習会	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
農福連携推進事業	農業と福祉が連携して、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現することを目的に、必要に応じて「いわき市農福連携推進協議会」を開催しながら、認知度向上やマッチング促進を目指す。	農林水産部 農政流通課	継続
障がい者雇用の促進（セミナー等の実施）	障がい者雇用に関心のある市内企業に対し、雇用制度に係るセミナー等を実施する。	産業振興部 産業ひとづくり課	継続
「総合教育センターだより街路樹」に特別支援教育に関する記事の掲載	平成23年度から「特別支援教育だより『いきいき』」を「総合教育センターだより 街路樹」（年10回発行）に統合し、全号において、教育支援室の事業内容やインクルーシブ教育システムと特別支援教育に関する情報、教育相談室からの情報、特別な教育的ニーズのあるこどもたちへの対応や支援に関する内容を紙面及びホームページで配信する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
郵便等による不在者投票の周知	身体の障がいなどにより投票所へ行くことができない方に対し、郵便による不在者投票の制度を周知する。	選挙管理委員会	新規

【施策分野1】イ 障がい理解のための福祉教育の推進

障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を実現するには、こどもの頃から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深めることが重要であることから、家庭、地域はもとより学校教育などでも、様々な取組を通じた福祉教育を推進します。

主要な取組（重点施策）

①障がい福祉に関する学習資料の作成・配布や出前講座等の実施

- ・市内の小・中学生を対象に、障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行うとともに、市内中学校・高等学校など学校教育と連携し、出前講座等を活用し理解を深める教育を推進します。

②小中学生との交流の推進

- ・市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げるとともに、地域との連携を図り、特別支援学校、障がい者施設、介護施設、地域の高齢者との交流などを進めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
学習資料「みんなで考えよう障がい者の福祉」の配布	小学校4年生を対象とした障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
奉仕員養成講習会の開催	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
福祉教育の推進	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
障がい児が制作した作品展のPR	市内の展示施設で開催される障がいのある児童・生徒が作成した絵画や造形物の作品展の開催について、総合教育センターのホームページ等を利用し、広く広報する。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

【施策分野1】ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実

障がいのある方が望む自分らしい暮らしを実現するため、必要となる制度や社会資源などに関する情報を集約し、提供するよう努めます。

また、広く情報を発信することで、多くの方に障がいのある方に対する理解が深まるよう努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がい福祉に関する情報誌の作成・配布

- ・障がいのある方に関する各種制度及び相談事業、施設等の概要を記載した冊子「暮らしのおてつだい」を作成し、各種手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布します。
- ・虐待防止や成年後見制度について、市民や事業者向けのパンフレットを作成・配布するなど、情報提供の充実に図ります。

②市公式ホームページ等による情報発信の充実

- ・市公式ホームページや多様な媒体を利用して各種制度等の情報発信の充実に図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
成年後見制度等に関するパンフレットの配布	相談窓口である地区保健福祉センターや地域包括支援センターに成年後見制度等に関するパンフレットを配布し、市民からの相談等に使用していただく。	保健福祉部 保健福祉課	新規
「いわき市の保健福祉・子育て支援」の配布	複雑化する保健・医療・福祉制度について、最新の内容を分野ごとに体系的かつわかりやすくまとめたものであり、関係施設に配布することで、障がいのある方に関する状況や制度について周知・広報する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
障害福祉制度情報冊子「暮らしのおてつだい」の発行	障がいのある方に関する各種制度、相談事業及び施設等の概要を記載した「暮らしのおてつだい」を作成し、各種障害者手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
市公式ホームページによる情報発信	市公式ホームページにおいて、各種制度や障害福祉サービス提供事業者、イベントや注意喚起に関するお知らせなど、障がいのある方に役立つ情報の充実に図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
図書館における障がい者サービス等の情報提供（録音図書のお知らせ）	録音製作委員会が新たに製作した録音図書について、録音図書利用者及びボランティア団体「声の奉仕グループ」へ情報提供を行う。	いわき 総合図書館	新規
図書館における障がい者サービス等の情報提供（ミニ展示・図書館報「かもまる通信」・児童向けパスファインダー）	3月の世界ダウン症の日、9月の障害者雇用月間、12月の障害者週間等に合わせた関連図書のミニ展示を開催する。また、図書館報「かもまる通信」等で、定期的に障がい者サービスの内容や利用方法等について広報を実施するほか、児童向けパスファインダー『点字』について調べよう～福祉1～を作成し、児童生徒の調べ学習に役立てる。	いわき 総合図書館	新規

【施策分野1】エ ボランティア活動の推進

障がいのある方の社会活動の推進にはボランティアが不可欠であるため、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力の促進を図ります。

主要な取組（重点施策）

①手話通訳者等養成講習会の実施

- 障がいのある方等の意思疎通を支援する手話奉仕員や点訳者、音訳者、要約筆記奉仕員等の養成のため、これらの認知度向上に向けた啓発・広報活動を行うとともに、市民向けの講習会を実施します。

②障がいのある方の社会活動の推進

- スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深めながら、障がいのある方の地域における社会活動を推進します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
ボランティア保険制度等の補償制度のPR	市が掛金を負担し、ボランティア活動中の事故等に対して補償する保険に加入することで、市民によるボランティア活動を側面から支援する。	市民協働部 地域振興課	継続
わいわい塾の開催	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者スポーツの推進	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
奉仕員養成講習会の開催（再掲）	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	拡大

事業名	事業内容	担当課	事業区分
いきいきシニアボランティアポイント事業（再掲）	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
住民支え合い活動づくり事業	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
図書館支援ボランティアの活動支援のための環境整備	ボランティアの活動を促進するために、総合図書館内に対面朗読室、ボランティア室、録音室を設置する。	いわき 総合図書館	新規
図書館支援ボランティアの育成（音訳講習会・録音図書校正講習会）	録音図書製作のボランティアに対し、音訳講習会・録音図書校正講習会を開催し、ボランティアの育成及びスキルアップを支援する。	いわき 総合図書館	新規

【施策分野1】オ 権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止

障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援や、障がいのある方の意思決定支援の在り方と、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を推進します。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、差別の解消に努めるとともに、日常生活のみならず、雇用における障がいに対する差別の解消と雇用者の合理的配慮の提供促進に向けて、事業者への啓発活動を推進します。

さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方への理解促進や行政サービス等における配慮の充実に努めます。

主要な取組（重点施策）

①成年後見制度の利用支援

- ・知的障がいや精神障がいにより、判断能力を欠いている状態にある方は、成年後見制度に関する相談や制度を利用する必要があることから、後見開始等の審判の申し立てを行う親類がいない場合の利用支援を行います。

②広報紙等による市民への啓発

- ・広報紙や市ホームページ、市民啓発事業等において、障がいのある方の差別解消に向けた市民の啓発に努めるとともに、障がいのある方等の権利擁護を推進するために「障がい者虐待防止センター」の周知及び通報の啓発に努めます。

③市職員に対する啓発・理解促進

- ・職員研修等を通じて障害者差別解消法等の理解を深めます。

④行政機関等における合理的配慮の提供

- ・改正障害者差別解消法の考え方に基づき、市民が利用する窓口等をはじめ、選挙や各種行政サービスなどでも適切な配慮が受けられるよう、取組を進めます。

⑤事業者に対する合理的配慮の提供の啓発

- ・改正障害者差別解消法により、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されたことから、適切な配慮を行えるよう、具体的な対応事例を提示するなどよりわかりやすい周知・啓発活動を行います。

⑥障害福祉サービス事業所等における虐待防止の推進

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従業員への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
権利擁護支援活動に係る機能強化事業	福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の法人後見受託など、権利擁護支援に関する活動を行う民間団体の機能を強化し、財産の管理又は日常生活等に支障がある障がいのある方等の権利擁護支援体制の強化を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
障害福祉サービス事業所向けに虐待防止等のための研修の実施	相談機関及び障害福祉サービス事業所職員等を対象にした虐待防止研修、意思決定支援研修、成年後見制度研修等を実施する。	保健福祉部 保健福祉課	新規
いわき市地域自立支援協議会	いわき市地域自立支援協議会を障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関と連携し地域の実情に応じた差別解消のための取組を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害者差別解消法の普及（再掲）	「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、令和3年5月に法改正が行われた。共生社会の実現に向けて、お互いを尊重し合い、一人一人が障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者虐待防止センター機能の強化	障がいのある方の権利擁護を推進するため、障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」の周知及び機能の強化、関係機関との連携体制の整備並びに虐待に対する気付き・通報の啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
郵便等による不在者投票の周知（再掲）	身体の障がいなどにより投票所へ行くことができない方に対し、郵便による不在者投票の制度を周知する。	選挙管理委員会	新規

2 施策分野2 『生活支援』

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる共生社会や、「我が事・丸ごと」の地域支援体制の実現に向けて、また、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的な支援を行う必要があります。

これらの実現に向け、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、福祉サービス事業者との連携のもと、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、支援を要する方に適切なサービスが提供されるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある方の社会参加等を促進するため、障がい者スポーツや文化芸術活動への支援を推進するほか、障がいのある方が保健・医療・福祉をはじめとする支援・サービス情報や行政情報等を円滑に取得・利用することができるよう、障がい種別や障がいの特性に配慮し、多様な媒体・手段を活用することで情報アクセシビリティの向上を図るとともに、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援体制の充実に努めます。



施策分野2 基本的方向性

生活支援

- ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障害福祉サービス等の充実
- ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進
- エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- カ 情報アクセシビリティの向上
- キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

【施策分野2】ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備

地域での生活を支援するため、意思決定支援の考え方に立ち、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立及び従事者の質の担保に努めるとともに、日常生活や社会生活等において、障がいのある方の意思が適切に反映された生活が送れるよう、意思決定支援に基づいたケアマネジメント体制の確立に努めます。

また、ヤングケアラーをはじめとする障がいのある方の養護者（家族等）に対する相談等の支援やサービス提供体制の確保を行うとともに、知的障がい者又は精神障がい者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費についての助成、人材の育成及び活用に努めます。

発達障がい児・者やその家族に対する支援を強化するため、県の発達障害者支援センターや地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携した相談支援体制の確立に努めます。

また、地域で生活する難病の方、若年性認知症の方及び高次脳機能障がい者について、相談支援や関係機関との連携について取組の充実を図るとともに、強度行動障がい者への支援体制の整備を図ります。

さらには、障がいのある方の地域生活の充実、包括的な支援体制の構築のため、地域住民の支え合いなど、多様な人材の活用を図りながら福祉サービス等の提供に努めます。

主要な取組（重点施策）

①相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化

- ・いわき市地域自立支援協議会において、ライフステージに応じた総合的な相談支援体制の充実と医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化、包括的な支援体制等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図ります。

②各種相談窓口の周知・活用促進

- ・生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センター、いわき基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図ります。

③障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立

- ・障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合において作成が必要となる「サービス等利用計画（児童の場合は障害児支援利用計画）」について、全ての利用者について作成が可能となるよう、指定特定相談支援事業所の新規参入の促進、相談支援専門員の養成等の働きかけを行うなど、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。
- ・障がいのある方の心身の状況や本人や家族のニーズを踏まえたきめ細かい支援の実現のため、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援とケアマネジメントの質の向上に向けた取組を促進します。
- ・障がいのあるこどもについても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自立相談支援事業 （生活・就労支援センター）	生活困窮者（生活保護を除く経済的に困窮している方）からの相談を受け、相談・就労支援員が ①課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズを把握 ②ニーズに応じた自立支援計画（プラン）を策定 ③計画に基づき、支援を行う各種関係機関との連絡調整を実施 以上の取組により、生活困窮者の自立を促進し、第2のセーフティネットの充実・強化を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
権利擁護支援事業 （権利擁護・成年後見センター）	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方や、虐待等権利侵害を受けた方への権利擁護を推進するため、市権利擁護・成年後見センターが専門的な支援を行うとともに、関係機関等による支援体制の構築を図る。 ※センター設置に伴い、権利擁護に関する附属機関（障がい者虐待防止ネットワーク協議会含む）を統合、権利擁護支援に関する附属機関（市権利擁護支援ネットワーク推進運営委員会）を設置している。	保健福祉部 保健福祉課	継続
重度心身障害者医療費給付事業	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
障害者相談支援等事業 （基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター）	①いわき基幹相談支援センター 障がいの種別にかかわらず、各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化の取組、施設や病院等からの地域移行及び地域生活を支えるため地域定着の促進への取組等を行う。また、意志決定支援とケアマネジメントの質の向上に向け、相談支援専門員やサービス管理責任者等に関する研修等を実施する。 ②いわき障がい者相談支援センター 福祉サービス・社会資源の利用援助や、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介等を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
相談支援体制の充実・強化	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図る。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターやいわき基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者虐待防止センター機能の強化(再掲)	障がいのある方の権利擁護を推進するため、障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」の周知及び機能の強化、関係機関との連携体制の整備並びに虐待に対する気付き・通報の啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
障がい児(者)地域療育等支援事業	障がい児施設の専門的機能を活かし、在宅障がい児や心身障がい児などを対象に、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対しての技術指導(障がい児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)	保健福祉部 障がい福祉課	継続
児童発達支援センター地域支援機能強化事業	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行い、地域支援の強化を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
相談支援の充実(計画相談支援、障害児相談支援)	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がいのある方や障がいのある児童の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを図る。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
発達障がい者支援事業	保健、福祉、教育など関係機関等の連携による支援体制の構築を図るとともに、効果的な支援を可能とする組織体制を整備する。福島県発達障がい者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、早期発見、早期支援、療育、教育、就業支援などの各施策を推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
特別障害者手当等の支給	日常生活において特別の介護を必要とする状態にある最重度の障がいのある方に対し、経済的負担を軽減するため手当を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
人工透析患者通院交通費助成事業	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析のための通院に要する交通費に対し、1か月の通院交通費の総額から4,000円を差し引いた額について、月25,000円を限度に助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	福島県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、低所得世帯に属する方に対し、掛金相当額を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
重度心身障害者福祉金、 重度心身障害児童福祉金	①重度心身障害者福祉金： 在宅の20歳以上の方で、身体障害者手帳1級を所持し日常生活に介護を要する方、又は療育手帳Aを所持している方に対し、年額48,000円を支給 ②重度心身障害児童福祉金： 在宅の3歳以上20歳未満で、心身の障がいのために常に介護を必要とする児童、又は身体障害者手帳2級以上か療育手帳Aを所持している児童を、養育している方に対し年額48,000円を支給	保健福祉部 障がい福祉課	継続
在宅重度障害者 医療器材等給付事業	在宅の重度身体障がい者に対して治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
福祉機器の展示	いわきサン・アビリティーズにおいて福祉用具の展示を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度身体障害者 福祉電話料の助成	電話を保有しない低所得世帯に属する重度身体障がい者に対し電話等を貸与し、基本料金及び通話料の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
自動車改造・操作訓練費 補助	自動車改造費： 重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、改造に要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。 自動車操作訓練費： 身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
重度心身障害者交通費 助成事業	在宅の低所得者の重度障がい者が外出する際の交通費として年額12,000円の交通費を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
身体障害者奨学資金 支給事業	身体障がい者に対し奨学資金を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
認知症初期集中 支援チーム	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、医療サービス、介護サービスを利用していない方又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6か月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
オレンジカフェ以和貴	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
住民支え合い活動づくり事業（再掲）	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
ミーティングセンター（再掲）	認知症の方と家族がともに参加し、①認知症の方の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や認知症の方同士が語り合う本人支援、②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う家族支援、③認知症の方と家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援、を一連の活動をして行うプログラムを実施する。 また認知症の方や家族の日常生活での想いや暮らしやすい地域の在り方などについて語り合った内容を、本人の意見として地域に発信していく場とする。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
緊急通報システムの導入促進	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する方に対し、電話加入権の貸与を行う。	保健福祉部 介護保険課	継続
寝具乾燥消毒サービス事業	在宅の高齢者及び身体障がい者などで寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の丸洗い乾燥消毒を実施する。	保健福祉部 介護保険課	継続
福島県特定医療費支給認定事業	難病法で定める341の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
特定疾患患者支援	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病の方等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
小児慢性特定疾病 医療費事業	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続

【施策分野2】イ 障害福祉サービス等の充実

地域において障がいのある方が生活するにあたり、必要となるサービスを提供できるよう、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、各種サービス等の質の向上や地域格差の解消に努めます。また、障がい福祉を支える人材の確保と質の向上に努め、サービスの提供体制の確保を図ります。

主要な取組（重点施策）

①障害福祉サービスの充実及び質の向上

- ・障がいのある方一人一人のライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、各種サービスへのニーズ等を踏まえながら、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、サービス基盤の量の充実や質の向上を計画的に推進します。
- ・障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が繰り返し行われることがないよう努めます。

②事業者のサービス提供体制の強化

- ・障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用でき、限りある福祉人材で適切にサービス提供を行えるよう、高齢者と障がいのある方が同一の事業所でサービスを受けることのできる共生型サービス提供の推進に向けて、障害福祉サービスの提供事業所での適切な介護サービスの提供や介護保険サービス提供事業者が障がい特性の理解に努め、積極的に受入れ対応できるよう、事業者の支援に努めます。

③人材育成によるサービスの質の向上

- ・障がい福祉に従事する人材不足の解消に向け、研修等を充実させるとともに、職員の待遇改善等により人材を確保し、サービス提供体制の強化を図ります。

④人材不足を補うための環境整備

- ・ロボット介護機器の介護現場への導入を支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉サービス等の整備促進	障がいのある方一人一人のライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。 また、障害福祉サービス事業所等に対し、必要に応じて、報酬改定や加算算定等に関する説明を実施する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
補装具給付事業	身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替する補装具の購入、貸与及び修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を控除した額を支給する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある方の日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者等の在宅生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し外出のための支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域活動支援センター事業の実施	障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
配食サービス事業	重度の身体障がいにより食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスに考慮した食事を訪問により提供する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
訪問理美容サービス事業	外出して理美容サービスを受けることが困難な障がいのある方に対し、理容師又は美容師が自宅を訪問するための経費分の利用券を交付し、理容師又は美容師の訪問による散髪及び洗髪等のサービスを受けることで、衛生管理、精神的リフレッシュ及び生活の質の確保を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
介護保険サービスの充実	介護保険対象となる高齢の障がいのある方に対し、高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを含め、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。	保健福祉部 介護保険課	継続
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	他の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児等に対し、日常生活用具を給付する。	こどもみらい部 こども家庭課	継続

【施策分野2】ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進

障がいのある方が地域において生活するため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業者等の関係機関・団体との連携を強化し、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備に努めます。

また、グループホームの整備や障がいのある方が住みやすい公営住宅等の住戸を確保、地域生活支援拠点等の活用などにより地域移行を推進するとともに、一人暮らしを希望する方も、安心して地域で生活することができるよう、自立生活への支援を行います。

精神障がい者においても、地域で生活できるよう、居宅介護など訪問系サービスの充実や社会資源の開拓のほか、入院中の精神障がい者の地域移行支援を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

主要な取組（重点施策）

①地域移行の推進

- ・地域で生活する障がいのある方の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の活用を推進するとともに、自立支援協議会の各部会において、課題解決に向けた検討を強化します。
- ・障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、グループホーム等の整備を進めます。また、グループホームから一人暮らし等への移行を希望する入居者に対し、自立生活への移行・定着に向けた相談支援など、支援の充実に努めます。

②自立生活への支援の推進

- ・一人暮らしを希望する方も安心して地域で生活することができるよう、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行い、地域で自立した生活を送ることができるような支援体制を強化します。

③賃貸住宅の供給の促進

- ・障がいのある方の入居を拒まない賃貸住宅の登録を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
グループホーム 家賃補助事業	グループホーム入居者の経済的負担を軽減し、地域生活移行を推進するため、家賃の一部を助成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会 (地域生活支援関係)の 充実	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理、障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討、そのほか、障がいのある方の地域生活支援に関することの検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人一人のライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。 また、障害福祉サービス事業所に対し、必要に応じて、報酬改定や加算算定等に関する説明を実施する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域生活支援体制の強化	地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化する。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援を行うという観点から、精神障がいのある入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の構築に向けた協議を進める。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
口腔・栄養ケア推進事業	歯科衛生士や栄養士が、食事や栄養、歯、口について悩みがある方等を対象に訪問等を行い、口腔内・栄養状態を調査し、本人及びその家族等へ適切な指導・助言を行うことで、そしゃく機能の維持・向上及び栄養改善を図る。また、市民を対象として生活習慣病を予防（慢性腎臓病重症化予防を含む）し、健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持・向上を図ることを目的に、健康教育等による普及啓発を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
放課後児童クラブの充実	放課後、特別支援学級等から帰宅する児童を保育する。	こどもみらい部 こども支援課	継続
住宅セーフティネット推進事業	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」（令和3年7月一部改定）に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、居住支援体制の構築等に向けた検討を行う。	都市建設部 住まい政策課	拡大

【施策分野2】エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

障がいへの理解を進めるうえで、地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を通じて人と人との交流は重要です。そのため、スポーツ、文化芸術活動の振興を図り、障がいのある方の社会参加の促進、健康増進、相互理解等を促進するとともに、活動への支援と指導員の養成等の充実に努めるとともに、障がいのある方の受入体制の確立と環境の整備を進める必要があります。

また、身体障がい者に比べて普及が遅れている知的障がい者や精神障がい者のスポーツの振興への取組の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境の整備

- ・障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げるとともに、心身の健康維持や体力増進に寄与し、積極的な社会参加の推進及び生活の質の向上を図ります。

②文化芸術活動や鑑賞機会の拡大

- ・障がいのある方が、障がいのない方とともに文化施設等を利用し、文化芸術活動に参加できるよう、既存文化施設の改善（ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化）によりアクセシビリティの向上に努めます。また、公共施設の使用料減免制度を活用し、障がいのある方のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備など、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりを促進します。
- ・文化芸術の鑑賞にあたり、字幕、音声ガイドの提供等、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫・配慮が提供されるよう努めます。
- ・創造活動の場の創出・確保に努めるとともに、作品等の発表機会の確保等、文化芸術活動の活性化を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
スポーツ推進委員の活用促進	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	観光文化 スポーツ部 スポーツ振興課	継続
障がい者スポーツの推進（再掲）	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
わいわい塾の開催 （再掲）	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
パラスポーツ体験教室 の開催	各障がい者手帳の保持者又は各障がい者スポーツに興味のある市民が、パラスポーツを体験できる教室を開催する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者週間記念事業 （再掲）	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がいのある方が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者サークル活動 の支援	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	教育委員会 生涯学習課	継続

【施策分野2】オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者設置の充実とともに、手話通訳者、点訳奉仕員、要約筆記者等の養成研修事業等の充実を行うなど意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用促進などコミュニケーション支援体制の構築に努めます。

また、意思疎通を図ることに支障がある方への支援体制の構築に努めます。

主要な取組（重点施策）

①コミュニケーション支援体制の充実

- ・地域における聴覚に障がいのある方のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進します。
- ・手話通訳や点訳、音訳奉仕者及び要約筆記者養成講習会の実施にあたっては、研修内容の充実化により手話通訳者、要約筆記者の技術の向上を図るとともに、行政機関の職員の受講を勧奨するほか、高等教育機関等との連携など、意思疎通支援者の育成・確保を図り、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。
- ・多様な媒体を活用した支援体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
奉仕員養成講習会の開催（再掲）	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会 ⑤手話通訳者養成講習会	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
手話通訳者等の派遣の促進	地域における聴覚に障がいのある方のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う意思疎通支援事業の適正な運用を促進する。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
点字指導員の派遣事業	点字学習を希望する中途失明者に対して点字指導員を派遣する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
聴覚障害者緊急連絡事業	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
Net119緊急通報システム	スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスすることで、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるよう緊急時の通報体制を確保する。	消防本部 指令課	拡大

【施策分野2】カ 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある方による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、福祉サービスや行政情報等について、様々な障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討を行います。

また、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組の検討や、災害発生時に要支援者や関係事業所等に対して適切に情報を伝達できる体制の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①視覚障がい者等に対する情報支援

- ・点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図ります。
- ・電子書籍等の普及を促進するとともに、書籍の量的拡充や質の向上、いわき市電子図書館の周知・利用推進、移動図書館車の巡回などにより、身体的な障がいのため図書館利用が困難な方や視覚障がい者等の読書環境の整備等を図ります。

②行政情報のアクセシビリティと情報伝達体制の向上

- ・市の広報紙「広報いわき」や市議会だより「ほうれんそう」の点字化・音声化など、視覚に障がいのある方に配慮した情報発信を行います。
- ・公的機関でのウェブアクセシビリティの向上や、庁内での音声コード（Uni-Voice）の導入・運用の促進を図ります。
- ・災害時には、多様な伝達手段や方法の活用により情報伝達体制を整備・促進し、防災情報へのアクセシビリティを確保します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
市政に関する情報提供の充実	「広報いわき」の点字版・音声版を作成し、希望者へ配布する。また、市ホームページにおいては、音声読み上げソフトを標準採用するとともに、障がいのある方に配慮したウェブアクセシビリティ（JISX8341-3:2016）に準拠したシステムにより市政情報を発信する。	総合政策部 広報広聴課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者の防災意識の高揚	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	危機管理部 災害対策課	継続
視覚障がい者に対する情報支援	点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
市議会の活動状況に関する情報提供の充実	いわき市議会だより「ほうれんそう」の点字版・音声版を作成し、市議会活動状況を理解してもらうとともに、視覚障がい者の社会参加と日常生活の促進を図る。	議会事務局 総務議事課	継続
図書館サービスの充実 (資料及び情報の収集・提供)	①視覚障がいのある方や文字を読むのが困難な方が利用しやすい録音図書、大活字本、点字図書、LLブック等のアクセシブルな資料を収集し提供する。 ②視覚障がいのある方に、サピエ図書館からダウンロードした録音図書の貸出や図書館支援ボランティアによる対面朗読サービスを提供する。 ③耳で聞いて読書ができるようにするため、録音図書製作ボランティアが録音図書を製作する。 ④視覚障がいがある方で来館が難しい方には、録音図書・点字図書の無料郵送貸出を実施する。	いわき 総合図書館	継続
いわき市電子図書館 (電子書籍貸出サービス) 事業	図書館へ来館することなく、パソコンやスマートフォンの端末から電子図書館の専用サイトに接続し、デジタル化された書籍の検索、貸出、返却ができ、「文字サイズの拡大機能」や「音声読み上げ機能」により、障がいのある方にもアクセシブルな読書環境を提供する。	いわき 総合図書館	新規
図書館サービスの充実 (やさしい利用案内の発行・コミュニケーションボードの作成)	障がいのある方や高齢者、こども等、誰でもわかるやさしい言葉とピクトグラムで図書館の利用方法等を表記した「やさしい利用案内」を発行。総合図書館内への配置や、市内の支援学校の児童等が見学に訪れた際に配布し活用する。また、ピクトグラムで表記したコミュニケーションボードを作成し、カウンターで活用する。	いわき 総合図書館	新規
移動図書館車の巡回	読書バリアフリー法を踏まえ、図書館への来館が困難な障がいのある方や高齢者が入所している施設などに対し、移動図書館車による巡回図書館サービスを提供する。	いわき 総合図書館	新規

【施策分野2】キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

高齢者だけでなく、障がいのある方や子どもなど全ての人々が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築と推進に努めるとともに、地域社会の課題を自分たちの課題として捉え、その解決に積極的に参加する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

また、障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある方やその家族が地域で安全・安心に生活できるよう、緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけが図られる体制を構築し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を強化します。

主要な取組（重点施策）

①地域包括ケアシステムの推進

- ・福祉サービスだけでなく、声かけや見守りなどのインフォーマルな支援も含めた地域生活の支援体制や各分野の連携体制を整備します。

②地域生活支援体制の強化

- ・障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化します。
- ・障がいの重度化・多様化を踏まえ、保健、福祉、医療等様々な関係機関の連携構築に努めます。
- ・地域生活支援コーディネーターの配置やコーディネーターによる支援事例等の情報共有（事例・実践報告会の開催等）により、相談支援体制の強化を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
いわき見守り あんしんネット	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と、高齢者等の異変を発見した場合には地区保健福祉センター又は地域包括支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
地域自立支援協議会 （地域生活支援関係）の 充実（再掲）	障がいのある方の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理、障がいのある方の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討、その他、障がいのある方の地域生活支援に関することの検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
相談支援体制の充実・強化（再掲）	①いわき市地域自立支援協議会においてライフステージに応じた相談支援体制の充実と保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携強化等について協議し、本人中心の生活支援の充実・強化を図る。 ②生活における様々な不安の解消に向け、いわき障がい者相談支援センターやいわき基幹相談支援センター等の相談窓口について、引き続き広く周知することで、更なる活用の促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
地域生活支援体制の強化（再掲）	地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化する。	保健福祉部 障がい福祉課	拡大
住民支え合い活動づくり事業（再掲）	住民支え合い活動を支援する生活支援コーディネーターを配置し、地域における現状と課題を共有する場である協議体を設置することで、多様な主体による生活支援サービスの創出や地域資源の開発などの地域づくりを進める。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
オレンジカフェ以和貴（再掲）	認知症の方とその家族、地域の方が気軽に立ち寄れるカフェスタイルの交流の場を創出し、家族介護者同士のピアサポートや、専門職による相談、地域の方へ認知症の正しい知識の普及啓発を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

3 施策分野3 『保健・医療』

障がいのある方が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるような提供体制の構築や乳幼児期からの療育支援の一層の推進が求められています。

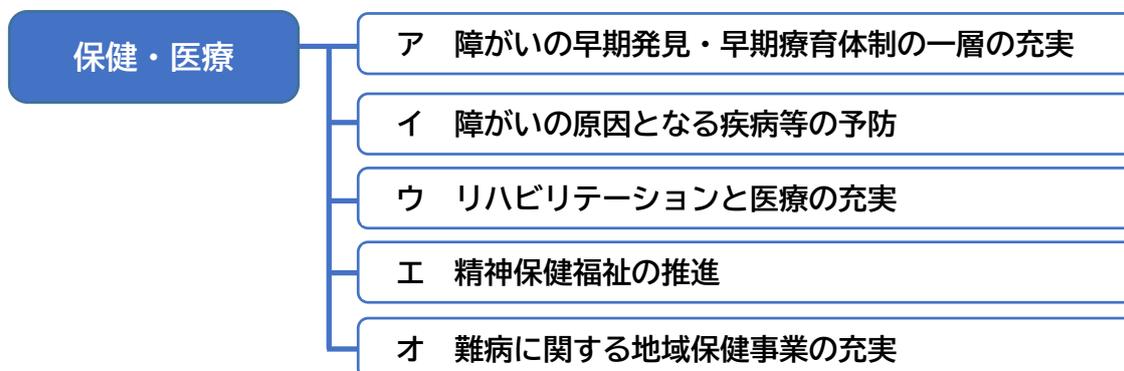
障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供についても重要となっており、障がいのあるこどもや発達に不安のあるこどもについては、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。このようなことから、障がいの早期発見・早期療育のための体制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、精神面・心の問題で悩み、社会生活への適応に困難を生じている方について、適切な相談対応を行うとともに、心の健康が保てるよう専門的な支援を行うほか、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらには、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がい特性に応じた地域保健事業の充実と併せて、特性に配慮した理解の促進に努めます。



施策分野3 基本的方向性



【施策分野3】ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

早期のうちに障がいに気付き、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携のもと、乳幼児に対する健康診査や児童に対する健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実に努めます。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであることから、これら機関の連携強化が必要不可欠です。

今後は、障がいの重度化、重複化又は多様化を踏まえ、医療的ケアが必要な障がいのある方等への支援体制の強化や発達障がいのあるこどもを早期に発見できる体制の確立など地域や障がいのあるこどもの多様なニーズに対応する関係機関等との連携体制の強化を図ります。

主要な取組（重点施策）

①障がいの早期発見・早期療育の充実

- ・保健師による未熟児訪問指導や乳幼児健康診査による発育発達の評価、疾病・異常の早期発見・早期対応等の各事業を実施します。また、子育てサポートセンター、市総合教育センター、特別支援学校、障害児通所支援事業所等との連携を強化するとともに、療育支援の中核的機能の整備の在り方について検討するなどして障がいの早期発見・早期療育の充実に努めます。

②発達障がい児等への支援の充実

- ・発達障がい児等について、従来の保健事業に加え、発達障がい又は疑いのある児童を養育する保護者が具体的な対応方法を身につけ、親子関係の改善、健全な発達を促すことを目的にペアレントトレーニング事業を実施するなど、更なる支援の充実に努めます。

③「いわきサポートブック」の普及・活用

- ・障がいのあるこどもの支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載し、支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行うための「いわきサポートブック」の普及・活用を図ります。

④相談・支援体制の充実

- ・相談体制の充実に努めるとともに、児童発達支援センターと関係機関の更なる連携強化により、必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。



事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児(者)地域療育等支援事業（再掲）	障がい児施設の専門的機能を活かし、在宅障がい児や心身障がい児などを対象に、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対する技術指導（障がい児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会（児童・療育関係）の充実	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がいのある方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。関係機関等と連携し療育体制の充実に向けた検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いわきサポートブックの活用促進	支援を必要とするこどもについて、発育、発達の様子や特性など、関係機関等で支援内容について情報共有し、切れ目のない支援を実施していくためのツールとして「いわきサポートブック」の活用促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
児童発達支援センター地域支援機能強化事業（再掲）	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行い、地域支援の強化を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いわきっ子健やか訪問事業・乳幼児訪問指導事業	①いわきっ子健やか訪問事業：保健師・助産師が家庭訪問を行い、妊娠・産後の経過に応じた保健指導を実施するとともに育児が円滑に行えるよう、産後うつやこどもの虐待防止も視野に入れた保健指導を実施する ②乳幼児健康診査等の結果、訪問による支援が必要となった者を対象に、家庭訪問により育児支援を行う	こどもみらい部 こども家庭課	継続
乳幼児健康診査事業	発達の節目の時期に、発育発達の評価、疾病の早期発見・早期対応、育児や生活習慣等への保健指導を行い、健康の保持増進を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
先天性代謝異常等検査事業	新生児に対し、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見のために採血検査を行い、その結果陽性者等が出た場合、精密検査の勧奨及び保健指導を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
母子健康相談事業	総合保健福祉センター、市民会館・公民館等を会場に、個々の乳幼児の状況に応じ、発育発達を確認するとともに、育児に関する個別相談（保健師、栄養士、歯科衛生士、心理士）に応じる。また、健診の事後フォローの必要な児に対する経過観察の場として、ケースに応じた相談や育児指導を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
未熟児養育医療給付事業	指定養育医療機関での入院養育に係る医療費について、一部公費負担する。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
新生児聴覚検査支援事業	聴覚障がいを早期に発見し、早い段階で適切な療育につなげるため、検査費の補助並びに指導・援助を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
養育支援訪問事業	妊娠届出、出産通知書、ハイリスク妊産婦連絡票、いわきっ子健やか訪問事業、乳幼児健診結果等から養育支援が必要と認められる家庭において、訪問による相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
発達障がい児等ペアレントトレーニング事業	行動療法の考え方にに基づき、保護者がこどもへの対応技術を学ぶ。1グループ5～9人、全5回＋フォローアップセッション2回。 ①講義「子どもの特性と対応方法についての具体的な助言」 ②ワーク（ロールプレイ等） ③保護者間での意見交換 ④関係機関との連携に関する助言	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発音とことばの相談会	構音検査・発達検査を実施し、発達の確認と今後の関わりについて助言。必要な児については、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達支援おやこ教室	乳幼児健康診査等から経過観察が必要と判断された児を対象に、遊びや活動を提供することで、児の発達を促すとともに、保護者が児の発達を理解し適切な関わりができるよう支援する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
園児のためのこども発達相談会	発達等の専門相談員により、発達、養育が気になる児の相談を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達支援あそびの広場	交流スペースの開放により児の発達面に不安のある保護者同士が交流し、情報交換や日ごろの不安等を話し合う場の提供、及び育児相談を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
発達学習会（再掲）	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
乳幼児発達医療相談会	心身の発育・発達に問題があり、将来、運動・精神発達面等において、障がいをきたす恐れのある児を対象に、児童精神科医・小児科医・理学療法士・心理士等による専門相談を行い、発達の確認や今後の関わり方について支援し、健全な発達を促す。必要なケースについては、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
ピアベビークラス	低出生体重児の発育や発達、養育上の悩みを抱えている親の不安軽減とこどもの健全な育成のため「親同士の情報交換や交流」、「身体計測、育児講話」、「音楽を使ったおやこ遊び」、「ベビーマッサージ」等を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
子育て応援プログラム「子育てスキル講座」	1 グループ10名程度、年3回実施。次年度フォローアップセッションを行う。 ①講義：保護者の行動と子どもの行動を客観的に捉えるための具体的助言、成長・発達を促すための具体的助言 ②グループワーク ③保護者間の意見交換・学びの振り返り	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続
訪問支援	保健師・心理士・保育士が、家庭・就園先・医療機関等を訪問し、個々に応じた生活支援、発達支援等を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

【施策分野3】イ 障がいの原因となる疾病等の予防

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、それらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図っていく必要があります。

疾病等の早期発見及び治療、早期療養、障がいの原因となる生活習慣病等の予防のための取組を推進するとともに、成人期、高齢期における健康づくり、発生予防の推進、疾患、外傷等に対する適切な治療を行うための保健サービス等の提供体制及び関係機関の連携の一層の充実に努めます。

主要な取組（重点施策）

①生活習慣病の予防及び介護予防に関する正しい理解と知識の普及

- ・ 特定健診の受診勧奨や保健指導を実施し、障がいの原因となる生活習慣病の予防に努めます。
- ・ 介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進し、生活機能の維持・向上を図り、状態の重度化を予防します。

②各種支援者の養成と介護予防に関する各種講演会の開催

- ・ シルバーリハビリ体操指導士養成や各種団体への体操指導士派遣、認知症サポーター養成講座の開催、介護予防（運動器機能向上、栄養改善、口腔器機能向上、認知症）に関する各種講演会の開催やパンフレット等を配布します。
- ・ 地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
高齢者に対する介護予防事業	①シルバーリハビリ体操指導士の養成や実践組織、既存事業等への指導士派遣 ②認知症サポーターの養成 ③介護予防（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症等）に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布 ④地域における住民主体の介護予防活動を拡大するため、つどいの場の立ち上げや運営を支援	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
いきいきシニアボランティアポイント事業（再掲）	市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
認知症初期集中支援チーム（再掲）	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、医療サービス、介護サービスを利用していない方又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6か月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
国保重症化予防事業	国保特定健診結果の血糖・腎機能・血圧値や治療状況により、医療機関と連携し、未受診者・治療中断者への受診勧奨及び重症化予防のための保健指導を実施する。	保健福祉部 健康づくり推進課	継続
健康増進法に基づく保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ①健康診査や医療の記録のために健康手帳を交付する（原則各自ダウンロードする形だが、印刷不可能な方には交付） ②健康に関する知識の普及のために健康教育を実施する ③心身の健康に関する健康相談を実施する ④生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診等を実施する ⑤訪問指導事業を実施する 	保健福祉部 健康づくり推進課	継続

【施策分野3】ウ リハビリテーションと医療の充実

心身の機能回復と障がいの軽減を図るリハビリテーションの推進及び医療費給付等は、障がいのある方の地域生活及び社会参加の促進において大きな役割を果たすことから、地域医療体制の一層の充実を図ります。

また、障がいのある方の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図るとともに、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

主要な取組（重点施策）

①「自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）」の周知

- 障がいのある方が、その障がいの軽減もしくは除去を目的とした手術等の治療を行う際の費用負担の軽減を図る制度である「自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）」について、制度を必要とする方にその趣旨が行き渡るよう、患者や医療機関への周知に努めます。

②歯科診療体制の充実

- 市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において、一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行います。

③医療的ケア体制の充実

- 医療的ケアを必要とするこどもとその家族については、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）を中心に、関係機関が連携を行い、サービスの提供体制など課題の把握と解決に努めるとともに、相談・情報提供・助言など各種支援体制の充実を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
重度心身障害者医療費給付事業（再掲）	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金（保険診療分の入院費・外来費）を給付する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
自立支援医療給付事業（更生医療）	障がいのある方に対し、自立支援医療受給者証（更生医療）を交付する。指定医療機関において原則1割の自己負担で医療の提供を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者歯科診療事業	市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において毎月第1・第3水曜日及び毎週木曜日に一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がいのある方を対象に歯科診療を行う。	保健福祉部 保健所 総務課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
福島県特定医療費支給認定事業（再掲）	難病法で定める341の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
特定疾患患者支援（再掲）	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病の方等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
自立支援医療給付事業（精神通院医療）	精神疾患の治療上必要と認められる医療を受けている方に対し、医療費の自己負担分の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
小児慢性特定疾病医療費事業（再掲）	小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を公費負担し、小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
自立支援医療給付事業（育成医療）	身体に障がいがある児童に対し、現在の状態をそのままにすると身体に障がいを残すと認められる場合に、当該障がい除去又は機能改善のために必要な医療費の一部を公費負担し、医療費の負担軽減を図る。	こどもみらい部 こども家庭課	継続
長期療養児支援事業	小児慢性特定疾病や養育医療申請窓口、地区保健福祉センター等で対象児を把握し、講師による講話及び交流会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポートセンター	継続

【施策分野3】エ 精神保健福祉の推進

精神障がいのある方が地域で生活できるよう、地域移行支援・地域定着支援の提供体制の整備のほか、居宅介護など訪問系サービスの充実、社会資源や切れ目のない相談支援体制の整備に努めます。

さらには、精神疾患の早期発見・治療の促進、こころの健康づくり対策を推進するとともに、入院中の精神障がいのある方の地域移行の推進にあたって、障がいのある方自身が地域の一員として自分らしく生活ができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

主要な取組（重点施策）**①精神障がいのある方の早期治療の促進**

- ・精神面・こころの問題で悩みを持つ方及び家族に対し、定期的な相談会の開催や訪問指導等により、こころの健康の保持増進及びこころの健康づくりの支援をするとともに、精神障がいのある方の早期治療の促進及び社会復帰を支援します。

②地域生活支援体制の強化

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、当事者・家族・保健・医療・福祉などの関係機関と協議を進め、連携強化を図ります。また、協議の場のみならず、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備の推進に努めます。
- ・障がいを理由に社会とのつながりが希薄な精神障がいのある方等に対し保健師等が訪問し相談支援や助言などを行うとともに、精神障がいのある方が身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制を整備します。

③若年性認知症施策の強化

- ・65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、普及・啓発に努めます。また、福島県の設置する、若年性認知症コーディネーターとも連携し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等を推進していきます。

④自殺対策の実施

- ・こころの健康づくりや自殺に関する正しい知識、相談窓口の普及啓発を図るとともに、悩みを抱えた人に対する相談支援の充実を図り、ゲートキーパー養成等の人材育成を強化するなど、関係機関との連携により効果的かつ総合的に自殺対策を展開します。



事業名	事業内容	担当課	事業区分
若年性認知症の啓発	65歳未満で発症する若年性認知症については、働き盛りの世代で発症し、本人や家族の生活に大きな影響があるため、早期発見と早期対応が必要なことから、症状や相談窓口などについてリーフレット等による普及・啓発を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
認知症初期集中支援チーム (再掲)	40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる方又は認知症の方で、医療サービス、介護サービスを利用していない方又は、医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方に対し、認知症の専門職が訪問・観察・評価し概ね6か月間の包括的・集中的な支援を行い、医療・介護サービス等のケアの流れに乗せて自立生活をサポートしていく。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
ミーティングセンター (再掲)	認知症の方と家族がともに参加し、①認知症の方の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や認知症の方同士が語り合う本人支援、②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う家族支援、③認知症の方と家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援、を一連の活動をして行うプログラムを実施する。 また認知症の方や家族の日常生活での想いや暮らしやすい地域の在り方などについて語り合った内容を、本人の意見として地域に発信していく場とする。	保健福祉部 地域包括ケア推進課	継続
精神障がい者保健福祉関連組織の育成	当事者会・家族会等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神障がいに対する正しい知識の普及啓発 (再掲)	市民精神保健福祉講座や健康教育等を通して、こころの健康づくりや精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及啓発を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神保健福祉相談事業	様々な背景からこころの問題に悩みを持つ方や家族に対し、精神科医師・心理士による心の健康相談を市内2か所で開催するほか、随時来所や電話等での相談及び訪問支援により本人・家族の精神的健康の保持増進を支援する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神保健福祉関係職員研修	精神保健福祉関係職員等の更なる資質向上のため、精神障がいのある方の理解と対応に係る研修会を開催し、精神障がいのある方の退院促進や地域定着・移行に向けた取組を推進する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自殺対策に係る普及啓発	自殺予防講演会、自殺対策啓発動画の配信や自殺予防街頭キャンペーン等により、こころの健康づくりや自殺に関する正しい知識、相談窓口等の普及啓発を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
ゲートキーパー養成講座	市民一人一人がゲートキーパーを知り、身近な人への自殺予防の理解が進むよう、対象に合わせた講座を開催し、地域における自殺対策を支える人材の育成を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
ひきこもり対策事業	ひきこもりに関する正しい知識や相談窓口、社会資源の普及啓発を図り、本人や家族の不安の軽減を図ることを目的に、専門相談、当事者会、家族教室、アウトリーチ事業、講演会等を開催する。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲）	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援を行うという観点から、精神障がいのある入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の構築に向けた協議を進める。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

【施策分野3】オ 難病に関する地域保健事業の充実

難病に関する保健福祉施策については、障害者総合支援法等に基づき、保健、福祉と連携を図り実施していく必要があります。

地域で生活する難病の方の日常生活における相談・支援や地域交流活動を促進するとともに、難病の方等に対する障害福祉サービス等の提供にあたっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応と理解促進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①療養支援体制の整備

- ・ 難病の方等の療養上の不安の軽減、生活の質（QOL）の向上を図るため、地域の医療機関・福祉関係機関等との連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療養支援体制の整備を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
特定疾患患者支援 （再掲）	地域の医療機関・福祉関係機関等の連携のもとに、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催・保健師等による家庭訪問などの療養支援体制の整備を図ることで、難病の方等の不安の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続
福島県特定医療費 支給認定事業 （再掲）	難病法で定める341の指定難病については、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分（保険診療分）の一部を助成することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。	保健福祉部 保健所 地域保健課	継続

4 施策分野4 『生活環境』

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、これまでの災害対策や感染症対応の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における適切な情報伝達や安否確認、避難所での配慮等、非常時の支援体制を構築するとともに、地域における日ごろの防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組むことが求められています。

このようなことから、障がいのある方にとって安全・安心な生活環境を整備するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき障がいのある方に配慮したまちづくりを推進するとともに、非常時における支援体制の構築や、消費トラブルなどの防犯対策等についての取組を進めます。



施策分野4 基本的方向性

生活環境

ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

イ 地域における暮らしの場の確保

ウ 施設等における安全体制の確保

エ 災害発生時における支援体制の確保

オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

【施策分野4】ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが快適で生活しやすい社会を目指すため、住宅、建築物、公共施設、公共交通機関、公園等といった生活環境のバリアフリー化の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①安全性や快適性の高いまちづくりの推進

- ・福島県が制定する「人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、障がいのある方や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。

②公共施設等の環境整備

- ・市の施設においても、オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努めます。
- ・公園等においても、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等に努めます。
- ・道路の安全対策として段差解消や点字ブロックの設置、無電柱化等の環境整備に努めます。

③住宅改修に関する支援

- ・障がいのある方の在宅生活を支援するため、専門家であるリフォームヘルパーによる住宅改修に関する相談・助言や、改修の際の費用の給付を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
公共施設等の環境整備	オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がいのある方のニーズを踏まえた整備に努める。	各施設所管課	継続
聴覚障害者緊急連絡事業（再掲）	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者・高齢者等住宅改修相談支援等事業	高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受ける。	保健福祉部 障がい福祉課 介護保険課	継続
障がい者・高齢者等住宅リフォーム給付事業	リフォームヘルパーによる現地調査のうえ、住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行う。	保健福祉部 障がい福祉課 介護保険課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
道路の安全対策	歩車道分離を図り、交通事故を防止し、障がいのある方にとっても安全かつ快適な状態で通行できるように道路環境の整備に努める。	土木部 道路管理課	継続
公園等の整備	公衆トイレの建設の際には、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、多様な人々が利用することができる多目的トイレの設置に努める。	観光文化 スポーツ部 観光振興課	継続
	都市公園における、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等に努める。	都市建設部 公園緑地課	継続
図書館サービスの充実 (利用者のための環境整備)	身体的な障がいのある方にも、図書館を利用し ていただくため、ユニバーサルデザインに基づ き、車いすでも利用しやすい検索機や閲覧席、 AVブースを設置する。 また、館内での読書を補助するため、老眼鏡や ルーペ、拡大読書器、車いす等を設置する。	いわき 総合図書館	継続

【施策分野4】イ 地域における暮らしの場の確保

障がいのある方が地域において、より良い環境で生活するため、生活の場であるグループホーム等や障がいのある方の公営住宅への優先入居を推進するとともに、グループホームから一人暮らし等への移行を希望する入居者に対する支援の充実に努めます。また、障がいの特性にあった住宅の改修、改善のため適切な指導助言ができるよう、専門機関との連携強化に努めます。

さらに、障がいのある方が住まいを確保するうえで、障がいのある方に対する民間賃貸住宅所有者や地域住民の理解が得にくいことなど様々な問題があることから、所有者等の不安を払拭するための支援や住宅セーフティネット制度を推進し、一般住宅への入居が困難な障がいのある方の支援に努めます。

主要な取組（重点施策）

①グループホーム等の整備

- 障がいのある方の地域での自立した生活に向けて、施設・病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人や病院等と連携し、多様な事業者へグループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行います。また、グループホームから一人暮らし等への移行を希望する入居者に対し、自立生活への移行・定着に向けた相談支援など、支援の充実に努めます。

②住宅確保要配慮者への支援

- 障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット制度を推進するほか、民間賃貸住宅所有者等の不安を払拭するための支援に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
グループホーム等の整備拡充	社会福祉法人や病院と連携し、グループホームの整備を働きかけ、必要な支援を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
住宅セーフティネット推進事業（再掲）	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」（令和3年7月一部改定）に基づき、登録住宅の確保及び供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、居住支援体制の構築等に向けた検討を行う。	都市建設部 住まい政策課	拡大

【施策分野4】ウ 施設等における安全体制の確保

施設における災害や緊急時における安全体制を確保するため、施設の耐震改修等を促進するとともに、情報伝達体制の整備や地域住民とも連携した自主防災体制を確立するなど避難対策を推進します。

また、防犯設備の整備や施設職員の防犯訓練等の取組を促進するとともに、関係機関と連携を図り防犯対策を強化します。

さらには、感染症拡大等の対面での相談・情報提供が困難な状況においても、継続して適切な情報や福祉サービスを提供できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。

主要な取組（重点施策）

①災害や緊急時における安全体制の確保

- ・障がい者施設等における耐震改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等を促進します。
- ・災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項や備えを記載した市民向けの「防災マップ」や各種ハザードマップ等を、関係地区住民や公共施設及び事業所などに配布し、自分の住む地域の災害危険度を知らせるとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行動での活用を図ります。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を促進します。

②災害時における事業所間の連携構築

- ・災害発生時に備え、事業所間の情報共有や被災事業所への支援等、非常時における相互支援体制の構築を推進します。

③防犯対策の強化

- ・障がい者施設等における防犯設備を整備するとともに、防犯訓練や警察・自治会等と連携した防犯活動などの取組を強化します。

④感染防止対策の推進

- ・感染症を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備など、障害福祉サービス事業所に対する感染症対策への支援を行います。
- ・感染拡大の影響により、対面での交流が困難な状況に対して、直接対面しなくても交流を図れる方法（ICT活用）などの普及啓発・支援に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい者の防災意識の高揚（再掲）	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	危機管理部 災害対策課	継続
土砂災害警戒区域総括図作成事業	土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正する。	危機管理部 災害対策課	継続
防災マップ作成事業	災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難所、避難場所の位置など災害に関する情報をあらかじめ周知し、災害時の円滑な避難行動に資するため災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。 本市においては、自宅や職場などにどのような災害のリスクがあるか一目でわかるよう、河川洪水、津波浸水、土砂災害に関する災害情報や避難所、避難場所などの情報を地区ごとにまとめ、図面に表示している。	危機管理部 災害対策課	継続
津波ハザードマップ作成事業	津波浸水リスクの周知及び円滑な避難行動に資するため、県が解析し指定する「津波浸水想定区域」を基に、災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。	危機管理部 災害対策課	継続
内水ハザードマップ作成事業	被害の軽減を図ることを目的として、大雨時に下水道などの排水施設の能力を超える降雨が発生した場合、想定される浸水区域や水深などの浸水に関する情報のほか、大雨に備えるための情報をまとめたマップであり、水防法第14条の2の規定による雨水出水浸水想定区域に基づき作成する。	生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課	新規
河川洪水ハザードマップ作成事業	河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成する。	土木部 河川課	継続

【施策分野4】エ 災害発生時における支援体制の確保

防災対策については、一人暮らし高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者が、災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、避難行動要支援者避難支援制度の充実及び実効性のある個別避難計画の作成に努めます。

また、火災、水害等の災害時に情報弱者となり、単独での行動ができないため安全な避難に支援を要する障がいのある方等に対して、障がいの特性に応じた緊急時における情報伝達体制の充実にも努めるとともに、地域住民を含めた支援体制等の構築と障がいのある方の防災意識の高揚を図ります。

災害発生後についても、継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の確保や、社会福祉施設・医療機関等との連携を図ります。

主要な取組（重点施策）

①避難行動要支援者の登録の拡大

- ・避難行動要支援者避難支援制度の周知を強化するとともに、避難行動要支援者の登録の拡大を図り、効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織、消防団及び民生委員等と避難行動要支援者名簿を共有し、地域全体で避難行動要支援者を支援する仕組みを構築します。

②実効性のある個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者に対し、災害時の避難に関する簡易アンケートや訪問調査を行い、要支援者の詳細な現況把握を行うとともに、調査結果に基づいた実効性の高い個別避難計画を作成します。

③「福祉避難所」の設置

- ・災害時における避難所のうち、要支援者のための特別な配慮がなされた「福祉避難所」の設置については、一部の公共施設の指定ほか、福祉施設運営法人や関係団体と指定や福祉機器等の供給協力、人材派遣に係る協定を結んでおります。災害発生時の状況に応じた柔軟な対応ができるよう体制整備に努めるとともに、あらかじめ要支援者と福祉避難所を紐づけることで、一般避難所を経由せず自宅等から福祉避難所への直接避難を促すなど、要支援者に対する適切な支援を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
自主防災組織との連携強化	避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿（同意取得者）を提供し、地域全体で支援する仕組みを構築する。	危機管理部 災害対策課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
防災行政無線整備事業 （防災ラジオ整備）	緊急時に防災情報等を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、自主防災組織や民生委員・児童委員等に防災ラジオを無償で貸与し、防災の一助として活用する。	危機管理部 災害対策課	拡大
避難行動要支援者 避難支援事業	避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織及び消防団等に避難行動要支援者（同意取得者）名簿を提供し、地域全体で支援する仕組みを構築する。	危機管理部 災害対策課	継続
	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成を行い、同意を得られた方については、名簿情報を行政と消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員等が共有することによって、災害が発生した際に、要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	保健福祉部 保健福祉課	継続
聴覚障害者緊急連絡 事業（再掲）	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
緊急通報システムの 導入促進（再掲）	一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時に連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。また、平成26年度より老人福祉電話貸与事業を本事業に統合し、電話加入権を保有しない一人暮らし高齢者等で緊急通報システム事業の利用を希望する方に対し、電話加入権の貸与を行う。	保健福祉部 介護保険課	継続
救急医療情報キットの 配布事業	重度障がい者、要介護状態の高齢者等の避難行動要支援者を対象に、かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、情報をキットに封入し冷蔵庫に保管することで、救急隊が迅速に本人の医療情報等を取ることができるようにする。	保健福祉部 介護保険課	継続
Net119緊急通報シス テム（再掲）	スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスすることで、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるよう緊急時の通報体制を確保する。	消防本部 指令課	拡大

【施策分野4】オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

日ごろ、障がいのある方が、安全に安心して地域生活を送ることができるよう、防災意識の高揚や防犯、見守り対策の構築が必要です。

そのため、各地域での防災訓練を通じた障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立に努めるとともに、障がいのある方はもとより、障がい者団体や地域の多様な連携を促進し、犯罪や消費者トラブルの防止、早期発見及び防犯教育等の取組を促進します。

また、消費生活センター等における障がいのある方の特性に配慮した消費生活相談体制の整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①パンフレットの作成や防災訓練による防災意識の高揚

- ・防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立します。
- ・各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。

②情報提供体制の充実

- ・防災・気象情報、火災情報などをメールで配信する「防災メール配信サービス」の登録拡大を進めるとともに、災害時に避難支援が必要となる避難行動要支援者に対し、災害情報を適正に周知するため、自動起動機能付防災ラジオの貸与を行います。

③見守り体制の整備

- ・いわき見守りあんしんネット連絡会など、地域住民、事業者、関係団体と連携し、きめ細やかな重層的な地域の見守り体制を構築します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
防災行政無線整備事業 （防災ラジオ整備） （再掲）	緊急時に防災情報等を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、自主防災組織や民生委員・児童委員等に防災ラジオを無償で貸与し、防災の一助として活用する。	危機管理部 災害対策課	拡大
障がい者の防災意識の高揚（再掲）	防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。市ホームページ、「広報いわき」、出前講座などによる情報発信や各地域での防災訓練を通して、障がいのある方の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。	危機管理部 災害対策課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
土砂災害警戒区域総括図作成事業（再掲）	土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正する。	危機管理部 災害対策課	継続
防災マップ作成事業（再掲）	災害の危険が及ぶことが想定される地域や避難所、避難場所の位置など災害に関する情報をあらかじめ周知し、災害時の円滑な避難行動に資するため災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。 本市においては、自宅や職場などにどのような災害のリスクがあるか一目でわかるよう、河川洪水、津波浸水、土砂災害に関する災害情報や避難所、避難場所などの情報を地区ごとにまとめ、図面に表示している。	危機管理部 災害対策課	継続
津波ハザードマップ作成事業（再掲）	津波浸水リスクの周知及び円滑な避難行動に資するため、県が解析し指定する「津波浸水想定区域」を基に、災害対策基本法第49条の9に基づき市町村が作成する。	危機管理部 災害対策課	継続
消費者教育推進事業	第二次いわき市消費者教育推進計画に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター	継続
内水ハザードマップ作成事業（再掲）	被害の軽減を図ることを目的として、大雨時に下水道などの排水施設的能力を超える降雨が発生した場合、想定される浸水区域や水深などの浸水に関する情報のほか、大雨に備えるための情報をまとめたマップであり、水防法第14条の2の規定による雨水出水浸水想定区域に基づき作成する。	生活環境部 生活排水対策室 下水道事業課	新規
いわき見守りあんしんネット（再掲）	市内の事業者等に「いわき見守りあんしんネット連絡会」に参加してもらい、加盟する事業者等の日常業務を通じての見守り・声かけ活動と、高齢者等の異変を発見した場合には地区保健福祉センター又は地域包括支援センターへ連絡してもらい、速やかな情報共有を図る。	保健福祉部 保健福祉課	継続
河川洪水ハザードマップ作成事業（再掲）	河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成する。	土木部 河川課	継続
住宅用火災警報器の取付け支援事業	住宅用火災警報器の設置が困難である世帯を対象に、消防職員が条例の規定に沿った箇所へ、取り付けの支援を行う。	消防本部 予防課	新規

5 施策分野5 『教育・育成』

障がいのあるこどもの健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う、ともに生きる社会の実現が求められています。そのため、障がいのあるこどもが、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのないこどもとともに受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

就学前教育の充実を図ることは、障がいのあるこどもの発育促進、その家族の保育軽減、障がいに関する全ての人の理解を図るうえで重要です。

また、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある生徒の就労に向けた取組について、支援の充実を図る必要があります。また義務教育終了後の生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、障がいのあるこどもについて、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めます。教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を推進しながら、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制の整備を図ります。

また、障がいのある方の生涯学習活動への参加を支援するため、スポーツや文化活動の機会の提供などの支援を行います。



施策分野5 基本的方向性

教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

【施策分野5】ア 一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期を含め早期からの一貫した療育支援を一層推進するとともに、障がいのあるこどもの健やかな発育を促し、適正な教育を受けることができるように、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、地域の身近な場所で相談支援を提供できる体制の整備を図ります。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものです。特に医療的ケア児や重症心身障がい児等医療的なニーズのあるこどもとその家族については、より各分野の連携が必要となることから、これら関係機関のより一層の連携と支援体制の強化を図ります。

主要な取組（重点施策）

①必要な療育の確保

- ・障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、また、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めるとともに、保育所、幼稚園の巡回相談の充実に努めます。また、社会資源不足による保護者の送迎負担等、地域ごとの課題解決に取り組めます。

②療育支援体制の充実

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の充実や、児童発達支援センターと関係機関との連携強化により、療育支援体制の充実に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
児童発達支援センター地域支援機能強化事業（再掲）	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行い、地域支援の強化を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい児(者)地域療育等支援事業（再掲）	障がい児施設の専門的機能を活かし、在宅障がい児や心身障がい児などを対象に、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業 家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業 施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業 特別支援学校や保育所等の職員に対する技術指導（障がい児（者）の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施）	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会 (児童・療育関係)の 充実(再掲)	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し 相談体制の充実を図るとともに、障がいのある 方やその家族に適切な情報と専門機関の紹介 を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の 充実を図る。関係機関等と連携し療育体制の充 実に向けた検討に取り組む。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
いわきサポートブック の活用促進(再掲)	支援を必要とするこどもについて、発育、発達 の様子や特性など、関係機関等で支援内容につ いて情報共有し、切れ目のない支援を実施して いくためのツールとして「いわきサポートブック」 の活用促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
幼稚園や保育所 における障がい児の 受入体制の整備	老朽化した施設や設備の維持補修をはじめ、出 入口等のスロープ化や段差解消、トイレの洋式 化等を実施する。	こどもみらい部 こどもみらい課	拡大
保育士の一層の充実	適切な保育指導を行うため、担当職員の配置等 の充実を図る。「いわき市立保育所における保 育士配置基準」に基づき、障がい児保育に従事 する保育士の加配を実施する。	こどもみらい部 こども支援課	継続
発達学習会(再掲)	児の発達、発育に不安を抱える保護者等を対象 に、講演会を実施する。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター	継続
障害児保育判定事業	介護度判定、障がい児保育に関する指導助言、 障がいのある児童の保護者に対する育児相談 を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター	継続
いわきっ子入学支援 (保幼小連携) システム運用事業	就学前後の一貫した支援のため、療育・相談等 の情報を切れ目なく就学先に伝達する「いわき っ子入学支援シート」「いわきっ子入学支援会 議」、支援情報を受け取る側への支援「こどもの 理解と対応を促進するためのサポート体制の 充実」について関係機関と連携しながら取り組 む。また、関係機関と本システムの運用が充実 したものになるよう、こども発達支援連絡会議 の中でシステムのモニタリングや課題の検討 を行う。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター	継続
こども発達支援連絡 会議の開催	こども発達支援及び相談に係るネットワーク の構築及び運営、切れ目ない一貫した発達支援 体制の構築を図る。	こどもみらい部 こども家庭課 子育てサポート センター	継続

【施策分野5】イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

障がいのあるこどもの健やかな発育を促し、また、適正な教育を受けることができるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して計画的に、ニーズに応じたきめ細かな支援、教育、保育、療育を提供できる体制の構築や各種支援の充実を図ります。

そのため、障がい児保育事業の充実及び障がいのあるこどもの保育について適切な保育指導を行うための担当職員の確保や、特別支援教育に携わる教員に対して研修を行い、資質の向上に努めます。

主要な取組（重点施策）

①職員の資質の向上

- ・障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し職員の資質の向上に努めます。
- ・小・中学校の教職員についても、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障がい児保育事業の充実	障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し、当該職員だけでなく園全体の資質の向上を図る。	こどもみらい部 こども支援課	継続
介護体験研修	教員としての資質向上を図るため、新規採用養護教諭研修、教職2年次研修、経験者研修Ⅱ（教職経験11年目の教員研修）の一環として、福祉施設等において体験的な研修を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
教職員の一層の充実	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、教職員の人材育成のための教職員研修等の充実を図る。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	拡大

【施策分野5】ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

通常学級、特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒等が、早期から相互に交流し、お互いに理解を深め、好ましい人間関係を育てることは、障がい者施策の円滑な推進において重要な事項となっています。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るとともに、障がいの状況・発達段階に応じた適切な教育の実施や、障がいの有無に関わらず可能な限り個々の幼児、児童・生徒の教育的ニーズに沿った指導を一緒に受けることのできる「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の整備に努めます。

また、学校施設のバリアフリー化や、通学が困難な病気療養児も含め障がいのある幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材の活用や学習機会の確保など、教育環境の整備を推進します。

主要な取組（重点施策）

① 「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実

- ・教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児、児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実を図るとともに、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

② 「いわきサポートブック」等の活用による情報の共有

- ・「いわきサポートブック」等の活用により、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子ども・保護者・関係支援機関相互の円滑な情報の共有を図ります。

③ インクルーシブ教育システムの推進

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、障がいのある幼児、児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるよう、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる体制の整備を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
いわきサポートブックの活用促進（再掲）	支援を必要とする子どもについて、発育、発達の様子や特性など、関係機関等で支援内容について情報共有し、切れ目のない支援を実施していくためのツールとして「いわきサポートブック」の活用促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
「保育所児童保育要録」の作成	保育所児童の就学に際し、保育所においてこどもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を作成し、その写しを小学校へ提出することにより、切れ目のない支援を行う。	こどもみらい部 こども支援課	継続
幼稚園教諭の一層の充実	支援を必要とする児童を、健常児と一緒に保育することにより、その発達を助長し、社会への適応性を高めることを目的として、市立幼稚園において統合保育を実施するため、担当職員の配置等の充実を図る。	こどもみらい部 こども支援課	拡大
教職員の一層の充実（再掲）	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、教職員の人材育成のための教職員研修等の充実を図る。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	拡大
教育支援審議会・校内委員会の充実	教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に必要な支援について、教育長の諮問機関として、各幼児・児童・生徒に対する協議・判断を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援体制の確立	多人数在籍の特別支援学級及び発達障がいのある児童・生徒が在籍している通常の学級に支援員を配置し、担任を補助しながら、障がいのある児童・生徒への支援を行うとともに、他の児童・生徒の円滑な学習活動も支援する。また、通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒を支援するため、支援員を配置し、教室移動時の階段昇降補助や着替え、食事等の身体介助を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた切れ目のない一貫した支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において、「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実努める。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続
子ども健康教育相談	発達障がいなど、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒とその保護者を対象として、専門相談員が教育相談を行う。また、必要に応じて、心理検査の実施や医師及び臨床心理士の相談につなげる。それらを通して、当該幼児・児童・生徒のよりよい支援に向けた対応にあたる。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

【施策分野5】エ 社会的及び職業的自立の促進

障がいのある生徒及びその保護者に対し、障がいのある方の一般就労や就労支援施策に関する理解の促進を図るとともに、義務教育修了後の進路に関する必要な情報提供や支援が求められています。近年、一般高校へ通学する障がいのある生徒や、手帳は所持していないものの発達障がい疑われる生徒など、就労支援に困難を抱える事例が増加していることから、今後も継続した支援体制の整備が重要となっています。

そのため、いわきサポートブック等の活用を通して、必要に応じて関係機関間で情報を共有・活用するとともに、障がいのある生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。

主要な取組（重点施策）

①卒業後の進路相談の充実

- ・学校においては、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、児童・生徒・保護者に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行います。

②就労支援の充実

- ・関係機関等の緊密な連携により、障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を行うため、いわき市地域自立支援協議会（就労関係）の充実を図ります。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
消費者教育推進事業（再掲）	第二次いわき市消費者教育推進計画に基づき、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じ、学校、地域、家庭や職域等の様々な場において消費者教育を受ける機会を創出する。	市民協働部 消費生活センター	継続
地域自立支援協議会（就労関係）の充実	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、障がい者の就労に関する課題等を把握し、解決に向けた協議・検討を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
進路相談体制の充実	学級担任、進路指導主事を中心に、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行う。	教育委員会 学校教育課 総合教育センター	継続

【施策分野5】オ 生涯学習活動の充実

障がいのある方にとっても、社会参加、生きがいづくりとしての生涯学習活動の充実は重要です。特に義務教育年齢を過ぎた外出困難な在宅の重度身体障がい者の学習意欲に応じるための、学習・文化活動の機会の創出が必要となっています。

そのため、各ライフステージにおける学びを支援するとともに、全ての障がいのある方が学習・文化活動を享受できるよう、生涯学習活動の充実や文化・スポーツ施設の環境整備に努めます。

主要な取組（重点施策）

①障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興

- 障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行います。

②図書館における読書支援サービスの実施

- 総合図書館においては、障がいのある方のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読サービスなどを実施するとともに、視覚障がいのある方のための、録音図書制作ボランティアの育成及び対面朗読ボランティアの活動を推進します。
- 図書館利用が困難な方や一般的な活字資料を読むことが不自由な方等が、図書館へ来館することなく、パソコンやスマートフォンの端末から書籍の検索、貸出、返却ができる読書環境を整備し、自立的な生活につながる情報の入手を支援します。

③文化施設やスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化

- 文化施設やスポーツ施設について、誰もが安全に利用できるよう、計画的な改修を行うとともに、ユニバーサルデザイン化に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
文化施設のユニバーサルデザイン化	障がいのある方が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、文化芸術を享受できるよう、既存文化施設の改善に努める。	観光文化 スポーツ部 文化交流課 文化財課	継続
スポーツ施設の改善	障がいのある方も、障がいのない方とともに、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存スポーツ施設の改善に努める。	観光文化 スポーツ部 スポーツ振興課	拡大
スポーツ推進委員の活用促進（再掲）	スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。	観光文化 スポーツ部 スポーツ振興課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
わいわい塾の開催 (再掲)	障がいのある方が地域住民とともに楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がいのある方が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がいのある方とボランティアの相互理解を深める。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者スポーツの 推進 (再掲)	スポーツに関心のある障がいのある方が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
パラスポーツ体験教室 の開催 (再掲)	各障がい者手帳の保持者又は各障がい者スポーツに興味のある市民が、パラスポーツを体験できる教室を開催する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者サークル活動 の支援 (再掲)	障がいのある方の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。	教育委員会 生涯学習課	継続
図書館サービスの充実 (資料及び情報の収集・ 提供) (再掲)	①視覚障がいのある方や文字を読むのが困難な方が利用しやすい録音図書、大活字本、点字図書、LLブック等のアクセシブルな資料を収集し提供する。 ②視覚障がいのある方に、サピエ図書館からダウンロードした録音図書の貸出や図書館支援ボランティアによる対面朗読サービスを提供する。 ③耳で聞いて読書ができるようにするため、録音図書制作ボランティアが録音図書を製作する。 ④視覚障がいがある方で来館が難しい方には、録音図書・点字図書の無料郵送貸出を実施する。	いわき 総合図書館	継続
図書館支援ボランティア の育成 (音訳講習会・ 録音図書校正講習会) (再掲)	録音図書制作のボランティアに対し、音訳講習会・録音図書校正講習会を開催し、ボランティアの育成及びスキルアップを支援する。	いわき 総合図書館	新規
いわき市電子図書館 (電子書籍貸出サービ ス) 事業 (再掲)	図書館へ来館することなく、パソコンやスマートフォンの端末から電子図書館の専用サイトに接続し、デジタル化された書籍の検索、貸出、返却ができ、「文字サイズの拡大機能」や「音声読み上げ機能」により、障がいのある方にもアクセシブルな読書環境を提供する。	いわき 総合図書館	新規
移動図書館車の巡回 (再掲)	読書バリアフリー法を踏まえ、図書館への来館が困難な障がいのある方や高齢者が入所している施設などに対し、移動図書館車による巡回図書館サービスを提供する。	いわき 総合図書館	新規

6 施策分野6 『雇用・就業』

障がいのある方が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現に向けて、一定規模以上の民間企業等が守るべき障がいのある方の法定雇用率が令和6年4月から2.5%※に引き上げられるとともに、対象企業の範囲も従業員43.5人以上から40.0人以上へと引き下げられるなど、障がいのある方の雇用はさらに拡大しています。

公共職業安定所、市等では、これまでも、公共職業安定所における紹介促進、市における職員雇用枠の拡大、企業に対する雇用環境の整備支援等を行っており、今後も、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する者には、できる限り一般就労ができるよう、一般就労が困難な者には就労や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の確保など、障がいのある方の就業に向けての必要な支援や、職場への定着の支援、就労後に障がい者となった方の職場復帰への支援など、サポート体制の充実を図ります。

※法定雇用率は、障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年ごとに設定することとされています。令和5年度の見直しにより法定雇用率は2.7%と設定されましたが、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては現行の2.3%に据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的な引き上げが予定されています。



施策分野6 基本的方向性

雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労機会の確保
- ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
- エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援

【施策分野6】ア 就業支援及び生活支援施策の推進

障がいのある方の就業支援及び生活支援を行ううえで、市、就労支援事業所、公共職業安定所等の各機関が連携をとり、総合的支援を行うことが重要であることから、今後も、サポートする人材の育成や職員のスキルアップによるサービスの質の向上等も含めた、支援体制の一層の充実が求められています。

また、精神疾患、難病、発達障がい等の特性に応じた専門的支援の在り方や、障がい者雇用のノウハウ提供方法、障がいのある方への職業教育の充実等について、関係機関と協力し検討を進めます。

さらには、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せなどにより経済的な自立を支援します。

主要な取組（重点施策）

① 「いわき障害者就業・生活支援センター」との連携による支援体制の強化

- ・雇用、保健、福祉、教育等の関係機関の連携拠点である「いわき障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の充実に努めます。

② アセスメント実施体制の整備

- ・特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用にあたってのアセスメントの実施について、体制整備を図ります。

③ 就労サポートに係る人材の育成

- ・支援を必要とする人に対し、適切な支援を行うことができるよう、人材の育成に努めるとともに、研修等職員のスキルアップに向けた取組の実施によりサービスの質の向上を目指します。

④ 発達障がい者の方への就労支援

- ・「いわき障害者就業・生活支援センター」において、発達障がいのある方又は発達障がいの疑いのある方への相談等に対応するための職員を配置し、各種相談支援や教育機関（中学校、普通高等学校）への訪問支援を行います。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
地域自立支援協議会（就労関係）の充実（再掲）	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、障がい者の就労に関する課題等を把握し、解決に向けた協議・検討を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

第1編 第5次いわき市障がい者計画（後期）

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進	障害者就労施設や障がいのある方を多数雇用している企業で就労する障がいのある方、及び在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
発達障がい者就労・生活支援機能強化事業	障がいのある方の就業及び生活相談の総合的な窓口である「いわき障害者就業・生活支援センター」において、発達障がいのある方又は発達障がいの疑いのある方への相談等に対応するための職員を配置し、各種相談支援や関係機関との情報交換、高等学校等への訪問支援などを行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障がい者雇用の促進	障がい者雇用促進に関するリーフレットを作成・配布するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	産業振興部 産業ひとづくり課	継続

【施策分野6】イ 多様な就労機会の確保

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。

今後も、障がいのある方がその特性に応じた就業の場を選択し、個々に持てる能力を發揮していきいきと活躍できるよう、短時間労働や在宅就業など多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、社会体験の場の創出や障がい者雇用の促進、雇用の質の向上、農業分野での障がいのある方の就労支援（農福連携）の更なる推進に努めます。

主要な取組（重点施策）**①就業の機会の拡充と雇用の促進**

- ・障がいのある方の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、社会体験の場の創出や就業の機会の拡充に努めるとともに、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取組を進めます。
- ・法定雇用率の達成に向け、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、短時間労働や在宅就業など多様な働き方の普及に向けての広報・啓発活動を行います。また、法定雇用率の達成のみならず、障がいのある方が個々に持てる能力を發揮していきいきと活躍できるよう、雇用の質の向上に努めます。

②市職員の障がい者雇用の拡充及び雇用後の離職防止

- ・市職員の障がい者雇用拡充のため、障がいのある方を対象とした特別枠採用試験の実施等に取り組むとともに、正規職員のみでなく会計年度任用職員についても積極的な雇用に努めます。
- ・また、雇用後のミスマッチによる退職を防止するため、障がいのある方の特性などを踏まえた配置・業務内容とするなど、市職員として安心して働き続けられる環境づくりに努めます。

③「チャレンジ雇用」の実施

- ・知的障がい者等が、一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」を引き続き実施します。

④農福連携の推進

- ・農業・福祉の双方にメリット（農業では労働力の確保等、福祉では就労先の確保や生きがい創出等）がある「農福連携」の取組の更なる拡大に向け、市内農業者及び福祉事業者等を対象としたスタディツアー等を実施するなど、普及・啓発に努めます。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
市職員の障がい者雇用の充実	市職員の障がい者雇用拡充のため、障がいのある方を対象とした特別枠試験の実施等に取り組む。また、正規職員のみでなく、会計年度任用職員についても積極的な雇用に努める。	総務部 職員課	継続
チャレンジ雇用推進事業の実施	市が知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者を雇用し、事務作業や職場実習などの経験を踏まえ、一般雇用を目指す。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
農福連携推進事業（再掲）	農業と福祉が連携して、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現することを目的に、必要に応じて「いわき市農福連携推進協議会」を開催しながら、認知度向上やマッチング促進を目指す。	農林水産部 農政流通課	継続
障がい者雇用の促進（再掲）	障がい者雇用促進に関するリーフレットを作成・配布するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。	産業振興部 産業ひとづくり課	継続
障がい者雇用の促進（セミナー等の実施）（再掲）	障がい者雇用に関心のある市内企業に対し、雇用制度に係るセミナー等を実施する。	産業振興部 産業ひとづくり課	継続

【施策分野6】ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実

福祉的就労から一般就労への移行にあたっては、教育や福祉など関係機関が障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所などの労働関係機関と緊密な連携をとり、就業支援に取り組むことが重要です。

また、障がいのある方の就労後の職場定着及び就労後に障がい者となった方の職場復帰に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

主要な取組（重点施策）

①一般就労への移行の推進

- ・就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保（充実）を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、一般就労への移行を促進するなど、就労移行の推進に取り組みます。

②職場定着に向けた支援の充実

- ・障がいのある方が安心して働き続けることができるように、企業や就労継続支援事業所等の連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受入れ時から就労後まで継続した関係機関との連携による支援を行い、就労者の職場定着に努めます。また、就労定着に向け、企業の障がいのある方への理解促進に向けた啓発や企業からの相談体制の整備に努めます。
- ・職場への定着に向け就労定着支援事業への参入促進に努めます。

③就労後に障がい者となった方の職場復帰支援

- ・就労後に障がい者となった方について、必要な職業訓練の機会の確保など円滑な職場復帰や雇用安定のための支援を検討します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
福祉施設から一般就労への移行促進	就労継続支援事業所の参入促進を行うとともに、福祉施設から一般就労した事例や支援方法の共有などを行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
職場定着への支援促進	就労定着支援事業所の参入促進を行うなど、職場への定着を支援する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

【施策分野6】エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方が、特性や能力に応じて就労の機会や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の整備や経営基盤の安定が図れるよう努めます。

また、工賃の向上に向けて、施設製品拡充の周知方法の検討や障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）の推進に努めます。

主要な取組（重点施策）

①福祉的就労の場の確保

- ・一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めます。

②障がい者優先調達方針の推進

- ・障害者優先調達推進法の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達についても、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進に努めます。

③工賃の向上への支援

- ・就労系事業所における工賃向上に向け、事業所間連携に努めます。
- ・事業者の製品開発・販路拡大等の検討を行う場の提供に努めるとともに、公共施設内での「福祉の店」の開設など、販売機会の拡大について支援します。

施策一覧

事業名	事業内容	担当課	事業区分
授産製品ガイドの作成（再掲）	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレット「はんどめいどいわき」を作成する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
障害福祉サービス等の整備促進（再掲）	障がいのある方一人一人のライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。 また、障害福祉サービス事業所に対し、必要に応じて、報酬改定や加算算定等に関する説明を実施する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
地域自立支援協議会（就労関係）の充実（再掲）	障がいのある方個々のニーズや適性に応じた就労支援を実施するため、障がい者の就労に関する課題等を把握し、解決に向けた協議・検討を行う。	保健福祉部 障がい福祉課	継続

事業名	事業内容	担当課	事業区分
障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進（再掲）	障害者就労施設や障がいのある方を多数雇用している企業で就労する障がいのある方、及び在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。	保健福祉部 障がい福祉課	継続
「福祉の店」の場の提供	毎週月、木曜日に本庁舎1階において「福祉の店」として、お弁当やパン、手工芸品等の授産品の販売を行い、就労者の工賃向上や市民の理解促進を図る。	保健福祉部 障がい福祉課	新規

第6章 計画の推進

1 各主体の役割

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』の推進にあたっては、各主体の連携のもと、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活できるための支援体制の構築を進め、社会全体で障がいのある方を支え、自立と社会参加を支援する必要があります。

障がい者施策については、障がいのある方の自己決定を尊重しながら、多様なニーズに対応できるようなサービスが必要であり、障がいのある方が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう、生活基盤の整備や相談体制の充実などが求められます。また、この社会を実現していくためには、行政のみならず、市民の理解と協力が必要であり、さらに市内の企業や団体等、全ての社会構成員が一体となって取り組んでいくことが必要です。

（1）行政の役割

市は、国や福島県、関係機関と協力し、行政機関だけではなく、様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

（2）障がい者団体等の役割

各団体等と地域との連携を進め、障がいのある方の活動や生活支援の促進を図り、障がいのある方の社会参加と自立を推進していくことが期待されます。

（3）企業等の役割

障がいのある方の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある方が住みやすい地域や社会づくりへの取組が期待されます。

（4）地域の役割

市民、団体、企業等の様々な主体で構成される地域については、震災を契機に地域内でのつながりの重要性が再認識されたことから、誰もが互いにつながりながら、障がいがあっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

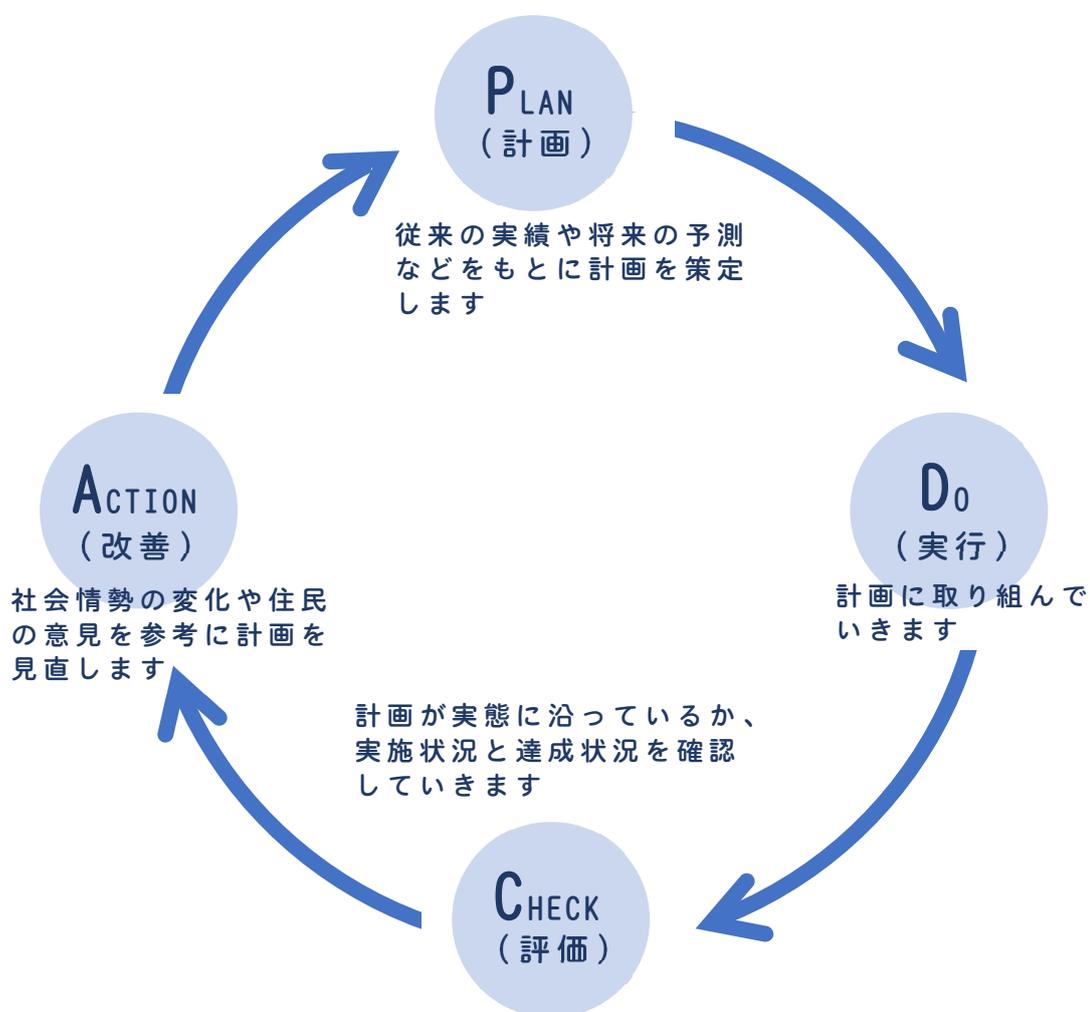
（5）市民の役割

障がいのある方やその家族が、地域の中で孤立することのないよう、市民一人一人が、障がいのある方に対する正しい理解と意識を持って、誰もが互いにつながり、支え合いながら、安心して生活できる社会づくりに向けて努力していくことが期待されます。

2 計画の進行管理

『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年の計画ですが、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、『第5次いわき市障がい者計画（後期）』に位置づける事業や『第7期いわき市障がい福祉計画』及び『第3期いわき市障がい児福祉計画』において定める障害福祉サービス等の見込量について見直しの必要があると認めるときは、計画の変更を行い、その後の取組の改善につなげていきます。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、毎年1回、計画期間における事業の実施状況やサービスの利用実績等具体的な指標をできる限り活用した評価を実施し、地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、計画を推進していきます。



第2編 第7期いわき市障がい福祉計画

第1章 成果目標と目標達成のための方策

令和5年5月19日に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、国の基本指針）に基づき、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、令和8年度の目標値を設定します。

【第7期計画における成果目標（概要）】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域生活への移行 ・施設入所者数の削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数（都道府県） ・精神病床における1年以上長期入院患者数（都道府県） ・精神病床における早期退院率（都道府県）
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、<u>コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討</u> ・<u>強度行動障がい</u>を有する者への支援体制の整備
④福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労移行者の増加 うち、 就労移行支援事業を通じた一般就労移行者の増加 就労継続支援A型を通じた一般就労移行者の増加 就労継続支援B型を通じた一般就労移行者の増加 ・<u>就労移行支援事業利用者の一般就労への移行割合が5割以上の事業所の増加</u> ・就労定着支援事業利用者の増加 就労定着支援事業利用者の増加 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の増加 <u>地域の就労支援ネットワークを強化し、関係機関の連携した支援体制の構築（都道府県）</u>
⑤相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ・<u>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</u>
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

※下線部：第7期計画における新規目標。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針（考え方）】

- ①施設入所者の地域生活への移行
⇒令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行
- ②施設入所者数の削減
⇒令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

【市の考え方】

国の考え方に基づき、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活への移行者数及び施設入所者数の削減見込の目標値を定めます。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値

項目	第6期計画				第7期計画	
	基準値	目標値	実績	達成状況	基準値	目標値
施設入所者数	307人 (令和元年度末)	302人	300人 (令和4年度末)	—	300人 (令和4年度末)	285人 (令和8年度末)
地域生活 移行者数①	—	19人	2人 (令和4年度末)	未達成 (10.5%)	—	18人
削減見込②	—	5人	7人 (令和4年度末)	達成 (140.0%)	—	15人

●目標達成のための方策

地域生活への移行を希望している障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、グループホームなど必要な障害福祉サービスを確保するため、多様な事業者へ働きかけ、必要な支援を行います。

また、障がいのある方の住まいの確保に向け、住宅セーフティネット制度を推進するほか、民間賃貸住宅所有者等の不安を払拭するための支援に努めます。

さらには、いわき市地域自立支援協議会（地域生活支援関係）等において現状及び課題の調査・検証を行うなど、地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針（考え方）】※都道府県のみ設定

- ①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
⇒令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする
- ②精神病床における1年以上長期入院患者数
⇒令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上/65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する
- ③精神病床における早期退院率
⇒精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とする

【市の考え方】

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、上記の目標を設定することとしていますが、これらは都道府県が設定する目標のため、本市では設定を行いません。

本市では、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、別途活動指標を設定し、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークの在り方について検討していきます。

●第6期計画実績及び第7期計画（活動指標）※単年度目標

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	達成 (100.0%)	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	達成 (100.0%)	12人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	達成 (100.0%)	1回

●目標達成のための方策

現在、いわき市地域自立支援協議会等において、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者も含めた障がいのある方の地域移行を推進しているところです。引き続き、関係機関等との連携を強化し、協議の場において取組を進めていきます。

3 地域生活支援の充実

【国の基本指針（考え方）】

①地域生活支援拠点等の整備

⇒令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証及び検討を行う

②強度行動障がい有者への支援体制の整備

⇒各市町村又は各圏域で、強度行動障がい有者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める **新規**

【市の考え方】

国の考え方に基づき、障がいのある方の地域生活への移行支援や地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実のため、コーディネーターの配置状況、年1回以上の運用状況の検証や検討について目標値を定めます。また、強度行動障がい有者が、その特性に適した環境調整や支援を受けられるよう、体制整備の目標を定めます。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（地域生活支援拠点等の整備）

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
整備箇所数	1か所	1か所	達成 (100.0%)	1か所
コーディネーター配置数	—	1人	—	1人
検証・検討回数	1回以上/年	1回/年	達成 (100.0%)	1回以上/年

※第6期計画においては、コーディネーター配置数の設定はなし。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（強度行動障がい有者への支援体制の整備）

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
支援ニーズの把握	—	無	—	有
強度行動障がい有者に対する支援体制	—	無	—	有

●目標達成のための方策

地域生活支援拠点等については、広域性及び利用者の利便性を考慮し、地域の事業者が分担して機能を担う「面的整備（地域生活支援体制強化事業）」として運用しており、運用状況の検証や検討を行いつつ、事業者等の関係機関の連携を図りながら、拠点機能の強化に努めていきます。

また、いわき市地域自立支援協議会（地域生活支援関係）を中心に、各関係機関が連携し、強度行動障がい有者の方への支援体制の構築に努めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針（考え方）】

①一般就労移行者の増加

⇒令和8年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上へ

うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上

就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上

就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上

⇒就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする **新規**

②就労定着支援事業利用者の増加

⇒令和8年度末の就労定着支援事業利用者を、令和3年度実績の1.41倍以上とする

⇒就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

【市の考え方】

国の考え方に基づき、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する者の人数及び就労定着支援事業利用者等について目標値を定めます。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（一般就労移行者の増加）

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
一般就労移行者	41人	31人 (令和3年度)	未達成 (75.6%)	43人
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者	32人	27人 (令和3年度)	未達成 (84.4%)	36人
就労継続支援A型を通じた一般就労移行者	6人	0人 (令和3年度)	未達成 (0.0%)	1人
就労継続支援B型を通じた一般就労移行者	3人	4人 (令和3年度)	達成 (133.3%)	6人
就労移行支援事業所	—	9か所 (令和3年度)	—	9か所
一般就労移行者が5割以上の事業所	—	1か所 (令和3年度)	—	5か所

※第6期計画においては、就労移行支援事業所に係る目標設定なし。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（就労定着支援事業利用者の増加）

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
就労定着支援事業利用者	—	11人 (令和3年度)	—	16人
就労定着支援事業所	3か所	3か所 (令和3年度)	—	3か所
就労定着率が7割以上の事業所	—	1か所 (令和3年度)	—	1か所

※第6期計画においては、就労定着率8割以上の事業所数を目標としていたため、上記の目標設定はなし。

●目標達成のための方策

「いわき市地域自立支援協議会 就労移行支援部会」において、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との協議や情報共有等を行うことで、連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の事業者の確保を図るとともに、就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、就職活動のための支援をはじめ、障がい者雇用に対する企業等への理解を促進するなど、就労移行の推進に取り組むとともに、移行後の職場定着率の向上に向けた支援に努めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針（考え方）】

- ①令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する **新規**

【市の考え方】

日常生活の悩みや不安、様々な制度やサービスの利用、障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう、基幹相談支援センターを中心として、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保について、目標値を定めます。

また、協議会を中心とした、個別事例の検討など地域課題の解決につなげるための体制確保についても、新たに目標値を定めます。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（活動指標：基幹相談支援センター）※単年度目標

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
基幹相談支援センターの設置	—	設置 (令和4年度)	—	設置 (令和8年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	104件	205件 (令和4年度)	達成 (197.1%)	205件 (令和8年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援	18件	37件 (令和4年度)	達成 (205.6%)	37件 (令和8年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施	72回	73回 (令和4年度)	達成 (101.4%)	79回 (令和8年度)
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	68回 (令和4年度)	—	68回 (令和8年度)
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置人数	—	1人 (令和4年度)	—	1人 (令和8年度)

※第6期計画においては、基幹相談支援センターの設置及び個別事例の検証、主任相談支援専門員の配置についての目標設定はなし。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（活動指標：協議会）※単年度目標

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	—	1回 (令和4年度)	—	1回 (令和8年度)
協議会への参加事業者・機関数	—	20か所 (令和4年度)	—	20か所 (令和8年度)
協議会の専門部会設置数	—	3部会 (令和4年度)	—	4部会 (令和8年度)
協議会の専門部会実施回数	—	17回 (令和4年度)	—	18回 (令和8年度)

※第6期計画においては、目標設定はなし。

●目標達成のための方策

基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターにおける相談機能、地域の相談支援機関それぞれの役割と連携方法を整理し、相談支援体制の充実と更なる周知を図ります。

また、個別支援会議（地域会議）や各専門部会での個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、いわき市地域自立支援協議会において、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針（考え方）】

①令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

【市の考え方】

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有などを事業所に対して働きかけ、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制等について目標値を定めます。

●第6期計画実績及び第7期計画目標値（活動指標）※単年度目標

項目	第6期計画			第7期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	1人	13人 (令和4年度)	達成 (1300.0%)	1人 (令和8年度)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有 (令和4年度)	達成	有 (令和8年度)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回 (令和4年度)	達成 (100.0%)	1回 (令和8年度)
県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果を関係自治体（市）と共有する体制の有無	有	有 (令和4年度)	達成	有 (令和8年度)
指導監査結果の共有回数	1回	1回 (令和4年度)	達成 (100.0%)	1回 (令和8年度)

●目標達成のための方策

利用者一人一人の状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

そのため、県や市が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員や市内サービス提供事業所職員の参加を促すとともに、障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発に努めます。

第2章 障害福祉サービス等の 必要な量の見込及び見込量確保のための方策

1 障害福祉サービス等の体系図

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項等を設定します。サービス体系は下記の通りです。



2 障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、個々の障がいのある方々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

(1) 訪問系サービス

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービスの利用者数は概ね前期と同水準ですが、同行援護や行動援護では利用量（時間／月）の増加がみられることから、1人当たりの利用量の増加がうかがえます。 ・ 各サービスの充足率（支給決定者に対する支給実績の割合）は低く、居宅介護や同行援護では約3割となっています。また、居宅介護の中でも通院介助や通院等乗降介助の充足率が1割程度と低く、行動援護でも同様の割合にあることから、特に移動系サービスにおいてサービスの不足がうかがえます。 ・ アンケート調査等の結果からは同行援護や行動援護の他、重度訪問介護の利用ニーズの増加がみられ、障害者支援施設や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行を推進する観点から、今後も在宅（訪問系）サービスのニーズは高まるものと見込まれます。 ・ 障がいのある方の高齢化が進んでいる状況から、介護保険サービスのみでは対応が困難な介護量について、障害福祉サービスによるサービス提供が増加することが見込まれます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス不足の解消に向けて、障害福祉サービス事業所の増や人材の確保が重要となっていますが、事業所からのアンケート調査等の結果からは、「介護人材の不足」、「人材育成」、「職員の定着」などの課題が挙げられており、サービス提供体制の整備が課題となっています。

見込量の確保のための方策

- ・ 居宅介護事業所における介護従事者等を確保し、サービス提供体制を整備するため、介護保険事業者への共生型サービスの提供について必要な情報提供に努めるなど、サービス提供事業所の参入促進を図ります。
- ・ 重度訪問介護の訪問先拡大に伴い、今後のサービス見込量の増大に対応したサービス提供量の確保に今後も努めます。

実績及び見込量

【居宅介護】

- ▶居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）※ 下段：見込比（%）	527 （－）	562 （－）	557 （－）	556	556	557
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	6,236 （－）	6,615 （－）	6,986 （－）	7,271	7,587	7,936
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果における今後の利用ニーズは、概ね現在と同水準となっています。 ・利用者数は概ね横ばい傾向にありますが、サービスの充足率は約3割と市全体でサービスの提供不足がみられ、特に、通院介助及び通院等乗降介助での不足が目立ちます。 					

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。第6期では見込量の設定なし。

【重度訪問介護】

- ▶重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅又はこれに相当する場所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）※ 下段：見込比（%）	25 （－）	26 （－）	29 （－）	33	36	39
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	4,186 （－）	4,790 （－）	5,279 （－）	5,885	6,601	7,514
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在よりも高く、利用者の増加が見込まれます。 ・サービスの充足率は、訪問系サービスの中では約5割と比較的高くなっていますが、上記の通り、今後も利用者の増加が見込まれることから、引き続き提供体制の確保が必要です。 					

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。第6期では見込量の設定なし。

【同行援護】

- ▶視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方に、外出時において、当該障がいのある方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある方等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）※ 下段：見込比（%）	92 （－）	95 （－）	90 （－）	93	96	100
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	1,353 （－）	1,582 （－）	1,865 （－）	2,175	2,550	3,005
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在よりも高く、特に平地区のニーズの高さが目立ちます。 ・サービスの充足率は約3割にとどまっており、今後の利用ニーズも高いことから、提供体制の確保が求められます。 					

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。第6期では見込量の設定なし。

【行動援護】

- ▶障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）※ 下段：見込比（%）	33 （－）	33 （－）	34 （－）	36	38	40
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	514 （－）	604 （－）	621 （－）	694	782	888
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在よりも高く、利用者の増加が見込まれます。 ・一方で、サービスの充足率は1割程度と、訪問系サービスの中で最も低くなっていることから、提供体制の強化が求められます。 					

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。第6期では見込量の設定なし。

【重度障害者等包括支援】

- ▶障がいの状態が重く、意思の疎通に著しい困難を伴う人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）※ 下段：見込比（%）	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0	0
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0	0
アンケート調査結果等	・直近3か年における利用実績がないため、第7期においても見込みはゼロとしていますが、アンケート結果では、新規利用ニーズもみられたことから、適切なサービスの提供を見込みます。					

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。第6期では見込量の設定なし。

【参考：訪問系サービス計】

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）※ 下段：見込比（%）	677 (83.4)	716 (84.7)	710 (80.5)	(第7期では見込量の設定なし)		
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	12,289 (91.6)	13,591 (96.7)	14,751 (100.1)			

※利用者数（人）は、年間のサービス利用者実人数。

第6期では、訪問系サービスの個別の見込量の設定は行わず、サービス計の見込みのみ設定していたが、基本指針の改正により第7期からは見込量を個別に見込むことが示されている。

(2) 日中活動系サービス

現状と課題

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、短期入所の利用者数は令和3年度に大きく減少しましたが、以降、徐々に利用者は回復傾向にあります。 ・宿泊型自立訓練を除く全ての日中活動系サービスで、利用者数及び利用量が横ばい、又は増加傾向にあり、今後も維持・増加するものと見込まれます。 ・アンケート調査等の結果からは、特に就労継続支援や生活介護のニーズが高くなっています。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市全体としての利用実績はコロナ禍以前に比べ少なくなっているものの、アンケートやヒアリング結果からは、利用者の固定化・長期化などにより、一部希望者が利用できていない状況もみられます。このため、緊急時の滞在先としての整備を求める声も挙がっており、家族介護者の負担軽減という視点からみても施設の充実が求められています。 ・関係団体からのヒアリング調査において、重症心身障がい児（者）、医療的ケア児（者）等の受入れも含めた各地域の施設の充実が求められています。 ・医療や介護従事者が不足する中、支援の度合いの高い障がい者や老老介護の増加により、今後一層サービスのニーズは高まることが想定されます。このため、事業者の新規参入の促進やサービス提供体制（人材）の確保が求められています。

見込量の確保のための方策

- ・共生型サービスの提供について、介護保険事業者へ必要な情報提供に努めるなどして参入促進を図ります。また、既存の障害福祉サービス事業所の定員拡大や新規事業所の参入を促すことなどにより、見込量が確保できるよう努めます。
- ・医療的ケア児（者）、重症心身障がい児（者）などは、特に配慮が必要になることから、一人一人の状況の把握に努め、日中の適切な活動場所の確保について検討を進めます。

実績及び見込量

【生活介護】

- ▶障害者支援施設等において、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	824 (96.6)	830 (95.4)	828 (93.3)	832	836	840
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	14,821 (100.2)	14,747 (99.4)	15,335 (103.0)	15,532	15,732	15,937
定員数（人）	783	783	785	832	840	840
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果から、各サービスの中で就労継続支援に次いでニーズが高いことがうかがえます。 ・市全体としてのサービスは充足していますが、地区別にみると平地区、常磐・遠野地区を除く全ての地区でサービスが不足しており、小川・川前地区についてはサービス事業所がない状況となっています。 					

【自立訓練（機能訓練）】

- ▶障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	3 (75.0)	5 (125.0)	11 (262.5)	13	15	17
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	7 (33.3)	19 (90.5)	40 (190.0)	42	49	55
定員数（人）	30	30	80	80	80	80
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、小名浜地区及び勿来・田人地区でサービスの利用がみられます。 					

【自立訓練（生活訓練）】

- ▶障害者支援施設もしくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	53 (98.1)	69 (123.2)	73 (125.9)	79	90	104
精神障がい 利用者数（人）	43	55	57	64	71	76
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	444 (103.3)	501 (107.5)	560 (109.8)	612	694	819
定員数（人）	32	26	76	76	76	76
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に定員数が増加したことで利用者が増加しており、アンケート結果における今後の利用ニーズも現在に比べ高くなっています。 ・サービス事業所は平地区及び内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区のみとなっていますが、内郷地区で大きく定員が増加したことで、市全体のサービスの提供体制は改善傾向にあります。 					

【宿泊型自立訓練】

- ▶居住の場を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	12 (70.6)	3 (100.0)	2 (66.7)	2	2	2
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	144 (32.5)	74 (94.9)	58 (72.7)	58	58	58
定員数（人）	0	0	0	0	0	0
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業廃止により、令和4年度以降市内でのサービス提供はなくなりましたが、病院や入所施設からの地域移行推進には欠かせないサービスであるため、引き続き市内でのニーズを把握しながら、適切なサービスの提供を見込みます。 					

【就労選択支援】 ※新規

- ▶障がいのある方の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障がいのある方の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいのある本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげるのが特徴です。令和7年度までを目途に開始される予定です。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	—	—	—	—	151	327
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	—	—	—	—	182	396

【就労移行支援】

- ▶就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	149 (101.4)	170 (112.6)	172 (110.3)	182	196	212
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	1,303 (130.6)	1,237 (126.9)	1,311 (137.0)	1,322	1,346	1,379
定員数（人）	106	110	98	111	129	150
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・年々利用者が増加しており、利用者数・利用者量ともに計画の見込みを上回っています。また、アンケート結果における今後の利用ニーズも現在に比べ高く、今後も利用者の増加が見込まれます。 ・令和4年度時点では、市全体としてサービスは充足していますが、サービスのニーズが高まっている中、令和5年度には定員数が減少しています。 					

【就労継続支援A型】

- ▶企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の対象者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	113 (95.0)	129 (99.2)	135 (95.1)	145	157	170
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	1,690 (97.2)	2,033 (103.4)	2,368 (105.4)	2,615	2,890	3,194
定員数（人）	110	110	110	124	139	156
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・年々利用者が増加しており、今後も利用者の増加が見込まれます。 ・市全体としてサービスは充足していますが、常磐・遠野地区ではややサービスが不足している状況がうかがえます。 					

【就労継続支援B型】

- ▶通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある方であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	698 (97.9)	767 (103.1)	855 (110.2)	931	1,013	1,104
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	11,337 (102.8)	12,220 (108.3)	13,682 (118.4)	14,707	15,824	17,045
定員数（人）	685	735	742	818	900	991
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・年々利用者が増加しており、今後も利用者の増加が見込まれます。 ・市全体としてサービスは概ね充足していますが、勿来・田人地区、常磐・遠野地区ではサービスの不足がうかがえます。 					

【就労定着支援】

- ▶就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある方で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	10 (66.7)	18 (81.8)	25 (86.2)	31	38	46
アンケート調査結果等	・利用実績は少なく計画の見込みを下回っているものの、徐々に増加傾向にあり、アンケート結果における今後の利用ニーズも、現在の約1.5倍となっています。					

【療養介護】

- ▶病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある方であって常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	68 (100.0)	70 (102.9)	70 (102.9)	69	69	69
定員数（人）	164	164	164	164	164	164
アンケート調査結果等	・市外利用者が多いため、定員枠に対する市民の利用割合は低くなっています。 ・アンケート結果における今後の市民の利用ニーズは、現在よりも高くなっています。					

【短期入所】

- ▶居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある方に、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	107 (59.1)	131 (72.0)	149 (81.4)	163	177	193
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	334 (62.8)	401 (71.7)	349 (58.7)	394	459	550
定員数（人）	32	32	32	41	50	60
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度の利用者数はコロナ禍以前から利用者数・量ともに大きく減少しましたが、徐々に利用者数が回復傾向にあります。 ・アンケート結果における今後の利用ニーズについても、現在に比べ高くなっていることから、今後も引き続き利用者の増加（回復）が見込まれます。 ・その一方、各地区において、利用者の固定化などによりサービス事業者が不足しており、特に勿来・田人地区で不足している状況がうかがえます。 					

(3) 居住系サービス

現状と課題

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援の利用者については、地域生活への移行の推進により、前期に比べ少ない水準で推移しています。 ・共同生活援助については、年々利用者が増加しており、コロナ禍以前と比較しても、増加傾向にあります。アンケート調査等の結果でも今後の利用希望は現在よりも高く、障害者支援施設や病院に入院中の障がいのある方の地域生活への移行を推進する観点からみても、今後も利用者数が増加するものと見込まれます。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助のサービスの提供が平地区に集中しており、他地域でのサービス不足が顕著になっています。 ・施設入所支援や共同生活援助利用者の高齢化・重度化に伴う支援の困難化が生じています。

見込量の確保のための方策

- ・施設入所者の地域生活への移行を進めていくとともに、必要な方が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
 - ・共同生活援助については、障害者支援施設や精神科病院等からの地域生活への移行の実績を踏まえ、障がいのある方の数やニーズを的確に捉え、障がいのある方が地域で生活する居住の場を確保するため、今後も事業所の参入促進に努めます。
- また、重度の障がいのある方が利用できるよう必要な支援に努めます。

実績及び見込量

【自立生活援助】

- ▶障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で一人暮らしを希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	17 (242.9)	22 (314.3)	22 (314.3)	26	31	37
精神障がい 利用者数（人）	12	16	16	21	23	26
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズは現在に比べ高く、特に利用者の約7割が集中している平地区のニーズが高いことがうかがえます。					

【共同生活援助】

- ▶地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある方に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	364 (99.2)	398 (102.3)	428 (107.8)	464	504	549
精神障がい 利用者数（人）	101	119	125	132	144	151
定員数（人）	364	381	381	421	465	514
アンケート調査結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は年々増加傾向にあり、市全体としてのサービスは概ね充足しているものの、平地区を除く全ての地区でサービスの不足がうかがえます。 ・市内で提供されるサービスの約6割が平地区で提供されており、アンケート結果からも、平地区の利用ニーズが高いことがうかがえます。 ・今後も精神科病院や施設からの退院者・退所者の受け皿（生活の場）として拡充が必要となっています。 					

【施設入所支援】

- ▶施設に入所する障がいのある方に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	313 (99.7)	320 (102.9)	321 (104.2)	316	310	304
アンケート調査結果等	・施設入所者数は概ね横ばいとなっており、計画の見込みをやや上回っているため、今後、地域移行の更なる促進が必要です。					

※市外施設の利用者数を含む。

3 相談支援

相談支援とは、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、適切なサービス利用に向けた障害福祉サービス等の利用計画の作成を行うほか、入所施設・精神科病院からの地域生活への移行や定着に向けた支援を行う事業です。

現状と課題

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援については、依然として、計画相談支援利用希望者の新規受入れが可能な事業所が不足している状況にあり、計画相談支援の利用を希望しても利用できない方が発生しているため、セルフプランによる支給決定が多くなされている状況にあります。 ・地域移行支援については、利用実績がなく、地域定着支援についても一定の利用はあるものの、実績の増加には至っていません。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援の利用希望者に対し、事業所が不足していることから、利用希望者全てが障害福祉サービスを適切に利用できるよう計画相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。 ・地域生活への移行を推進するため、地域相談支援（地域定着支援及び地域移行支援）提供事業者の確保及び地域移行支援の普及が必要となっています。

見込量の確保のための方策

- ・現状多く存在するセルフプランの減少を図り、適切な障害福祉サービスの利用につなげることができるよう、新規事業所の参入を促し相談支援専門員の人員の確保を図ります。また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人当たりのサービス等利用計画の作成件数の向上に努めます。
- ・障がいのある方の地域移行の一層の促進を図るため、新規事業所の参入を促し、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）事業所の確保等を図り、支援体制の構築に努めます。

実績及び見込量

【計画相談支援】

- ▶障害福祉サービスを申請した障がいのある方について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	1,628 (90.2)	1,774 (94.9)	1,884 (97.3)	1,953	2,027	2,104
アンケート調査結果等	・多数のセルフプランが作成されており計画相談支援事業者が不足していることから、各サービスの中でもニーズが高い状況にあります。					

【地域移行支援】

- ▶入所施設に入所している障がいのある方、又は精神科病院に入院している精神障がいのある方について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1	1	1
精神障がい 利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
アンケート調査結果等	・第6期計画期間内での利用実績はわずかとなっています。					

【地域定着支援】

- ▶居宅で単身等で生活する障がいのある方であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	31 (73.8)	22 (48.9)	15 (30.0)	16	16	16
精神障がい 利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
アンケート調査結果等	・利用者は年々減少傾向となっています。					

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に利用者負担の設定も含めて、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することができる事業です。

本市では、障がいのある方の地域での生活を支援するため、相談支援事業や地域活動支援センターなどの21事業を実施していきます。

現状と課題

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須事業12事業、任意事業9事業を実施しています。 ・ 相談支援事業における基幹相談支援センターの設置や実施体制の見直し、日常生活用具給付等事業における品目の追加、タブレット端末を利用した意志疎通支援事業の実施など、事業の充実に努めています。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法が令和3年5月に改正されていますが、市民、事業者に法の趣旨の周知が十分図られていません。 ・ 意思疎通支援事業における手話通訳者・要約筆記者等の確保が求められています。 ・ アンケート調査等の結果では、相談窓口の充実についてのニーズが高くなっていますが、どこに・どのように相談すればいいかわからないなどの理由から相談支援事業所をはじめ行政の相談窓口を相談先としている方は多くありません。また、障害福祉サービス等の未利用者やオンライン相談窓口（LINEやSNS等）を使えない方などにも対応した、多様な手法による相談支援の充実を望む意見もみられます。 ・ 障がいのある方が地域生活をするにあたり、障がい特性や年齢等に応じた総合的な相談支援体制の確立を図るとともに、各種相談窓口の周知・活用促進と誰もが気軽に相談できる体制の確保が求められています。

見込量の確保のための方策

- ・ 地域生活支援事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障がいのある方等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスであることから、引き続き実施するとともに、関係機関と連携し、必要なサービスの確保に努めます。
- ・ 障がいに対する理解を深め、障がいのある方が安心して地域生活を営むことができるよう市民啓発事業や相談支援事業等の充実に努めます。
- ・ 障がいのある方のニーズを把握し、随時必要な見直しを図ります。
- ・ 事業の普及啓発に努め、必要な方が適切にサービス等を利用できるよう努めます。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業（市民啓発事業）

▶障がいのある方もない方も、ともに生きる社会を実現するため、授産製品ガイドの作成及び障がい者週間記念行事の実施等の市民啓発事業を実施し、障がいについての理解促進を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

▶障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等が行う自発的な取組に対し、補助金を交付することにより、共生社会の実現を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

▶障がいの種別に関わらず、障がいのある方等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援、障がいのある方の権利擁護など必要な支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業（か所）	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

▶判断能力を欠いている障がいのある方が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がいのある方の地域生活を支援します。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	4 (80.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	5	5	5

⑤成年後見制度法人後見支援事業

▶成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

▶聴覚等に障がいのある方の日常生活及び社会生活における意思疎通を支援するために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置者数	3	3	3	3	3	3
登録手話通訳者派遣数（件/月） 下段：見込比（%）	22 (78.6)	22 (73.3)	23 (71.8)	23	23	23
要約筆記者派遣数（件/月） 下段：見込比（%）	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

- ▶重度障がいのある方等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や移動などの自立生活を支援する自立生活支援用具、また、ストーマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、日常生活上の便宜を図るための用具（日常生活用具）の給付を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具（件/年） 下段：見込比（%）	29 (76.3)	23 (60.5)	28 (73.7)	27	27	27
自立生活支援用具（件/年） 下段：見込比（%）	61 (89.7)	37 (54.4)	46 (67.6)	48	48	48
在宅療養等支援用具（件/年） 下段：見込比（%）	50 (67.6)	75 (101.4)	52 (70.3)	59	59	59
情報・意思疎通支援用具（件/年） 下段：見込比（%）	55 (56.7)	54 (55.7)	40 (41.2)	50	50	50
排せつ管理支援用具（件/年） 下段：見込比（%）	9,142 (95.9)	9,186 (93.5)	8,234 (81.4)	8,854	8,854	8,854

⑧手話奉仕員養成研修事業

- ▶聴覚等に障がいのある方のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会修了者（人） 下段：見込比（%）	12 (52.2)	18 (78.3)	26 (113.0)	23	23	23
手話講習会（ステップアップ） 修了者（人） 下段：見込比（%）	15 (115.4)	10 (76.9)	15 (115.3)	15	15	15

⑨移動支援事業

- ▶屋外での移動が困難な障がいのある方が外出する際にヘルパーによる支援を行うことによって、障がいのある方の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月） 下段：見込比（%）	266 (86.4)	266 (81.3)	260 (74.9)	264	264	264
利用量（時間／月） 下段：見込比（%）	1,960 (82.2)	2,154 (86.1)	2,343 (89.1)	2,358	2,373	2,388

※利用者数（人／月）は、月間のサービス利用者実人数。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

- ▶障がいのある方へ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行い、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月） 下段：見込比（%）	83 (96.5)	80 (93.0)	92 (107.0)	85	85	85
設置箇所数（か所）	4	4	4	4	4	4

⑪障害児等療育支援事業

- ▶在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児施設の有する機能を活用し、巡回訪問・訪問健康診査等により療育機能の充実を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数（か所）	1	1	1	1	1	1

⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- ▶身体障がい者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修します。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者養成研修 修了者（人）	0	6	0	5	5	5

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

▶家庭での入浴が困難な重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月） 下段：見込比（%）	18 (100.0)	23 (127.8)	20 (111.1)	23	23	23
利用量（回／月） 下段：見込比（%）	110 (139.2)	106 (134.2)	115 (145.6)	115	115	115

②点字指導員派遣事業

▶点字の学習を希望する中途失明者に対し、点字指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数（回／年） 下段：見込比（%）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1	1	1

③日中一時支援事業

▶障がいのある方の家族の就労支援及び障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月） 下段：見込比（%）	53 (68.8)	63 (81.8)	55 (71.4)	63	63	63

④スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

▶障がいのある方と地域住民が共に楽しめる各種レクリエーションやスポーツ活動の場を提供することにより、障がいのある方の余暇活動の充実や社会参加の推進を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
わいわい塾参加者数（人） 下段：見込比（%）	121 (134.4)	150 (166.7)	150 (166.7)	150	150	150
サンアビススポーツ教室参加者数（人） 下段：見込比（%）	18 (21.4)	38 (45.2)	38 (45.2)	32	32	32

⑤点字広報・議会だより発行事業

▶文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳等により市政情報等を定期的に提供します。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

⑥登録手話通訳者等養成研修事業

▶聴覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる要約筆記奉仕員及び視覚障がい者のコミュニケーションの支援者となる点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要約筆記者養成講習会修了者（人／年） 下段：見込比（%）	1 (10.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	10	10	10
点訳者養成講習会（初級）修了者（人／年） 下段：見込比（%）	5 (25.0)	—	2 (10.0)	—	20	—
点訳者養成講習会（中級）修了者（人／年） 下段：見込比（%）	—	3 (30.0)	—	10	—	10
音訳奉仕者養成講習会（初級）修了者（人／年） 下段：見込比（%）	14 (70.0)	—	10 (50.0)	—	20	—
音訳奉仕者養成講習会（中級）修了者（人／年） 下段：見込比（%）	0 (0.0)	—	— (0)	20	—	20

⑦身体障害者自動車改造・操作訓練費補助事業

- ▶自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労や社会参加の促進を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造・操作訓練補助件数（件／年） 下段：見込比（%）	7 (140.0)	10 (200.0)	7 (140.0)	8	8	8

⑧更生訓練費給付事業

- ▶就労移行支援事業又は自立訓練事業にて訓練を受けている身体障がい者に対し、訓練のために必要な費用を支給することで更生意欲を助長し、社会復帰の促進を図ります。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数（件／年） 下段：見込比（%）	17 (121.4)	19 (135.7)	15 (107.1)	17	17	17

⑨緊急一時宿泊事業

- ▶緊急に居宅においてその介護を行う者がいなくなった障がいのある方が安心して生活することができる場所の確保を容易にすることを目的として、通いなれた障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において宿泊を伴う見守り等の支援を行います。

	第6期計画（実績値）			第7期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数（件／年） 下段：見込比（%）	1 (-)	6 (-)	0 (-)			

※事業の特性上、見込を行うものではないことから、実績値のみの掲載としている。

第3編 第3期いわき市障がい児福祉計画

第1章 成果目標と目標達成のための方策

令和5年5月19日に改正された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害児支援の提供体制の整備等について、令和8年度の目標値等を設定します。

【第3期計画における成果目標（概要）】

①障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・ 難聴児の支援を総合的に推進するための計画を策定（都道府県）
- ・ 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築（都道府県）
- ・ 重症心身障がい児を支援する事業所の確保
- ・ 医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児支援のための協議の場の設置（医療的ケア児支援センターの設置は都道府県のみ）
- ・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置（都道府県・政令市）

※下線部：第3期計画における新規目標。

※国の基本指針の見直しの主なポイントについては、P7～9を参照

1 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針（考え方）】

- ①児童発達支援センターの整備
⇒令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
⇒令和8年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備
⇒令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1か所以上確保する
- ④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置
⇒令和8年度末までに、医療的ケア児等支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村又は各圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【市の考え方】

国の考え方に基づき、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和8年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

また、発達障がい児等及びその家族等に対する支援体制の確保に向けて、別途活動指標を設定します。

●第2期計画実績及び第3期計画目標値

項目	第2期計画			第3期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
児童発達支援センターの整備	3か所	3か所 (令和4年度末)	達成 (100.0%)	3か所 (令和8年度末)

●第2期計画実績及び第3期計画目標値

項目	第2期計画			第3期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
保育所等訪問支援事業所	3か所	4か所 (令和4年度末)	達成 (133.3%)	4か所 (令和8年度末)

●第2期計画実績及び第3期計画目標値（重症心身障がい児を支援する事業所の確保）

項目	第2期計画			第3期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
児童発達支援事業所	2か所	2か所 (令和4年度末)	達成 (100.0%)	2か所 (令和8年度末)
放課後等デイサービス事業所	2か所	2か所 (令和4年度末)	達成 (100.0%)	2か所 (令和8年度末)

●第2期計画実績及び第3期計画目標値（医療的ケア児支援のための協議の場の設置）

項目	第2期計画			第3期計画
	目標値	実績	達成状況	目標値
関係機関の協議の場	設置	1か所	達成	1か所
コーディネーターの配置	3人	0人	未達成 (0.0%)	1人

●第3期計画（活動指標：発達障がい児等に対する支援）

項目	第3期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人
ピアサポートの活動への参加人数	10人	10人	10人

●目標達成のための方策

多様化・複雑化する障がい児支援に対するニーズに対応するため、いわき市地域自立支援協議会（児童・療育関係）等において現状及び課題の調査・検証を行い、関係機関等との連携を強化するなど、体制づくりに努めます。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築を行うため、保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置に努めます。

発達障がいの早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施を推進します。また、障がい児等を持つ家族の不安解消を図り、適切な支援を行うため、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の充実に努めます。

第2章 障害児通所支援等の 必要な量の見込及び見込量確保のための方策

1 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づき、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

障害児相談支援とは、障害児支援利用計画の作成により、障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するためのサービスです。

(1) 障害児通所支援

現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援については、第1期計画期間に引き続き、利用者が年々増加傾向にあります。第1期での利用者増を受け、事業所の増加などサービスの提供体制を強化してきましたが、利用者数は計画の見込みを上回る水準で増加し続けており、市全体としてややサービスの提供不足がみられます。 ・放課後等デイサービスについても、利用者数及び利用量は年々増加傾向にあり、計画の見込みを上回る水準で推移しています。児童発達支援同様にサービス提供体制を強化してきましたが、施設定員に対する利用実績が多く、ややサービスが不足しています。アンケート調査等の結果からもニーズの高さがうかがわれることから、今後も増加するものと見込まれます。 ・保育所等訪問支援については、利用が少ないものの、事業所の増加に伴い徐々に利用者が増加しはじめています。 ・居宅訪問型児童発達支援については、需要はあるもののサービス利用につながらず、利用実績がわずかとなっています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスについては、他業種から参入する事業所が多く、サービスの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。 ・保育所等訪問支援については、サービス提供体制が拡充してきたことから、広く周知・啓発を図り、普及を促進させる必要があります。 ・居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援利用者もサービスの利用が可能となったことから、適切なニーズの把握によりサービス利用につなげる必要があります。

見込量の確保のための方策

- ・障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- ・医療的ケアが必要な障がいのある児童が利用できるサービスについて、事業者に働きかけるなど見込量の確保に努めます。
- ・居宅訪問型児童発達支援の提供にあたって、サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障がい児等の適切な把握に努めます。

実績及び見込量

【児童発達支援】

- ▶未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うとともに、肢体不自由のある児童に治療を行います。

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	390 (104.6)	592 (128.7)	701 (122.6)	851	1,033	1,256
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	1,521 (97.7)	2,125 (107.8)	2,583 (102.4)	3,007	3,506	4,094
定員数（人）	370	390	420	564	739	953
アンケート調査結果等	・小名浜地区、勿来・田人地区、四倉・久之浜・大久地区でサービスの不足がみられます。					

※医療型児童発達支援が本事業に一本化されたため、医療型児童発達支援の実績及び見込量を合算して掲載。

【居宅訪問型児童発達支援】

- ▶重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	2	2	2	2	2	2
利用量（日／月）	2	3	3	2	2	2
アンケート調査結果等	・アンケート結果における今後の利用ニーズはごくわずかですが、引き続き、適切なサービスの提供を見込みます。					

【放課後等デイサービス】

- ▶就学している障がいのある児童に、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	766 (102.4)	897 (107.2)	1,037 (110.9)	1,230	1,459	1,736
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	8,440 (101.0)	10,909 (110.7)	12,594 (108.1)	15,098	18,169	21,966
定員数（人）	560	570	600	742	910	1,114
アンケート調査結果等	<p>・年々利用者数・利用者量ともに増加しており、計画の見込みを上回る水準で推移していることから、今後も利用者の増加が見込まれます。</p> <p>・事業所の増加などにより定員数の拡大を行っているものの、依然として平地区を除く地域でサービスが不足しており、特に、勿来・田人地区、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区でサービスの不足が多くみられます。</p>					

【保育所等訪問支援】

- ▶保育所等に通う障がいのある児童に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	13 (68.4)	18 (94.7)	24 (126.3)	36	42	44
利用量（日／月） 下段：見込比（%）	6 (120.0)	7 (140.0)	6 (110.0)	9	11	13
アンケート調査結果等	<p>・利用実績は多くはないものの、事業所の増加を受け徐々に増加しており、アンケート結果における今後の利用ニーズは現在よりも高くなっています。</p>					

(2) 障害児相談支援

現状と課題

現状	・新たに障害児相談支援利用希望者を受入れ可能な障害児相談支援事業所が不足している状況にあり、障がい者と同様に、セルフプランによる支給決定が多くなされている状況にあります。
課題	・障害児相談支援利用希望者に対し障害児相談支援事業所が不足していることから、障害児相談支援利用希望者全てが障害児通所支援や障害福祉サービスを適切に利用できるよう障害児相談支援事業所の確保が必要であり、また、相談支援専門員が行うケアマネジメントの質の向上及び平準化を図ることが必要となっています。

見込量の確保のための方策

- ・セルフプランの減少を図り、障害児通所支援及び障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会において、ニーズに応じた相談支援専門員の確保等について検証・協議し、NPO法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけるなど、人材の確保・育成に努めます。
- ・また、研修会や意見交換会を開催するなど相談支援専門員の質の向上及び平準化により、一人当たりの障害児支援利用計画の作成件数の向上に努めます。

実績及び見込量

【障害児相談支援】

- ▶障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人） 下段：見込比（%）	423 (80.7)	456 (79.9)	485 (77.5)	490	496	503
アンケート調査結果等	・多数のセルフプランが作成されており障害児相談支援事業者が不足していることから、各サービスの中でもニーズが高い状況にあります。					

2 子ども・子育ての支援等における体制整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、以下のように設定します。

実績及び見込量

【保育所の利用を必要とする障がいのある児童数】

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童数（人）	243	266	280	296	315	330

【認定こども園の利用を必要とする障がいのある児童数】

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童数（人）	17	25	37	41	51	59

【放課後児童健全育成事業を必要とする障がいのある児童数】

	第2期計画（実績値）			第3期計画（見込量）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童数（人）	120	127	135	146	154	164

見込量確保のための方策

障がいのある児童に対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

資料編

1 用語解説

【ア行】

■アクセシビリティ

施設、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

■アスペルガー症候群

対人関係の障がいがあり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は自閉症と共通するが、アスペルガー症候群は明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

■アセスメント

事前評価などと訳される。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助に先だって行われる一連の手続きのこと。

■意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

■一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

■医療的ケア

日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引や経管栄養など、恒常的に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

■インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み。

■オストメイト

がんや事故などで消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開口部（ストーマ）を造設した人のことをいう。人工肛門保有者・人工膀胱保有者とも呼ぶ。

【力行】

■学習障がい（LD：Learning Disabilities 又は Learning Disorders）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

■基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいのある方に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う機関のこと。

■共生型サービス

高齢者と障がいのある方が同一事業所でサービスをうけやすくするため、一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取組。

■共生社会

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

■強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の日常生活に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

■ケアマネジメント

障がいのある方が地域で生活するため、障がいのある方一人一人の生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組合せて、一体的・総合的に提供するための手法。障害者自立支援法の施行により導入され、狭義には、障害支援区分の認定プロセスやサービス利用計画作成サービス等、広義には、自立支援協議会等における社会資源の連携や相談支援体制の構築を指す。

■権利擁護

自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人（障がいのある方等）のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。

■権利擁護・成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方や、虐待等による権利侵害を受けている方の権利擁護を推進するための専門的な支援機関。

■高次脳機能障がい

病気や事故などで脳がダメージを受けたことにより、言語・記憶・注意力・遂行機能などに障がいが生じ、日常生活に困難を有するようになる障がいのこと。外見からはわかりにくい「見えない障がい」と呼ばれ、制度のうえでは精神障がいに分類される。

■工賃

就労継続支援B型事業所等で働く障がいのある方に支払われる賃金（手当、賞与等含む）。事業所等が授産活動で得た収入から必要経費を差し引いた残りが、工賃として利用者に支払われる。

■合理的配慮

障がいのある方が権利と基本的自由を享有し、行使することを保障するために必要とされる環境の改善、変更及び調整であり、かつ過度の負担を課さないものをいう。例えば、障がいの状態に応じた専門性を有する教員の配置等。

【サ行】

■自主防災組織

災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織。

■指定難病

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成27年1月1日施行）の対象疾患として指定を受けた難病で、対象者については医療費の助成を受けることができる。令和3年11月1日現在で338疾病が対象（令和6年4月より341疾病に拡大される予定）となっており、障害者総合支援法の対象者となる難病等とは、対象範囲が異なる点に留意。

■児童発達支援センター

児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられるもの。

■自閉症

「対人関係」、「コミュニケーション」、「限定した常同的な興味、行動及び活動」の3つの領域で障がいがみられる。3歳までには何らかの症状がみられる。

■重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態のこどもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）と定めている。

■社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念など。

■手話通訳（者）

言語・聴覚に障がいのある方のコミュニケーション手段の一つである手話を用いる通訳。

■障がい者虐待防止センター

平成 24 年 10 月 1 日より施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）において、市町村に機能設置が義務づけられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障がいのある方に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

■障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がいのある方の尊厳と権利を保障するための人権条約。全ての障がいのある方によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護及び確保すること並びに障がいのある方の固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的としている。この条約は批准国に対し、障がいのある方の権利を確保するための取組を求めている。2006 年 12 月に国連総会で採択された。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。

■障害者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12 月 3 日から 12 月 9 日までの一週間を「障害者週間」として平成 7 年度に設けた。

■障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、障がいのある方の職業生活の自立と安定を図るため、就労に課題のある障がいのある方に対し、就業とそれに伴う生活上の支援を一体的に実施する機関。関係機関と連携しながら、職場実習の斡旋や求職活動の支援、就職後の定着支援、それらに伴う生活上の支援を行う。

■障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。

■障害支援区分

障がいのある方の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、区分1から区分6までである。

■小児慢性特定疾病

こどもの慢性的な病気のうち、治療に相当期間を要し、医療費の負担も高額となるものは『小児慢性特定疾病』として、医療費の公費負担が行われている。対象は悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群／皮膚疾患／骨系統疾患／脈管系疾患。

■消費生活センター

消費者保護を目的とした都道府県・市町村（特別区を含む）の行政機関であり、衣食住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談への対応、消費者被害の未然防止など暮らしに役立つ情報等の提供をしている。

■自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、都道府県や市町村に設置する協議会。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障がいを有する者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として交付する手帳。各種援護施策を受けることができる。

○対象となる障がい

①視覚 ②聴覚、平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能 ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） ⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能 ⑨小腸機能 ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能障がい

■身体障害者補助犬

身体障害者補助犬法で規定された、盲導犬／視覚障がい者の手助けをする、聴導犬／聴覚障がい者の手助けをする、介助犬／運動機能障がい者の手助けをする犬をいう。

■ストーマ

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排せつするために増設された排せつ口のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任するほか、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、不利益から守る制度。

■相談支援専門員

障がいのある方等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画書を作成する者。相談支援事業を行う際は、事業所等に相談支援専門員を配置しなければならない。実務経験を満たし相談支援従事者研修（初任者研修）を修了した者が相談支援専門員となる。

【夕行】

■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく市町村における地域生活支援事業の一つ。障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行うセンター。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域包括ケアシステム

障がいのある方や高齢者等が、家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等がチームを組んで、必要なサービスを総合的に適時・適切に提供するシステム。

■注意欠陥多動性障がい（AD/HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

注意持続の欠如もしくはそのこどもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。

■点訳奉仕員

所定の講習を受け、印刷された文字や手書きの文字を点字に改め、点字の書籍や文書作成に協力する者。

■特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【ナ行】

■日常生活用具

重度の障がいのある方に対し給付又は貸与される在宅で自力での日常生活を容易にするための用具。市町村地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付等事業で給付又は貸与する。

■乳幼児健康診査

母子保健法により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査、その他の乳幼児健診等を実施しており、乳幼児の心身の発育・発達のスクリーニング等を行っている。

■認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。

■ノーマライゼーション

障がいのある方もない方も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すとの考え方。

【ハ行】

■発達障害者支援センター

発達障害者支援法第14条に基づき、発達障がい者支援の専門機関として各都道府県・指定都市に設置。発達障がい児者及びその家族からの相談に応じるほか、関係機関への研修会の開催による人材育成、発達障がいについての普及啓発や情報提供を行う。

■バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ハローワーク

厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的に行っているが、障がい者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

■ピアサポート

一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られること。障がい領域においては、障がいのある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

■福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある方のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、労働者としての権利や最低賃金は保証されず、あくまでも施設の利用者という立場であり、自立更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

■福祉の店

障がい者の社会参加と住民に対する理解の促進を図るため、障害者支援施設で作られた製品の展示販売を行う店舗。

■福祉避難所

高齢者や障がいのある方等の要配慮者のために特別な配慮がされた避難所。一般の避難所同様に市町村が指定するもので、社会福祉施設、学校、公民館等が想定される。

■ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

■ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

■ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や情報提供等を行う。

■法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき義務づけられた、従業員が一定数以上の規模の事業主が雇用すべき、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合。民間企業の法定雇用率は2.3%、国や地方公共団体等は2.6%。

■補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全杖、補聴器、義肢、車いす、歩行器など。

【マ行】

■民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

【ヤ行】

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■避難行動要支援者

災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとる際に支援を要する人。

■要約筆記（者）

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝える。一般的にはOHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話し手の内容をTP（トランス・ペアレन्シー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。

【ラ行】

■リハビリテーション

障がいのある方の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある方の自立と参加を目指すとの考え方。

■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。障がいのある児童等を対象として、障がいの早期発見・早期治療による障がいの軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図る。

■療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がいを有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障がい者」であることの証票として県知事が交付する手帳。

2 いわき市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、いわき市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日実施）第16条の規定により設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 困難事例等の検討・調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、20名以内の構成員をもって組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置き、構成員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集し、その議長となる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

2 会長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議等)

第7条 協議会には、その円滑な運営を図るため、必要に応じ、運営会議及び部会等を設けることができる。

2 前項の規定に基づいて設置した運営会議及び部会等の組織、運営等については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(個人情報)

第9条 協議会において知り得た個人情報については、その取り扱いを十分留意しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

資料編

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

区分	団体等名
学識経験者	大学等
	（内科医又は整形外科医）
	（精神科医）
障害者団体等	いわき市盲人福祉協会
	いわき市手をつなぐ育成会
	いわき地区自閉症児・者親の会
	いわき市身体障害者福祉協会
	いわき聴力障害者会
	いわき市腎臓病患者友の会
障害者福祉施設等	いわき地区障がい者福祉連絡協議会
	社会福祉法人いわき福音協会
	社会福祉法人育成会
	社会福祉法人誠心会
	社会福祉法人希望の杜福祉会
障害者関係機関等	福島県立いわき支援学校
	福島県立平支援学校
	いわき公共職業安定所
	いわき障害者就業・生活支援センター
	いわき市社会福祉協議会
市民代表等	いわき市ボランティア連絡協議会等

3 いわき市地域自立支援協議会委員名簿

(令和5年6月1日現在)

区分	氏名	所属団体職名	特記事項
学識経験者	三好 圭	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	副会長
	吉沢 和朗	独立行政法人国立病院機構いわき病院（内科）	
	志賀 忠夫	公益財団法人磐城済世会舞子浜病院（精神科）	
障害者団体等	吉江 路子	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	
	吉村 真澄	いわき市手をつなぐ育成会 監事	
	渡辺 さゆり	いわき地区自閉症児・者親の会 会長	
	鈴木 世津子	いわき市身体障害者福祉協会 会長	
	石井 静子	いわき聴力障害者会 副会長	
	長谷川 勇三	いわき市腎臓病患者友の会 会長	
障害者福祉施設等	長谷川 秀雄	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	
	鍛冶 奈保子	社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	
	古川 敬	社会福祉法人育成会 常務理事	会長
	谷平 耀宗	社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	
	鈴木 恵美子	社会福祉法人希望の杜福祉会 施設長	
障害者関係機関等	菅野 美恵子	福島県立いわき支援学校 校長	
	渡部 孝男	福島県立平支援学校 校長	
	梅原 佐登志	いわき公共職業安定所 所長	
	佐藤 香	いわき障害者就業・生活支援センター 所長	
	磯 咲生恵	いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主事	
代 市 表 民	渡辺 成子	いわき市ボランティア連絡協議会	

4 第5次市障がい者計画(後期)・第7期市障がい福祉計画・第3期市障がい児福祉計画策定経緯

年月日		検討会議等／協議事項
令和4年度	10月20日	第2回 いわき市地域自立支援協議会 (1) 第5次いわき市障がい者計画等の実施状況について
	10月26日 ～11月11日	「第5次いわき市障がい者計画等に係るアンケート調査」の実施
	1月23日 ～1月24日	「関係団体ヒアリング」の実施
	3月23日	第3回 いわき市地域自立支援協議会 (1) 第5次いわき市障がい者計画等の策定に係るアンケート調査について
令和5年度	8月24日	第2回 いわき市地域自立支援協議会 (1) 第5次いわき市障がい者計画(後期)等の素案等について
	11月14日 ～11月28日	パブリックコメントの実施
	1月17日	第3回 いわき市地域自立支援協議会 (1) 第5次いわき市障がい者計画等の改定について ・「第5次いわき市障がい者計画(後期)等(素案)」の主な変更点について ・「第5次いわき市障がい者計画(後期)等(素案)」に対する市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について ・第5次いわき市障がい者計画等の改定等に係る市長提言について
	1月26日	いわき市地域自立支援協議会から市長への提言
	2月5日	議会への提出

5 パブリックコメントの結果について

(1) 概要

①対象案件

第5次いわき市障がい者計画（後期）（素案）（計画期間：令和6年度～令和8年度）

第7期いわき市障がい福祉計画（素案）（計画期間：令和6年度～令和8年度）

第3期いわき市障がい児福祉計画（素案）（計画期間：令和6年度～令和8年度）

②意見募集期間

令和5年11月14日（火）から令和5年11月28日（火） 15日間

③公開方法

ア：市ホームページへの資料掲載

イ：担当課（保健福祉部障がい福祉課 市役所本庁舎2階）における資料提供

ウ：市役所本庁舎1階市民ロビー、各支所の情報公開コーナーへの資料備え付け

④意見提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、障がい福祉課へ直接持参するか、郵送、ファクス又は電子メールにより提出。

(2) 募集の結果等

①意見提出人数（提出方法内訳）

4名（電子メール4名）

②意見提出件数

19件

【意見の内訳】

	分類	件数
1	第5次いわき市障がい者計画（後期）について	15件
2	第7期いわき市障がい福祉計画について	4件

第5次いわき市障がい者計画（後期）
第7期いわき市障がい福祉計画・第3期いわき市障がい児福祉計画

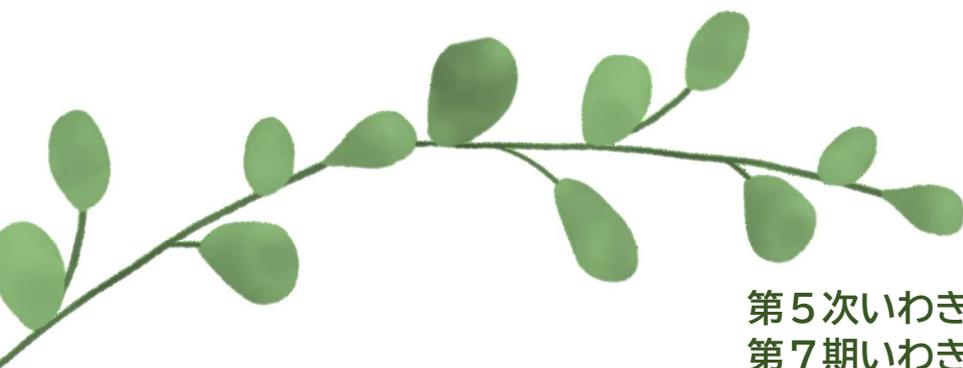
発行年月：令和6年2月

発行：いわき市 保健福祉部 障がい福祉課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

電話：0246-22-7485(直通) FAX：0246-22-3183

URL：<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>



第5次いわき市障がい者計画（後期）
第7期いわき市障がい福祉計画
第3期いわき市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度